

平成 20 年第2回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成20年6月26日

開 議 午前9時30分

	末武議長	おはようございます。只今の出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回まんのう町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。
	栗田町長	招集者であります町長のごあいさつをお願いいたします。町長 栗田隆義君。
		皆さん、おはようございます。本日は、まんのう町議会第2回定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位皆様方におかれましては、ご出席を賜りましてありがとうございます。振り返ってみますと昨年の今頃は異常渇水ということで苦汁の選択でプールの使用も中止というようなことでございましたが、本年はまんのう町の風物詩でもあります満濃池のゆる抜きも6月13日に恒例どおり盛大に行われ、満濃池の貯水率も100%ということで少し安心をいたしておるところでございます。本日お願いを申し上げます。議案は13件でございます。慎重審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。
	末武議長	日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。事務局長 久留嶋一之君。
	久留嶋議会 事務局長	ご報告申し上げます。
		初めに、町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案13件を受理いたしました。
		次に、地方自治法第112条及びまんのう町議会会議規則第14条の規定に基づく、議員提出発議4件、意見書2件を受理いたしました。
		次に、請願書1件、陳情書1件を受理いたしました。
		次に組合議会関係について、
		平成20年3月15日 平成20年香川県中部広域競艇事業組合議会3月定例会が開催され、 「議案第1号 平成20年度香川県中部広域競艇事業組合予算（案）について」審議されております。
		平成20年3月25日 平成20年第1回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、 「議案第1号 仲多度南部消防組合監査委員（識見者）の選任について」ほか2件が審議されております。
		平成20年5月23日 平成20年第1回仲多度南部消防組合議会臨時会が開催され、 「議案第1号 仲多度南部消防組合監査委員（議会選出者）の選任について」審議されております。

日程第 1	久留嶋議会 事務局長	平成 2 0 年 5 月 2 7 日 平成 2 0 年中讃広域行政事務組合議会 5 月定例会が開催され、 「議案第 1 号 工事請負契約の締結について（クリトピア丸亀中央監視制御装置更新工事）ほか 1 件が審議されております。 次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より平成 2 0 年 2 月分から 2 0 年 5 月分の一般会計収支、各特別会計収支、及び水道事業会計収支の出納検査、平成 2 0 年度、有限会社 仲南振興公社の財政援助団体等監査の報告が参っております。 次に、町長より、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、 報告第 1 号、第 2 号として、平成 1 9 年度まんのう町繰越明許費繰越計算書の報告、また、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、報告第 3 号として、まんのう町土地開発公社平成 1 9 年度決算並びに平成 2 0 年度事業計画及び予算に関する書類、報告第 4 号として、財団法人ことなみ振興公社の経営状況に関する書類、報告第 5 号として、有限会社仲南振興公社の経営状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配布してある書類をもって報告に代えさせていただきます。 次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。 また、議会運営委員会において、山西委員長の委員長辞任に伴い、委員長に三好勝利委員、副委員長に大西樹委員が選任されています。 以上で議会報告を終わります。
	末武議長	議会報告を終わります。 日程第 1 本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 三好勝利君。
	三好議会 運営委員長	議会運営委員会の、ご報告を申し上げます。 6 月 6 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員、全員が出席いたしまして、6 月定例会についての協議、また、山西委員長の委員長辞任に伴い、委員長・副委員長の選任を行いました。 また、6 月 2 3 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員、5 名が出席いたしまして、6 月定例会運営について慎重に審議しました。 また、6 月 2 6 日午前 9 時より、第 1 委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員、全員が出席いたしまして、議案の取り扱いについて慎重に審議しました、その結果を、ご報告いたします。 それでは、お手元に、配布されております、議事日程第 1 号について、ご説明を申し上げます。

三好議会 運営委員長	日程第 1	議会運営委員会報告	議会運営委員長	
	日程第 2	会議録署名議員の指名		
	日程第 3	会期の決定	本日 1 日間と致します。	
	日程第 4	町政報告		
	日程第 5	所管事務調査の委員長報告	総務常任委員長	
	日程第 6	所管事務調査の委員長報告	教育民生常任委員長	
	日程第 7	所管事務調査の委員長報告	建設経済常任委員長	
	日程第 8	議案第 1 号 まんのう町 税条例の一部改正について		即決でお願いします。
	日程第 9	議案第 2 号 まんのう町 監査委員に関する条例の一部改正について		即決でお願いします。
	日程第 10	議案第 3 号 まんのう町 母子家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について		即決でお願いします。
	日程第 11	議案第 4 号 まんのう町 乳幼児等 医療費支給に関する条例の一部改正について		即決でお願いします。
	日程第 12	議案第 5 号 まんのう町 重度心身障害者等 医療費支給に関する条例の一部改正について		即決でお願いします。
	日程第 13	議案第 6 号 まんのう町 水道事業の設置等に関する条例の一部改正について		即決でお願いします。
	日程第 14	議案第 7 号 まんのう町 簡易水道設置条例の一部改正について		即決でお願いします。
	議案第 6 号、議案第 7 号の 2 議案は、関連がありますので、一括議題とさせていただきます。			
	日程第 15	議案第 8 号 平成 20 年度 まんのう町一般会計補正予算案 第 1 号		即決でお願いします。
	日程第 16	議案第 9 号 平成 20 年度 まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案 第 1 号		即決でお願いします。

三好議会 運営委員長	日程第 17	議案第 10 号	平成 20 年度 まんのう町老人保健特別会計補正予算案 第 1 号	即決をお願いします。
	日程第 18	議案第 11 号	中讃広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び中讃広域行政事務組合 規約の一部変更について	即決をお願いします。
	日程第 19	議案第 12 号	工事請負契約の締結について 平成 20 年度 都市公園等統合補助事業満濃町総合公園整備工事 第 1 工区	即決をお願いします。
	日程第 20	議案第 13 号	工事請負契約の締結について 平成 20 年度 都市公園等統合補助事業満濃町総合公園整備工事 第 2 工区	即決をお願いします。
	議案第 12 号、議案第 13 号の 2 議案は、関連がありますので、一括議題と、させていただきます。			
	日程第 21	発議第 1 号	まんのう町 議会議員定数条例の制定について	議会運営委員会に付託
	日程第 22	発議第 2 号	まんのう町 議会議員定数条例の制定について	議会運営委員会に付託
	発議第 1 号、発議第 2 号の 2 議案は、関連がありますので、一括議題と、させていただきます。			
	日程第 23	発議第 3 号	まんのう町 議会議員 選挙区条例の制定について	議会運営委員会に付託
	日程第 24	発議第 4 号	まんのう町議会 町民報告会条例の制定について	議会運営委員会に付託
	日程第 25	請願第 1 号	後期高齢者 医療制度の廃止を求める意見書提出について	即決をお願いします。
	日程第 26	陳情第 1 号	満濃中学校改築について	即決をお願いします。
	日程第 27	意見書第 1 号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を 求める意見書案	即決をお願いします。
	日程第 28	意見書第 2 号	食料の安定供給のための基幹水利施設の整備等に関する意見書案	即決をお願いします。

	三好議会 運営委員長 末武議長 本屋敷議員 末武議長 三好議会 運営委員長 末武議長 本屋敷議員 末武議長 三好議会 運営委員長	日程第 29 一般質問 日程第 30 閉会中の継続調査について 以上の日程で、意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。 以上で、議会運営委員会の、報告を終わります。 議会運営委員会の報告を終わります。 議会運営委員長の報告に対する質疑はありませんか。 本屋敷議員。 日程第 3 会期の決定と、日程第 8 議案第 1 号まんのう町税条例の一部改正について、日程第 1 0 号 議案第 8 号 平成 2 0 年度まんのう町一般会計補正予算案について、日程第 2 5 請願第 1 号についてですね、議会運営委員会の中でどのような質疑がされたのかの質問をさせていただきます。 1 4 番 三好勝利君。 ただ今の質問に対してお答えいたします。一般会計補正予算の件ですけど、これはつい 3 月ですか、新年度の予算を十分審議いただいて、まだ日も浅くほんの一部の補正でございますので、あえて委員会に付託するまでのことはないと全員の判断によって会期を 1 日と決定したわけですので、また、その他につきましては、議員皆さんも、閉会中の事務調査ということで前もって審議をいただいておりますので、そのような決定となりましたのでご了解をいただきたいと思います。以上です。 3 番 本屋敷崇君。 所管事務調査で議案に関する質疑はしていませんので、そこはちょっと委員長と見解が異なるところでございますが、日程第 29 すいません、追加ですが、日程第 2 9 の一般質問についてもですね、どのような質疑がされたのかをお願いします。 1 4 番 三好勝利君。 日程 2 9 の一般質問、これは運営委員会でどうこう、議員さん個々のことであってどのような質問が出てくるかわからん。大体大まかな出締めは出ておりますけど、その中ではやはり、議員さん個々のモラルの問題だと思いますので、その辺はスピーディに審議いただいて、やたらと長引く云々というのは特徴ではない。やっぱり簡潔に、分かりやすく、やはり実のある質問をしていただきたいと思いますということで決定しておりますので、やってみな分からんという原文はいただいております。大まかな項目だけで、原
--	--	--

三好議会 運営委員長 末武議長 本屋敷議員	文はいただいておりますので、個々に議員さん考えが違うように、どのような質問が出てくるかも分かりませんが、制限時間の皆さんいただいておりますので、その辺で良識のある質問、また簡潔な執行部の答弁をお願いしたいと思います。以上です。 3 番 本屋敷崇君。 最後に確認ですが、日程第3 会期の決定においてですね、事件がこれだけあるのに対してですね、また、一般質問がこの3年目に入ってですね、初年度に、一般質問が事件と一緒にして、大幅に時間を延長するという形になりましたけれども、そのことについて何も、どのような議論がされたのか、されてなければそれで結構です。後、まんのう町税条例の一部改正についてもですね、特別徴収等々の町民の生活に関わることがあり、即決とするのはどうかと思う部分がありますが、そのようなところは質疑されなかったのか。また、日程第10号の一般会計補正予算ですけども、6月議会にですね、上がってきている主としましては、学校耐震問題ですけども、当初予算2億5千万に対して6千万というような形になりますけれども、それほどの大きな補正予算に対して付託する必要性があるのかないのかの質疑をされたのかどうか、後、また、日程第25の請願第1号ですけども、請願という特質上ですね、これを即決とすることが望ましいのかどうかということについて、議会運営委員会の中でどのように議論されたのかの説明を求めます。
末武議長 三好議会 運営委員長	14 番 三好勝利君。 請願どれやったん、25、26、25、請願第1号 高齢者医療、これも十分いろいろ意見が出ました。後でこの分については賛成ないし、また反対等の意見が出るんじゃないかと思っておりますけれど、それも進行してみなければ分かりません。それはその時の対応ということで、これほどの議案が当日で済むのかというのは、一般常識で考えてみて、議員さん各々の方で分かると思います。ただ5時までというのではなくして、延会というのは十分視野に入れておりますので、その辺は心配なく、時間は十分ありますので、足らなければ議会運営でちゃんと配慮いたしますので、ご心配なく十分審議をしていただきたいと思います。以上です。
末武議長 藤田議員	9 番 藤田昌大君。 今の委員長の発言で気になったんですが、時間はですね、普通正常な運営であれば5時に終わるのが正常な運営なんです。ただ、特別な事案がある場合は、想定してですね、その場で延長を決めるわけありますので、今、本屋敷君が言ったみたいにですね、こんだけの議案があつて議会の機能を十分発揮する、審議するためにはやはり1日で切り上げる、それで5時まででしたら延長したらええやないかと、そういう安易なですね、議運では困りますので、やっぱり規則に則ったですね、運営を図るようにですね、ぜひ、討議していただきたいと思うんです。5時以降に延ばすのは、異常なルールですんで、それで議会議員のですね、調査権とか、そんなんですけど、これは本会議の開会中しかありませんので、一番大事な本会議をどう考えとるんやという議論になりますので、

藤田議員	そういった安易の延長とかはなくてですね、やっぱり5時までに打上げながら粛々とですね、次に延ばしたり、そして最終日を決定する。最終日にどうしてもこれはいかんという場合に延長はありえるんですけども、安易な延長を考えるのはどうかと思いますので、ちょっと委員長に質問しときます。以上です。
末武議長 三好議会 運営委員長	14番 三好勝利君。 各々やはり、議員さんでありますので、的確な質問だと思いますけど、議会運営は議会運営でやって、十分討議して全会一致で回答ということになっておりますので、それを今さらどうこうすることはできませんけど、今後の参考意見として承りますけど、今日はとりあえず議事進行をするのが先決でなかろうかと思いますのでよろしくお願いします。
末武議長 藤田議員	9番 藤田昌大君。 議事進行が先決とは違いますから、議事の中身をきちっと論議して、それにふさわしいまんのう町議会の結論を出しましょうと、これを言うのが分です。ですから、議運のメンバーの人をどうこう言うんではありませんけれども、慎重な議論をしてですね、例えばこの8名の一般質問者がおります。その分の計算しても30分だけの質問時間を計算しても240分、その分を考えたらだいぶ時間がかかりますし、この中身で請願と陳情があるんですよ。意見書と全然違う性質のものがありますんでね、そのへんやっぱり十分吟味していただきたいと思いますので、あんまり安易に回答せんようによろしくをお願いします。
末武議長 三好議会 運営委員長 末武議長 加地議員	14番 三好勝利君。 どの意見も正しい意見だと思いますけど、今日はそういうことで議事進行を進めて、どうしても時間切れ羽詰った場合には、やっぱり再度議運を開いて対処するというところで報告してありますので、まず議事進行をお願いします。以上です。 加地禎君。 議運の委員長の議案についての質問ではないんですけども、委員長の報告の中に委員会構成を、この間改選いたしました。その時にいろいろ、委員長構成なり、各常任委員会の委員会構成、特別委員会の構成等をいろいろしたんですが、その時に議運の委員長、山西議員として、議運の委員会の委員長を決めるのにだいぶ時間も経過いたしたように、私は認めておるんですが、委員会、正式なこの議会を開会せずにして委員長が辞任して代わるということはどういう理由で代わったのか、我々普通、議会一般議員はそれは分かんのです。議運の構成のなかでは、議員のなかではお分かりになると思いますけれども、その議運の委員構成から外れておる我々議員は、何の理由で、今まで議長経験してこられた議長が議運の委員長、それに決まったそれが、まだこの本会議が開会しておらないうちに早や、今日、委員長が代わったということでご報告を受けたんじやが、どういう理由で代わったかそれをちょっと私よろしかったら聞かせていただきたい。その委員長が代わったのがどうこういう問題ではないんですよ。代わったの

	加地議員	はどうして代わったか。それだけを私、聞かせていただきたい。それに対してどうこうは言いませんけれども、私、不思議なんですわ。山西議長も2年間いろいろご苦労いただいて、立派に今日も議席にも座っておるんじやが、何が不服でこれ代わったか。それをちょっと聞かせていただきたい。よろしかったらお願いいたします。
	末武議長	14番 三好勝利君。
	三好議会	議運の構成に対する質問でありましたので、まず私から報告申し上げます。先般、全員協議会で、事務局長より報告し、皆さんに了解、また、議会運営内部のことでございますので、前委員長の山西委員長から議会運営委員会宛てに、一身上の都合で委員長を辞任したいということで、全員数時間かけて協議しました結果、それも一身上の都合なら、体調が不良か、どういう具合か分かりませんが、とにかく一身上の都合ということで受理いたしましたので報告とします。以上です。それ以外に意味合いは全然ございません。
		(はい、了解)
	末武議長	2番 小亀重喜君。
	小亀議員	すいません。度々で申し訳ないんですが、発議1から4議員提案の扱いについてのご確認をさせていただけたらと思います。今、委員長のご報告で、議会運営委員会への付託ということで、発議者の1人として、即決ではなくて慎重審議ということを図っていただきまして、非常に感謝いたしております。ただ、議運での審議について、共通理解をさせていただけたらと思うんですが、議運での審議というのは議会運営委員会のメンバーというか、委員さんだけなのか、それとも各常任委員会ごとに事前に意見集約的なことをされた上で議運の中で図られるのかということをちょっとご確認させていただきたいと思うんです。それで、まんのう町議会におけます議会運営委員会の人選というのが、各常任委員会の委員長が入っているということは、委員長を通じまして各委員会の意向を反映していくということが根底にあるんじゃないかなあと思います。また、予算案のように最終審議は総務委員会でやっているんですけど、所管ごとに質疑を重ねて、最終的に総務委員会でやっていくということで、今回、議会運営委員会で慎重審議をなさっていただくのは、十分期待させていただいているんですが、事前に各委員の意向なり考え等を聴取したうえで、そこへたどり着かれるかどうか、そのあたりのお考えをお聞かせいただけたらと思います。お願いします。
	末武議長	14番 三好勝利君。
	三好委員長	明確な質問だと思います。その件に関しましては、やはり、2番議員さん言いましたように、各常任委員長がそのために入ってくるわけで、だいたい常任委員会の流れ、雰囲気というのは議運の間でつかんでおります。そういう中で1つ1つ、単なる即決、即決でなくして、総務の関係は総務の委員長さんおいでますので、どうでしょうかという審議の中、また、皆さんで審議して、これ

三好議会 運営委員長	で即決で行ってくださいと、教民の場合は教民、ただ単に出してきたものをここで委員長報告は簡単になりますけど、それに仕上げるのは事務局、執行部を交え、相当慎重に審議し、激しいやり取りもしておりますので、その全部を公開するのなればこの後は録音でもとってこの場で録音を公開しなければなりません。ただ単に安易にやったのではなくして、やはり議運は議運という大きな重責を担って審議しておりますので、その分に対して質問は結構ですけど、それをどうこう変更ということは、今後の課題として今日は、とにかく議事を進めてください、とりあえず。それと、なぜ議運預かりになったかといいますと、私もこれは定数問題ですから、総務常任委員会でないかということで申し上げたら、局長が待てよと、自治法を調べて見ると、議会の定数に関すること、議事運営に関することは、議運に付託するということに条例がなっておるので、それはだめだと言うことをいただきましたので、それじゃ、やはり議運の委員会に預かって全て大事なことで、特にこういうのは慎重に審議しなければならないので、議運に預からせていただいて、ただ単に預かって持って帰ってすぐというのではなくして、継続になるかどうか、分かりませんが一応付託ということで再度審議してお答えを出すということでいっておりますので、ただ、安易に簡単に、ああそうかというようなものの例えでいうなれば簡単にやったわけではございません。やはり、それはそれなりに責任をもって報告をしとるわけではございますので、後、とにかく議事進行をよろしく願います。これは委員長としてのお願いです。議事進行。
末武議長 川原議員	川原議員。 ただ今の件に関係するわけでありますが、発議1号から4号まで議会運営委員会に付託と、これはこれでいいんじゃないかと。ただし、これは、この件の内容を見ますとやはり、自治法、合併協議会等に大きく関連してくる問題でありますから、将来のまんのうを見据えてどうあるべきかと、こういうことになってきますと、議員全員の意見が生かされる十分審議されるべきところでやっていたように、委員長に重ねてお願いを申し上げておきますので、よろしくお願い申し上げます。
末武議長 三好議会 運営委員長	14番 三好勝利君。 最後の質問ですけど、質問といいますか参考意見にさせていただきますけど、やはり議運に預かって、その中でまたどういうふうに配分するか、どういうふうに審議を進めていくかというのはこれからの問題でございますので、まず、議運の委員会に付託していただいてからの問題でございますので、十分、今、川原議員さんのおっしゃられたように、十分に審議し、その中で意見をまとめたいと思っておりますので、ご心配なく議運の方に任せてください。以上です。
末武議長 藤田議員	9番 藤田昌大君。 今、ちょっと委員長に確認したいんですが、小亀議員の質問はですね、各委員長が委員の意見を聞いてですね、会期を決定したんかということなんですよ、ですから、例えばこの議会だったら、こんだけの議案があるけん、委員の中でですね、例えば委員

日程第 2	末武議長 三好議会 運営委員長	会を 2 日か 3 日とってほしいとか、いろいろ意見があるわけですよ。だから、6 月議会に望むにあたってその意見を聞いたか、聞いてないかをちょっと聞いたんですから、それに対してですね、明確な答えをしてくれたらそれで終わりなんです。それだけを求めますので。以上です。 1 4 番 三好勝利君。 先ほど私が、丁寧に各常任委員長おいでるので一言一言、全部委員長に相談申し上げてどうしようかと、それは即決でやれと、それで皆さんと再度図って、それは委員長のとおりの意見を尊重してやるかと、一部の議案については、相当 3 0 分ないし 4 0 分ほどやり取りがあったんですけど、最終的にやはり即決でもいいだろうという判断でやっておりますので、報告はやはり責任を持って報告しておるわけでございますので、ご心配なく、どうぞ議事進行をお願いします。 以上をもって質疑を終了いたします。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により議長において、
日程第 3	末武議長	6 番 橋田 忍君 7 番 白川美智子君 を指名いたします。 日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議あり) これより、会期の決定の件を起立により採決いたします。 本定例会の会期は、本日 1 日間とすることに賛成の諸君の起立を求めます。 (起立多数) 起立多数であります。
日程第 4	栗田町長	よって会期は 1 日間と決しました。 日程第 4 町政報告を行います。町長 栗田隆義君。 それでは、3 月議会以降の町政報告をさせていただきます。昨年の本会議における町政報告におきましては、冒頭に渇水についての報告をいたしましたが、本年度は今のところ雨量も多く、満濃池の貯水量も 2 4 日現在 1 0 0 % と聞いており、安堵いたして

	栗田町長	おります。しかしながら、これから水を多く使用する夏場を迎え、今後も節水を心がけるようお願いを申し上げて行きたいと思っております。 まず、本年も5月25日の神野地区を皮切りに6月7日の仲南地区まで7地区に分けて町政懇談会を開催いたしました。様々なご意見、ご要望をお聞かせいただき大変有意義なものでありました。 次に、本年度の小中学校の新入学生は、小学生132名、中学生159名でございました。5月13日には北山新教育長が選任され、新体制となり、教育行政各般にわたり大いに期待をいたしております。 また、長炭小学校の耐震大規模改修工事は、建築確認申請を県に申請中で、許可が下り次第、早急に発注に取りかかる予定でございます。 次に、昨年度、まんのう町総合計画を作成したところでございますが、さらに分野別の事業の実施計画の作成に向けて、事務事業評価とリンクさせて、行政マネジャー職員による評価作業を進めているところでございます。 次に、情報基盤整備事業では、4月3日に音声告知放送システム整備工事入札を行い、4月9日の臨時議会で承認をいただき、本年秋の試験放送に向けて工事を進めております。 続きまして、地域公共交通関係では、6月より福祉タクシー事業を全町にわたり開始をいたしております。また、6月12日は新たな地域公共交通を立ち上げるための計画作成業者選定のためのプロポーザルを実施いたしました。 次に、中讃圏域健康生きがい中核事業の推進及び実施につきましては、その事務を中讃広域行政事務組合が行うこととなり、本議会において規約の改正をお願いしております。今後は本年度に事業計画を作成し、来年度から3ヵ年で整備を行う予定でございます。 次に、保健事業関係では、4月1日より後期高齢者医療制度が創設されましたが、老人保健制度からの資格の異動及び徴収事務に混乱が心配されておりましたが、本町におきましては大きなものはなかったとの報告を受けております。 防災関係につきましては、5月18日に琴南土器公園におきまして消防団操法大会、6月1日には琴南地区において土砂崩れを想定した訓練を実施いたしましたところでございます。 事業関係につきましては、順次取組んでおりますが、本年度の完成を予定しております、かりんの丘公園の土木工事2工区は去る24日入札を終え、本会議に議案として承認をお願いしておるところでございます。 次に、文化関係では、中寺廃寺跡が本年3月末に国の史跡に指定され、5月18日には京都大学大学院教授の上原先生による文化講演会が町民ホールで開催をされました。また、6月6日には第1回の史跡中寺廃寺跡整備検討委員会が開催され、今後の史跡
--	------	--

日程第 5	栗田町長	調査整備計画について検討されました。 次に、19年度町税の5月末現在の徴収率の状況であります。現年度分につきましては、わずかに減少いたしておりますが、保健関係を除く全体としては1.7%程度の増となっております。今後ともなお一層の徴収に努めてまいりたいと考えております。 以上簡単ではございますが、3月定例会以降の町政の一端をご報告いたしました。新年度が始まり、早くも3ヶ月が過ぎようとしております。議会におきましても正副議長、各常任委員長等が新たな構成スタートをいたしております。財政事情の厳しい中、施政方針でも申し上げました様々な諸政策の実施に向けて、今後とも議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。なお、町政報告につきましては、お手元ご配布いたしておりますので、お目通しをお願いいたしたいと思っております。
	末武議長	日程第5 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 総務常任委員長 高木堅君。
	高木総務 常任委員長	ただ今から、総務常任委員会の委員長報告を行つたらと思っております。 去る6月5日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、所管課長全員の出席により総務常任委員会を開催したところでございます。 議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。栗田町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、総務課長より、小学生等、子供たちの交通安全教室、自転車教室、また消防団の操法大会などの事業報告等がございました。火災に関しては2月からの5月までで8件の火災があったとの報告であります。 委員より、行革に関する進捗についての質疑があり、執行部より、総合計画の実施計画の施策内容と、事務事業評価との妥当性を検討していきたいとのことでございました。 また、委員より、各家庭の火災報知機義務付についての質疑があり、執行部より、火災報知機の普及については消防団と相談しながら進めて行きたいという報告でございます。 委員より、防災訓練について、今年はどういう形で広げていくかという質疑があり、執行部より、町内地形等により防災の内容が異ってきますので、地域に合わせた訓練、啓蒙をしていくとのことでございます。 次に企画政策課長より、情報基盤関係では、町全体で音声告知器の申込状況は約98%である。インターネットの申込状況は約31%、多チャンネル放送の申込状況は約38%との報告でございます。音声告知器設置条例は9月定例議会においてお願いするという報告でございます。

高木総務 常任委員長	また、地域公共交通会議の進捗状況は、設立総会を3月17日に行い、国交省香川運輸支局、国交省香川河川国道事務所、香川県交通政策課、中讃土木事務所、琴平警察署、JR四国、コトデン、琴参、地元タクシー会社、町内各種団体等の22名で構成しているということです。本年度の国庫補助金は600万円でございます。また、平成20年度中に試験運行を行いたいとしていたが、平成21年度にシステム構築だけでなく試験運行費も補助対象となることから、議会の承認がいただければ、来年秋頃の試験運行となる予定という報告でございます。 また、福祉タクシー券発行状況は、6月4日現在で368冊発行しているそうです。 また、廃校舎利活用状況は、 旧琴南東小学校ではグリーンファーム琴南が5月20日から一時使用中。 旧仲南北小学校では心身障害者小規模通所作業所「ねむ工房」と協議中、文化財保護協会が一時使用中、財団法人香川県建築士会中讃支部より貸部屋の要望があがっているそうです。ただ今協議中でございます。 旧仲南東小学校では株式会社長峰製作所から申請書受付協議中、知的・身体障害者活動事務所「仲南たけのこ会」が4月16日から一時使用中。 旧仲南西小学校ではアンナプロバイオ株式会社が竹の加工研究で一時使用中、また、琴空バス株式会社と協議中との報告がありました。 琴南・仲南両振興公社及びまんのう町土地開発公社の決算報告並びに事業計画が報告され、また両振興公社の統廃合の検討についても、5月13日出資法人懇談会の開催、7月頃に統廃合の検討会を予定しているとのことでございます。 委員より、琴南振興公社の経営について質疑があり、執行部より、赤字の要因としては燃料代の高騰、利用者の減が影響している。今後、人件費の削減、みかど温泉の日帰り入浴の休止等により経費節減に努めて行きたいということでございます。 委員より、情報基盤について、住民宅への工事施工時期と、工事予定の簡単な地区割した計画を出してほしい。また、CD-ROMが中讃テレビでなくST-NETから送られてきている。また、地域交通会議の議事録の公開についてなどの質疑があり、執行部より、近いうちに工事の地区割計画図を作成したい。また、CD-ROMの送付については問合せが住民からありますので、住民が不安にならないようにオフトークで広報に努める。また、地方交通会議の議事録の公開は検討するとのことでございます。 委員より、公社の統合については抜本的に考えて地場産業の育成、地域性、雇用の問題等もある。生産者及び雇用者のことも十分に認識していただきたいとの意見があり、執行部より、一層の経営改善をお願いし、地域の特性をうまく利活用しながら、生い立ちも違うため、各公社の理事、役員と十分な協議を行い検討して行きたいとのことでございます。
-----------------------	--

日程第 6	高木総務 常任委員長	次に、商工観光課長より、地域づくり観光資源活用講演会、観光協会の設立準備、企業用地の空地・未利用地の解消、観光施設別入り込み客数、かりん亭の収支状況などの報告があり、委員より、観光協会の設立の必要性、メリットの質疑があり、執行部より、観光協会の設立の趣旨は行政としてPRの限界があり、今後は交流の町で体験型の観光をめざし、各種団体が連携をした観光協会の設立の方向にもって行きたいとの意見でございます。 委員より、まんのうフェスティバル、琴南サマーフェスタなどについて質疑があり、執行部より昨年と同様の実施予定であるとの話でございます。 次に、税務課長より、5月上旬に固定資産税の納付書、約8700件、軽自動車税の納付書、約11000件は発送し、6月10日頃に住民税の納付書5300件発送予定である。平成19年度の町税の徴収率は町民税97%、固定資産税96%、軽自動車税96%でだいたい例年並みの徴収率であるということの報告がございました。 次に、琴南支所長より、美合財産区定例議会、各地区連合自治会役員会総会、サマーフェスタ実行委員会等開催の報告がありました。 次に、仲南支所長より、仲南地区戦没者追悼式、仲南地区自治会長会等開催の報告がありました。 最後に、廃校舎利活用状況調査のため旧仲南西小学校でアンナプロバイオ株式会社 玉井氏より、孟宗竹の粉末化による肥料、また家畜の飼料としての研究について説明と施設利用状況を熱心に視察をさせていただきました。大変、懇切丁寧に説明をいただいたわけでございます。そして午後4時45分総務常任委員会を閉会いたしました。
	末武議長	以上で総務常任委員会の委員長報告を終わりたいと思います。 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
		日程第6 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長 黒木保君。
	黒木教育	教育民生常任委員会の委員長報告を行います。去る4月15日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員4名、執行

	民生常任 委員長	部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査で、職員異動後の職務体制、新年度の業務の取組みについて、その他であります。 町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、 琴南支所長より、診療所の現状についての報告があり、特に歯科診療所については一層の経営努力をしてもらうとの報告がありました。 住民課長より、業務体制の説明、総合受付では納税、健康保険の問合せが多いとの報告がありました。委員より、外国人登録はどここの国の人が多いかという質疑があり、執行部より、中国の人が多いとのことでした。 環境保全課長より、業務体制の説明があり、 委員より、リサイクルの還元は少しでも高いところへの質疑があり、執行部より、ペットボトルは今までは処理料を払っていたが、4月からは還元させるとのことでした。また、委員より、し尿処理と合併浄化槽との絡みで、合併浄化槽が増えたら、し尿収集が減る。委託にしたら費用が減るのではとの質疑があり、執行部より、琴南、満濃地区で効率的な収集、仲南地区では委託が減っているとのことでした。 福祉保険課長より、業務体制の説明。後期高齢者の現状報告があり、全国的には混乱しているが、まんのう町ではたいした混乱はなかったとの報告がありました。委員より、生きがい施設について特定健診と合わせて進めてもらいたいなどの意見がありました。 健康増進課長より、業務体制の説明、特定健診についての説明があり、委員より、かりん温泉の今後のスケジュールについての質疑があり、執行部より、今後検討するが、平成19年度も赤字が予想され、施設の修繕、源泉の掘削等、維持するとすれば数千万円の経費が必要であり、今のままの継続は難しいとのことでした。 次に、教育次長より、業務体制の説明があり、 委員より、長炭小学校の改修工事、仮校舎の質疑があり、執行部より、仮校舎も耐震構造である。また、仲南の旧小学校校舎使用は、現実的には難しいとのことでした。 また、委員より、中学校の統合問題、琴南地区で教育懇談会をしたが、早めに対応してほしいとの質疑があり、執行部より、各項目について検討しているとのことでした。 社会教育課長より、業務体制の説明。 委員より、各公民館でスタンスの違いがあるので、社会教育として方針を提示すべきとの意見があり、執行部より、それぞれ成
--	---------------------	--

	黒木教育 民生常任 委員長	り立ち、歴史が違い、独自性もあるとのことでした。 以上、新年度の取組み等について調査を行い、１２時００分委員会を閉会しました。 また、去る６月３日午前９時３０分より、第１委員会室におきまして委員７名、執行部より、町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。 町長挨拶、北山新教育長の挨拶の後、所管事務調査にはいり、 住民課長より、住民異動届集計表、人口・世帯数月別集計表、総合案内受付窓口、夜間窓口受付内容の説明がありました。委員より町行政の指標のため、転入・転出の理由、アンケート調査をしてはどうかとの意見があり、執行部より、検討しますとのことでした。 環境保全課長より、ごみ収集実績、ごみの不法投棄、家電リサイクル法、し尿収集、生ごみ処理機等の補助、犬・猫の避妊手術に対する補助等の説明がありました。委員より、犬・猫の避妊手術の申し込み件数、廃食油の回収状況についての質疑があり、執行部より、犬・猫の避妊手術の申し込み件数は６件、廃食油については、現在、引き取り業者と協議し、あとは各学校の収受取扱の連絡会をする予定とのことでした。 また、委員より、エコランド林ヶ谷の現状についての質疑があり、執行部より、平成１２年より運用を開始し、２０年間の使用予定で、あるが、現在までの投入量は全体の約３割であり、投入できる年数が少し延びると聞いているとのことでした。 また、委員より、各学校での環境コーラスについて質疑があり、執行部より、各学校と協議をしているが、教育委員会とも協議をして進めるとのことでした。 次に、福祉保険課長より、町政報告、福祉医療、乳幼児医療、母子医療の県費補助の改正に伴う町条例の改正を予定している。県が一部負担の導入を行うが、本町は町費で対応を予定している。県下では３町が自己負担を求める予定との報告がありました。それに伴う補正は状況を見ながらお願いしたいとのことでした。また、老人保健の平成１９年度の精算、国民健康保険の保険事業等、歯科検診、全額県費補助で５０万円の補正をお願いしたいとのことでした。 委員より、後期高齢の導入の問題についての質疑があり、執行部より、大きな混乱はないとのことでした。 次に、健康増進課長より、平成２０年度の町の特健診受診状況の説明、介護保険事業状況報告があり、特定健診については、去年より、受診者が約１３％程度減少しているとの報告がありました。
--	------------------------------	--

	黒木教育 民生常任 委員長	委員より、特定健診で受診率が減少しているが、3年から5年後にペナルティーがかかるのではとの質疑があり、執行部より、各保険の分類ができていないが、国保の受診率が関係し、平成20年度がベースになるとのことでした。 また、委員より、40歳以下の国保の方に対する健診の周知について質疑があり、執行部より、特定健診、制度に関係ない39歳以下の方も受診できる。町としては40歳以下の人にも受けてくださいということで広報等にも載せていたとのことでした。 また、委員より、かりん温泉についての質疑があり、執行部より直営でやっていて、4割が町外の人であり、税金をかけるのはどうか。また、燃料費の問題もある。琴南・仲南を合わせ、交通網ともリンクして総合的に検討するとのことでした。 委員より、やすらぎ荘のスプリンクラーの設置工事についての質疑があり、執行部より、今は設計の段階であるとのことでした。 また、委員より、やすらぎ荘が来年の3月で指定管理が切れるが、その後はとの質疑があり、執行部より、老朽の問題もあり、8千から9千万円の改修の要望もあり、進んでいないとのことでした。 また、委員より、健康生きがい施設の進捗についての質疑があり、執行部より、今、中讃広域の方で各自治体の取りまとめ、計画書を作っている状況であり、町としては7ヶ所、その他で2ヶ所ぐらい考えているとのことでした。 また、かりん温泉の方向性と健康生きがいの施設整備も選択の1つにならないかとの質疑があり、執行部より、かりん温泉も健康生きがいの拠点として考えられるとのことでした。 次に、琴南支所より、内科・歯科診療所の説明があり、内科の先生が坂東先生より泉川先生に代わっている。委員より、歯科で赤字が出ているが、業務体制の見直しはどうかとの質疑があり、執行部より、先生の対応と節約できるところは節約してもらうとのことでした。 次に、教育次長より、長炭小学校の耐震工事の説明があり、現在、建築確認申請を県に提出しているが、審査が非常に厳しく指導を受けている。地質調査、耐震壁の新設、建築資材の高騰などで、全体工事費が6000万円不足している。6月議会で補正をお願いしたいとのことでした。 また、学校行事等の説明があり、委員より、去年からの懸案事項、中学校統合問題。今年1月21日～23日に懇談会があったが説明が足りない。次の会を早々にしていただきたいとの質疑があり、執行部より、教育委員会の考え方を示して、保護者の方の理解をいただきたい。資料を集めて早々に会を開きたいとのことでした。 また、委員より、給食費、他の学校では値上げがあるのかとの質疑があり、執行部より、平成19年度、平成20年度同額、予想以上に品物が高騰している。調査で下がっているのは米だけということで、来年は未定とのことでした。 次に社会教育課長より、主要な行事の説明があり、委員より、通学合宿の参加人員が各小学校によって違うとの質疑があり、執
--	------------------------------	---

日程第 7	黒木教育 民生常任 委員長	行部より、開催場所の収容人員、行事については独自性を出しているが、反省会の中で検討する。また、委員より、今年の文化祭の計画についての質疑があり、執行部より、今年は、11月22日、23日で開催期間は検討するが、場所は四条小、農改センター等を予定しており、細部については実行委員会で意見を聞くとのことでした。 また、委員より、文化財、中寺廃寺跡の活用について質疑があり、執行部より、6月5日、整備検討委員会を開き、今後検討していくとのことでした。
	末武議長	また、お昼は、四条小学校で給食の状況や内容を見ながら、子供たちと共に給食を食べ、意見交換をしました。 以上、所管事務調査を行い、午後4時、委員会を閉会しました。 以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 大西豊君。 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。 去る5月29日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員5名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員、出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査、その他であります。 まず最初に栗田町長挨拶の後、所管事務調査に入り、各課より報告がありました。 農林課関係について、農業委員会定例会の開催の状況の報告。 農業関係として水稻の生産調整について説明会を開催し、集落内で調整をした結果、作付面積1,064.071ヘクタールで14.579ヘクタールの減となっているとの報告でした。 また、平成19年度の有害鳥獣被害の報告、香川県むらの技能伝承士に3名の方がなられたとのことでした。
	大西建設 経済常任 委員長	

	大西建設 経済常任 委員長	林業関係として、前期琴南地区林業推進協議会が開催されたとの報告がありました。 水産関係では、水産振興総合対策事業で、鮎を琴南地区内の川へ放流したとの報告がありました。 畜産関係では、高原性鳥インフルエンザの発生予防として養鶏農家に消石灰を配布し、5月末までに散布との報告がありました。 委員より、水稻の作付けについて、成熟期が暑い時期になるので肥培管理が悪い。作付け時期を遅らすような協議は農協としているかとの質疑があり、執行部より、今後農協、普及所と協議をしたいとのことでした。 また、委員よりバイオマスタウン事業の推進状況についての質疑があり、執行部より、県などと協議しながら調査しており、今後も研究していくとの報告でした。 委員より、いのしし被害を防ぐための方策について質疑があり、執行部より、検討させてほしいとのことでした。 建設課関係について、工事関係について報告があり、林務関係では、開設工事の笠形線及び塩入三野線、改良事業では中通勝浦線、塩江琴南線、山脇線、舗装事業では金剛院線があり、いずれも未発注とのことでした。治山事業では、多治川地区、笠形地区があり多治川地区のみ発注済とのことでした。また、土木関係、都市計画関係の満濃池周辺整備、総合公園、未発注であるとの報告がありました。 委員から、満濃池遊歩道の護岸工事の材料についての質疑があり、執行部より、自然石を使うとの報告でした。 また、委員より、国営公園西側入口から料金所までの草刈り等管理について質疑があり、国営公園とも協議して最小限の費用で管理したいとの報告でありました。 また、委員より、県道丸亀三好線の道路改良工事について質疑があり、執行部より、現時点では、起点となる交差点周辺の関係者と協議中であり、ある程度方向性が定まれば用地交渉を進めて行きたいとのことでした。 委員より、総合公園の防災拠点としての対応について質疑があり、執行部より、ヘリコプターの離発着ができる多目的広場、また雨水を利用して災害時の水不足に対処するため貯留施設を設置及び管理棟には備蓄倉庫を作る予定との報告でした。 土地改良課関係について、町内のため池の貯水状況、単県土地改良事業、及び県営事業の概要などについて報告がありました。 委員から、県営中山間地域総合整備事業の補助率、今後の計画について質疑があり、執行部より補助率について説明。また、今後の計画については、今年計画変更を予定しているが、次の事業については県へ要望している状況との報告でした。 地籍調査課については、前年度の実績、本年度の計画、管理体制、また、進捗率については旧満濃地区で32.94%、町全体で82.77%との説明があり、本年度一筆調査実施地区は、吉野地区、面積1.58km² 筆数3,240筆とのことでした。 委員より、民地、民地の境界の杭打ちについて質疑があり、執行部より、今年は例年よりも早く説明会を開いて杭打ち実行の推
--	------------------------------	--

	大西建設 経済常任 委員長	進を図るとのことでした。 水道課関係について、仲南地区水源の地蔵前ダムの状況は降雨により、貯水率は5月28日現在で100%、満濃池の状況は降雨により、天川導水、野口ダム等からの取水により、貯水率は5月28日現在で86.6%となった。 また、水道事業経営変更認可申請に基づき、給水人口、一日最大給水量、給水区域の変更によるまんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正、仲南地区買田地域を給水区域に編入するものであり、また、それに伴って簡易水道設置条例を改正する必要があるため、一部改正し、仲南地区買田区域を削除する計画であるとのことでした。 また、簡易水道を含む水道事業について、転入などにより、新規に水道水を引き込む場合、現在の規定では全額自己負担により工事を実施し、新規に加入している。しかし、簡易水道については不便な地域で居住するケースもあり、高額になるケースが生じている。このため一定の要件を定め、町が一部負担することを検討しているとのことでした。 これからの取組として、造田浄水場の水量確保対策事業、まんのう上水道石綿管の布設替えをしていきたいとの報告がありました。 また、高屋原浄水場の過去の取水量からすると日量600トン増の3300トンの水量を確保したい。その対策として旧吉野小学校井戸からの新たな水源としての揚水試験調査の結果、総合的に判断した結果、1日300トンの確保は可能と考え、不足分については、その周辺で調査し、再度検討したいとの報告がありました。 委員より、日量600トンの水の確保に多額の費用を入れる必要があるのかとの質疑があり、執行部より、水は必要であり、自己水源をもち、安定した給水が必要であり検討しているとのことでした。 環境保全課関係について、下水道事業の19年度の接続が、3月末まで33件、接続延べ件数613世帯、接続率71.78%、20年度の工事予定は4箇所程度、合併処理浄化槽関係については、仲南地区の浄化槽整備推進事業（市町設置型）は、19年度で26件、設置延べ件数779世帯、設置率62.57%、20年度工事予定50基、5月末現在工事発注基数21基、また、個人設置型は、19年度136件、設置延べ件数1050世帯、設置率21.63%、20年度事業補助は110基との報告がありました。 委員より、浄化槽を町で一括管理が出来ないかとの質疑があり、個人設置型は浄化槽センターで管理できているかチェックしているとのことでした。 以上、所管事務調査を行い、午後4時10分委員会を閉会しました。 以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。
--	------------------------------	--

日程第 8	末武議長	これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ここで 11 時 5 分まで休憩いたします。 (11 時 00 分 山西議員退席)	休憩 10 時 50 分
	末武議長	それでは休憩を戻して会議を再開いたします。 日程第 8 議案第 1 号 まんのう町税条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君。	再開 11 時 05 分
	栗田町長	ただ今上程されました、議案第 1 号 まんのう町税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。議案第 1 号につきましては、去る 4 月 30 日に衆議院にて再議決されました税制関連法案の中で地方税法等の一部改正がありました。それに伴い、まんのう町税条例の一部改正が必要となりましたので、議案として提出させていただきました。詳細につきましては、税務課長に説明をさせますので、ご審議の上、よろしくご議決賜りますようお願いいたします。	
	末武議長 三好税務課長	税務課長 三好定君。 議案第 1 号 まんのう町税条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。今回提案させていただいた議案は先ほど提案理由の中で説明させていただいたように、去る 4 月 30 日の衆議院で再議決され同日公布、施行されました地方税法の一部改正に伴う町税条例の一部改正であります。その中の一部といいますか、2 件だけが急を要するという事で、すでに 5 月 8 日の臨時議会で専決処分にてお願いをいたしまして承認をいただきました。後、専決処分の必要がなかったということで、税条例の一部改正について、今回、提案させていただいたこととございます。その税条例の一部改正の内容について多くの条文改正がありますが、主なものは 2 点ほどであります。ほとんどがその条文に関連しての一部改正ということとございます。最初に、主な改正内容について説明させていただきます。主な改正内容の 1 点目といたしましては、個人住民税における寄付金税制の見直し拡充であります。2 点目は、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入であります。 最初に、1 点目の寄付金税制の見直し拡充とございます。これについて説明させていただきます。この中でふるさとに対し貢献、	

	三好税務課長	応援をしたいという納税者の思いを実現するという一方で、また地方の活性化にも資するという仕組みを導入するという目的で、寄付金税制の見直しでございます。既にありました寄付金税制でございますが、その見直しでございます。所得税の控除対象寄付金のうち、地方公共団体が条例により指定した寄付金を寄付金控除の対象に追加すると共に、控除の方式を現在の所得控除、所得控除から税額控除ということでございます。税額控除に改めるということでございます。今までは寄付金控除の適用の下限額が、所得控除方式で10万円以上ということであったのですが、今回は税額の控除方式ということで下限額が5千円以上、5千円以上については税額控除を行うということでございます。その適用下限額の5千円を超える部分について、所得割額の概ね1割、概ねでございます。概ね1割を限度として、所得税と住民税と合わせて全額控除されるようになりました。また、上限についても総所得金額の25%から30%に引き上げられました。例えばということで例を挙げますと、4万円を寄付した場合、5千円を下限額で差し引きます。後、残りが3万5千円でございますので、3万5千円の10%分が所得税で3千5百円ですか、3千5百円が所得税分として税額から控除され、残りの3万5千円から3千5百円を引きました残りの3万1千5百円が住民税の税額から控除されるようになります。あくまでも一定の限度ということで、所得にもよりますが、全額控除にならない場合も出てきます。それと現在、寄付金税制もあり、見直しということでございまして、現在謳われております寄付金対象団体ということでございますが、地方公共団体と共同募金会、日本赤十字社ということで現在は3団体でございます。これにつきましては近隣町もそういう方向で、すでに専決処分等しております。特に、社会福祉協議会等、各種社会福祉法人みたいなところは対象団体には入れておりません。これは近隣市町なり県の方も、特にそういうことで指定団体については現在は3団体といたしますか、地方公共団体並びに日本赤十字社、共同募金会ということでございます。それと、ふるさととなる地方公共団体は、特に指定はしておりません。一応寄付金税制については以上でございます。 もう1点でございます。これにつきましては、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入であります。現在公的年金受給者は年4回の普通徴収により個々に納税をお願いしているところですが、これを公的年金受給者の納税の便宜とか、町における徴収の効率化を図る観点から65歳以上の公的年金受給者から特別徴収制度を導入するという制度でございます。しかし、あくまで推定であります。これにつきましては、全国平均で約20%程度の方が公的年金から特別徴収制度を実施すれば、その対象というのが20%ということのようでございます。これにつきましては年金を貰っている方は住民税がかからない所得の少ない方が多いということで、65歳以上の方については全国平均で20%程度ということで、数字は大体でございますが出ております。今回、条例一部改正を行うということでございますが、実施については平成21年の10月からの予定ということで準備しております。導入するということになりますと、現在、住民税の普通徴収のみの方に実施されている前納報奨金制度も見直し、廃止せざるをえ
--	---------------	---

	三好税務課長	ないかということも考えております。すでにその準備期間といたしまして、住民税の審査、並びに電子納税共同システムの構築ということで、全国的な法人というか社団法人地方電子協議会ということが既に設立されております。なお、まんのう町が実施ということになりますと、現在2市3町が加入運営しております中讃広域情報センターと直接関係しますので、これにつきましては、今後、近隣市町の動向を見ながら実施の検討準備をしたいということでございます。もし、実施するようなことになると、初年度がシステム構築とか、必要経費がかなり発生するということで、社団法人地方電子化協議会並びに中讃広域情報センターへの負担も経費がかなり出てくるということでございます。後日の議会で予算計上をさせていただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いしたらと思います。一応、大きな税条例、今回2点でございますが、まだその他といたしまして、現在上場株式の譲渡益と配当に係る税率が10%ということでございます。それが平成21年3月末をもって廃止されまして、21年度以降は20%ということでございます。これにつきましては特例措置といたしまして21年及び22年の2年間については500万以下の譲渡益、100万以下の配当につきましては経過措置として従来どおりということになっております。また、公益法人の制度改革ということで、一応、1ページ、2ページかなり表を入れてしておりますが、これにつきましては、特にその標記の番号のみの入れ替わりということでございまして、公益社団法人、公益財団法人の文言のみの改正でありまして、法人税の関係、区分とか、法人の均等割等について、税率等については変更はありません。以上で、今回提案させていただきました税条例の一部の趣旨説明ということでございます。よろしく願いいたします。
	末武議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 3番 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	まずですけれども、合併してから後に、パブリックコメントの要綱が我がまんのう町でも作られましたけれども、町民生活に直結するですね、税関係に関して、パブリックコメントの手続き要綱が今回行われておりませんが、その理由。またですね、町民税の特別徴収を行う理由、行うことによる我が町の対象者数、前納報奨金制度の今後の取扱、システムが変わることによる町の新たな負担がかかるということですので、今現在、試算としてどれくらい考えられておるのかをお願いします。
	末武議長 三好税務課長	税務課長 三好定君 本屋敷議員さんの質問にお答えいたします。パブリックコメントということでございます。町の要綱にありますが、今回の税条例につきましては、あくまでも地方税法の一部改正ということでございまして、上位法ということで、上位法に基づき改正される

三好税務課長	条例でありまして、パブリックコメントの手続き要綱には馴染まず適さないということを考えております。この要綱を実施することになりますと税関係で言いますと、新たな税を創設するというようなことの場合のみが、これの対象なり該当に当たるということじゃないかという認識でおりまして、パブリックコメントの手続き要綱には適用除外じゃないかという認識でおります。 それと、町民税の特別徴収の理由ということでございますが、これは先ほどの説明の中にもありましたが、やはり普通徴収に天引きということで、年金から特別徴収すれば事務手続き上は簡単でいいということでございますが、後期高齢、介護保険とかいろいろ天引きが沢山ありますが、実情表向きといたしましては、そういうことで事務上の効率というか、あるいは図れるということの認識でおります。 それと、報奨金のことでございますが、現在、特別徴収と普通徴収の方で特別徴収の方は報奨金がないと、普通徴収なれば報奨金があるというようなことからいうたら、不公平じゃないかという意見もなかにあります。これにつきましては、既に市、丸亀なり、善通寺さんは報奨金制度は既にないということで、後3町で多度津、琴平、まんのう町が住民税ですが、前納報奨金を残しておるということでございまして、もし、住民税の特別徴収をやれば、すべてが特別徴収になりませんので、残ったところだけについて普通徴収の報奨金制度を残すのはちょっと難しいという認識でおります。これも、今のあくまでも予定でありまして、3町が歩調を揃えてそういう税の前納報奨金制度は行うような取り決めということもないんですが、考えておるということでございます。 それと経費の面でございます。国の方の地方電子協議会なり、中讃広域情報センターのシステムの経費ということで、初年度につきましては、地方電子協議会が約500万円と中讃広域情報センターでございます。これにつきましても500万ということで、あくまでも概算でございますが両方で1千万円近くの予算といいますか、システムの構築経費ということが発生すると、負担経費ということでございます。初年度ということでございます。実施した翌年度につきましては、100万円以内ということで聞いております。これにつきましても、現在、特別事情ということで、実施をしなくてもよいというか、そういう特別な事情ということも、この中には謳われておりませんが、制度としては対象者が極端に少ないということがあればそういうことも可能であるというようなことも国の指導の中にはあるんですが、果たしてまんのう町で65歳以上の方が約6000人とすれば、2割の1000人程度の方だけが特別徴収になるということでございますが、それが国レベルで果たしてそういう特別徴収対象者が少ないという認識でおるかどうかということもありまして、各自治体とも今、そういうことで検討というか足踏みしている自治体もあるようです。今の段階では条例化して準備していくということじゃないかということでございます。以上でございます。 他に質疑はありませんか。 3番 本屋敷崇君
---------------	---

三好税務課長	しなくても普通徴収でもいいというような選択性という要綱もあります。しかし、それには条件があって、今までの納付が100%に近いとかいうようなある一定の条件を付すれば、選択性であえて特別徴収をしなくてもいいというような要綱も入っております。この住民税の特別徴収につきましては、現段階ではまだ準備段階ということで、そのメリット、デメリットいろいろあるかと思いますが、とりあえず条例の提案ということでございます。よろしくお願いいたします。
末武議長 谷森議員	谷森哲雄君 税の前納による報奨制度ですが、これは、私が何年か前に聞いたのでは、若干違法性があると、こういうような説明を受けたことがあるのですがこの点はいかがですか。
末武議長 三好税務課長	税務課長 三好定君。 谷森議員さんの質問にお答えいたします。私、税務課1月から来ておりますが、法的には違法というのは聞いておりません。以上でございます。
末武議長 谷森議員	谷森哲雄君。 税の性質から、いわゆる前納すれば報奨金を支払うとこういうことについて、私は琴南町時代に違法性があると、県からこういうような指導を受けていると、こういうようなことを聞いた記憶があるのですが、そういうことの前提でお尋ねしたんですが、再度お答えいただきたいと思います。
末武議長 三好税務課長	税務課長 三好定君 谷森議員の再質問ということでございます。今の町条例の中に報奨金制度の率なりそういう基準といいますか、率も謳われておるということでございますので、一般的にはあまり先ほどいったように特別徴収の方と普通徴収の方の不公平さというのもあるかと思ひまして、まあ、不公平さもあるということはあるんですが、今、報奨金制度そのものは町の税条例の中に謳われておるということでございますので。以上でございます。
末武議長	他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

日程第 9	末武議長	(「なし。」) 異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 3 番 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	先ほどの課長との答弁をいただきまして、今現在の特別徴収等につきましては、町民に対し利益がですね、あまりメリットがない。そのうえですね、町におきまして高齢者の 2 割の人たちに対してシステムを変えることによって、当町におきましてメリットがさほど見えない。この部分につきましては、やはり賛成しかねるということがありますので、一括で出されておりますのでその部分だけ反対ということに難しいので今回は反対させていただきます。
	末武議長	反対ということですが。賛成討論は。 小亀重喜君。
	小亀議員	そしたら、賛成討論をさせていただきます。今、本屋敷議員の方で言われました、なにぶん不透明が部分がございます。ただ、それこそ先ほど担当課長で何度も言われました上位法から税体系の変更である、また、新たな税源ということで新たに町民に対して負担を求めるものではない。これは多分に今、許容出来る範囲の中での税改正と認められますので、そういう意味での賛成討論をさせていただきます。以上です。
	末武議長	これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 1 号 まんのう町税条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 (起立多数) 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 9 議案第 2 号 まんのう町監査委員に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今、上程されました議案第 2 号 まんのう町監査委員に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。 この改正につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、健全化判断比率等を監査委員の審査に付す

栗田町長	こととなったため、本則第7条を改正するものです。現在、第7条では、地方自治法、また地方公営企業法の規定による決算審査等の報告期限が定められておりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による審査報告についても期限を設定するものであります。また、施行期日は公布の日からであります。 ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。
小亀議員	2番 小亀重喜君 すいません。今説明いただきました第7条なんです、このページの方ではまず中段どこかに書いてあります地方公営企業法第30条第2項その次、または、になっているんですね、他の事例、自治体の方の事例でしたら、そこを、または、で結ぶのではなくて、新たな1条として追加されていることが多いんです。それについて十分なご協議をされたのかどうか、他の自治体の方では、この当町の方では決算証書類の審査と書いておるんですが、別の1条を設けてタイトルに健全化判断比率等及び資金不足比率等の審査という項目を設けて、新たな条文が加味されましたということを明らかにするようなことをされているんです。これでしたら、どのようなところが新たになったかということが分からないということで、そのような追加記載が必要だったんじゃないか。もう少し付け足して言いましたら、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査に付された時、また資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査に付された時、で、そのあとその日から60日以内に意見云々というのを別項目で設けているところが見受けられると思うんです。その判断をどのようにされたかをちょっとお聞かせいただきたいんですが、または、ではなくて、新たに、ということです。
末武議長	総務課長 栗田昭彦君。
栗田総務課長	小亀議員さんのご質問にお答えいたします。資料として添付いたしております、まんのう町監査委員に関する条例新旧対照表の中におきまして、現行の条文第7条は下線を引いておりますが、地方公営企業法第30条第2項又は法第241条第5項の規定による審査というふうな内容でございます。まあ、これを受けまして新たにお問い合わせする改正後におきまして、この地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項若しくは、第22条第1項を新たにつけ加えさせていただいたというふうにご理解いただけたらと思います。それから表現の内容につきましては、さらに詳しくというご意見がございましたが、これにつきましては、この地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条、今、議員さんご意見の中にありました第3条につきましては、実質赤字比率、

	栗田総務課長 末武議長 小亀議員 末武議長	連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率等の内容がございます。このようなものを総括して健全化判断比率というふうなことで、これを議会に報告し、その当該健全化判断比率を公表しなければならないという内容がございます。それから22条におきましては、公営企業の経営する地方団体の長はとありまして、当該資金不足率を議会に報告しかつ当該資金不足比率を公表しなければならないということの内容がございますので、本件につきましては、この条文の表現に留まらしていただいたということでございます。以上でございます。 2番 小亀重喜君。 すいません。ご説明ありがとうございました。町当局の方の意図というのは十分わかったんですが、ただもう一度しつこいようですが、お考えいただきたいのは軽微な追加ではないんです。財政健全化法案というのは非常に連結ベース云々、それから非常にこれまでの公会計制度のそのものにとんでもない影響を与えるような大きな改正だと思うんです。だからこそ、多分他の自治体の方では、途中からその部分だけに加筆するのではなくて、新たな分を設けたのはそういう意味だと思うんです。ですから、今回その財政をチェックする上で非常に大きい流れ、大きいうねりがあるんだということを明記するためにも、そこにはもう一つ付け加えるべきではなかったかと思いますので、そういうことをお含みおきいただきかったということで、要望みたいになってしまいましたが、以上でございます。すいません。答弁は結構です。 そのようにお願いします。 他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (なし)
--	--	--

日程第 10	末武議長	討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 2 号 まんのう町監査委員に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに、ご異議はありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 10 議案第 3 号 まんのう町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 3 号 母子家庭等医療費支給に関する条例及び施行規則の一部改正についてご説明を申し上げます。本件は、香川県母子家庭等医療費支給事業県費補助金交付要綱の改正に伴い、本町の条例及び施行規則を一部改正するものでございます。ただし、香川県補助金交付要綱では、受給対象者に自己負担を導入するとしておりますが、本町では、その自己負担分を町単独事業として助成することといたしております。以上です。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。
	3 番 本屋敷崇君	
	本屋敷議員	この本文ですが、学校教育法と老人保健法が改正したことによって変わるとる部分が主ですけれども、先ほど町長がおっしゃられました香川県の自己負担分が入るという部分に対して、本町が独自で自己負担をするということがありましたけれども、大体どれくらいになる予定なのかを試算をされとると思いますので、お答えいただきたいと思います。
	末武議長 寶智福祉 保険課長	福祉保険課長 寶智俊史君。 ただ今の本屋敷議員さんのご質問でございますけれども、この自己負担分を求めるということで、県では 1 レセプトあたり外来で 5 0 0 円、入院で 1 0 0 0 円ということの自己負担を求めるということであります。で、当町の試算としましては 3 0 万程度、あの町の独自の補助として 3 0 万程度必要となろうと思っております。以上でございます。
	末武議長	他に質疑はありませんか。

日程第 12	末武議長	(なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第 4 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。 これにご異議ありませんか。 (なし。) 異議なしと認めます。 よつて、議案第 4 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありますか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 4 号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例及び施行規則の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに、ご異議はありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よつて、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 2 議案第 5 号 まんのう町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 5 号 まんのう町重度心身障害者等医療費支給に関する条例及び施行規則の一部改正についてを ご説明申し上げます。本件は、香川県重度心身障害者等医療費支給事業県費補助金交付要綱の改正に伴い、本町の条例及び施行規則を一部改正するものでございます。ただし、香川県補助金交付要綱では、受給対象者に自己負担を導入しておりますが、本町では、その自己負担分を町単独事業として助成することといたしております。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。 末武議長 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。
---------------	-------------	--

	末武議長 本屋敷議員 末武議長 實智福祉 保険課長 末武議長	これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 3 番 本屋敷崇君。 議案第 3 号と同じくですね、町単独分の試算とですね、あともう一つ定義のところにですね、第 2 条但し書きがあるんですけども、平成 2 0 年 8 月 1 日以降の云々というところのくだりがですね、今一つですね、もう一度説明、もう少し詳しい説明をいただけないかと思うんですがよろしくお願いします。 福祉保険課長 實智俊史君。 本屋敷議員さんのご質問でございますけれども、自己負担分、町の単独事業で実施せないかんということで、町の持ち出しがいくらになるかという試算でございますけれども、大体今のところ 5 7 0 万程度でございます。それと施行期日は 8 月 1 日診療分からでございます。実際には、あの医療費というのは 2 ヶ月遅れで支給するようになりますんで実際は 1 0 月ということになるのかなと思います。実施の期日は 8 月 1 日ということでございます。よろしくお願いいたします。 他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第 5 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし。) 異議なしと認めます。 よって、議案第 5 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 5 号 まんのう町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。
--	--	--

日程第 13 日程第 14	末武議長	本案は原案のとおり決することに、ご異議はありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで休憩といたします。議場の時計で 1 3 時にご集合願います。 休憩 1 1 時 5 5 分
	末武議長	(黒木議員さん遅れる連絡あり。) 休憩を戻して会議を再開いたします。 再開 1 3 時 0 0 分 日程第 1 3 議案第 6 号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、 日程第 1 4 議案第 7 号 まんのう町簡易水道設置条例の一部改正について、 以上議案第 6 号、議案第 7 号を会議規則第 3 7 条により、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって議案第 6 号、議案第 7 号を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今一括上程されました議案第 6 号、まんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について及び議案第 7 号 まんのう町簡易水道設置条例の一部改正についてご説明を申し上げます。 議案第 6 号の条例改正につきましては、本年度、まんのう町水道事業において、吉野井戸からの取水事業、また石綿セメント管の更新事業等を国庫補助の適用を受けて実施することにいたしております。 これに伴って、昨年度に、まんのう町水道事業経営変更認可申請を実施したところであり、その際、仲南簡易水道事業で実施して参りました買田地区全域を、まんのう町水道事業で実施する給水区域として、追加変更も合わせて実施したところであります。 それ等に伴って、給水区域の追加及び給水人口、並びに 1 日最大給水量の変更が生じたため、条例の改正が必要となり、改正しようとするものであります。給水人口を 1 2, 1 0 0 人から 1 1, 6 0 0 人に、また 1 日最大給水量を 5, 4 5 0 立方メートルから 4, 6 0 0 立方メートルに、また、別表に買田地区全域を加える改正であります。 また、議案第 7 号の条例改正につきましては、議案 6 号で、ご説明申し上げましたように、仲南簡易水道事業で実施して参りま

栗田町長 末武議長 宮地水道 課長	した買田地区全域を、まんのう町水道事業で実施することになったことに伴って、買田地区全域を削除する条例の改正が必要となりましたので改正しようとするものであります。どうかよろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。内容詳細につきましては、水道課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。 水道課長 宮地隆君。 私の方から詳細につきましてご説明申し上げます。まず、最初に議案第6号まんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての内容についてご説明いたします。 町長の提案理由でも申し上げましたように、20年度に吉野井戸から取水するための事業、また20年度から23年度の4ヵ年計画によりまして、国庫補助金の適用を受けて、石綿セメント管の更新事業を実施することにいたしております。それに伴いまして、水道事業経営変更認可申請を昨年度に実施したところでございます。それに合わせて、仲南簡水事業で実施して参りました買田地区について、本水道事業で取り組むこととし、給水区域に買田地区を編入したところでございます。このことにより、給水区域を追加するとともに、給水人口、並びに1日最大給水量の変更を行ったところでございます。 それに伴って、条例を改正しようとするものであります。提案しております給水人口、並びに1日最大給水量は減になっています。その理由を申し上げ、今回提案しています条例の一部改正についてご理解を賜りたいと存じます。 ご存じのとおり、上水道につきましては3町合併時に、満濃町水道事業と四条、高篠簡易水道事業を統合いたしまして、まんのう町水道事業としてスタートしたところでございます。 この合併時点におきまして、認可行為をしていました給水人口、及び1日最大給水量は現在の条例に記載されている数値でございます。すなわち給水人口が12,100人、また1日最大給水量が5,450㎥でございます。その後、議員の皆様もご承知のとおり、平成18年度の年度当初頃より、満濃池に関わる、土器川、及び金倉川からの取水権の問題が発生したところでございます。それに伴いまして国、県の指導によりまして、取水権の許可を受け、満濃池からの取水につきましては、日量2,680㎥の取水権利を受けたところであります。これらの事柄が発生したことによりまして、平成19年3月29日付けで、変更認可を県知事から受け、給水人口11,100人、また1日最大給水量が4,000㎥に変更したところであります。このことにより、給水人口につきましては1,000人の減、また1日最大給水量は1,450㎥の減となったところでございます。 本来であれば、その時点で変更認可後、速やかに給水人口、先ほど言いました11,100人、また1日最大給水量が4,000㎥にする条例の改正をすべきでございましたけれども、大変、事務の不手際によりまして、条例改正の手続きが出来ていなく、今回、買田地区が追加したにもかかわらず、減っているような条例の改正内容になっているところでございます。大変申し訳ござい
---	--

	宮地水道 課長 末武議長	ませんでした。深くお詫びを申しあげます。 従いまして、このたびの事業、並びに区域変更を実施したことに伴う認可は、本年5月30日付けで認可されたところでございます。これにより、給水人口は11,600人、また1日最大給水量は4,600㎥としたところでございます。 これ等の理由によりまして、3町合併当初に、統合時点で設定しました、給水人口12,100人、を、このたびの改正しようとする11,600人に、また、1日最大給水量につきましては、5,450㎥を、このたび改正しようとする、4,600㎥にしようとするものでございます。また、別表につきましては、買田地区、全部を追加しようとするものであります。どうかご理解をいただき、ご決議賜りますようよろしくお願いをいたします。 次に、議案第7号 まんのう町簡易水道設置条例の一部改正についてでございますが、先ほど説明いたしましたとおり、まんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正に伴いまして、買田地区を削除する改正でございます。なお、本改正につきましては、県より買田地区のみを削除する軽微な変更としての取り扱いで結構ですというようなことでございまして、給水人口、また、1日最大給水量は変更しなくてもよいというような県より指導があり、別表から買田地区のみを削除する改正でございます。どうかご理解をいただきまして、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、議案第6号、第7号の2議案に対しての質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第6号、第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。 これにご異議ありませんか。 (なし。) 異議なしと認めます。 よって、議案第6号、第7号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより、議案第6号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論に入ります。
--	--------------------------------	--

	栗田町長	総務費 19,500 千円の減額、第 3 款民生費 1,250 千円の減額、第 4 款衛生費 8,050 千円の減額、これらは本年 4 月の人事異動による給与等による補正であります。第 6 款農林水産業費 31,523 千円の増額、これは人事異動による給与等々、県営森林管理道琴南財田線開設事業に関連した土地購入及び立木補償等による補正であります。第 8 款土木費 18,020 千円の増額、これは人事異動による給与等々、まちづくり交付金事業の満濃池周辺遊歩道工事の早期完成を図るための追加割当による事業費増による補正であります。第 10 款教育費 60,000 千円の増額、これは長炭小学校の耐震大規模改修工事の増額による補正であります。ご審議のうえ、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 3 番 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	3 点ほど、15 ページの森林管理道整備事業費の 3,523 千円ですけれども、どうしてこれが必要になったかのかの理由をお願いします。後ですね、まちづくり交付金整備事業 17,220 千円、当初予算では、当初予算からさらに 1,700 万計上されるわけですが、まちづくり整備事業の中でどこが追加されるのか説明をお願いします。後ですね、長炭小学校の耐震工事ですが、当初予算が 2 億 5 千万の上にですね、さらに 6 月補正によって 60,000 千円、増加のすべてにおいて 3 億 1 千万という総事業費になりましたけれども、最近のですね、色々な自治体の改修工事を見ましても、3 億を超える改修工事というのは、基本的にどこを見てもですね、4 階建てとかそういった規模に対してですね、少々存在する程度であって、4 階建てでもですね、3 億の規模が存在しない状態にあります。で、調べていくとですね、一応いろんな工事があってですね、ポータルグリット工法とかですね、ピタコラム工法といったようなですね、授業で学校を使いながらも耐震工事ができるような工事もありますし、また事前の全員協議会の時の説明にもありましたが、ちょっと気になる点で、地盤のですね、強化があると。地盤強化があるということはですね、それだけに単位荷重を多ければですね、倒壊のかかる危険性が高くなるということで、その時に、議員さんの中からでもですね、話になっとりましたけども、減設といって 3 階建ての部分を除けてですね、するという工法も実際に行われています。そういったものにですね、方向転換を考えてもいいんじゃないか。土地を補強するということはですね、どんなに耐震荷重をしてもですね、地盤が弱いということは倒壊の危機は大きいということになりますので、それなら単位荷重を下げたほうが、今後ですね、耐震補強をした後でもですね、安全な 3 階部分であるよりも、3 階校舎であるよりも 2 階校舎である方が安全であるということは普通に考えればわかることですので、そういったことを今回、単に補正するのではなくてですね、抜本的に見直すとい

	本屋敷議員 末武議長 小野建設 課長	うことを考えられなかったのかどうかということについてですね、ご意見をお願いします。 建設課長 小野隆君 先ほどご質問されました本屋敷議員さんの内容でございますが、2点、その内の1点、林業費の森林管理道関係のですね、補正予算ということで、まあ補正をお願いした理由はですね、実は昨年度19年度の予算でですね、本来であれば執行するはずでございましたが、県の工事の関係で出来なかったと、結果出来なかったということで、まあ19年度の決算についてはそのまま、何言うんですか、精査しましてですね、その後のものがですね、今度20年度の方へお願いをするというような案件でございます。それと申しますのが、県もいろいろな工事の関係の事情がありましてですね、実際工事施工が出来なかったと聞いております。それでですね、この森林管理道の考え方は来年度工事する分について、先ぐいいうんですか、先、用地と立木補償をやっていくと、そういうスタンスで工事を進めていると聞いております。そんなことでですね、今回、委託料で立木の補償の調査費、あと分筆登記やりますので分筆登記の委託料、それと、土地購入費の林道用地と立木補償となろうかと思えます。そういうことで、昨年19年度未施行のものが今回補正でお願いしたいと。時期的にはですね、本当はですね、早くわかっておれば、その当初いう話もあったんですが、当初予算につきましては、ご承知のように3月というようなことでですね、その時点では県の方はなかなか精査が出来てなかったというのが実態でございます。それが森林管理道の補正予算の内容でございます。 それとですね、まちづくり交付金の工事の関係でですね、今回、21,020千円補正をお願いしておりますが、これはほとんど工事費に充てるということでございまして、工事17,220千円追加をお願いしたいと。この主な理由はですね、これも当初、もとは国土交通省の予算でございますが、国の方の関係でですね、今回、池の中を最終的に仕上げたいと池の護岸がですね、まだ崩壊のところが何箇所かございます。それをまずは全て仕上げてですね、それで上の道路の方の整備をやりたいという考え方からですね、トータル的に若干予算が足らなかったということで、そういうことであればですね、国、県の方からですね、追加でこれだけ渡しますので、何とか、先池の方のしまいをしてですね、その後、道路の路面、また、側溝整備を早急にやって下さいというような話の中でですね、今回お願いしたようになっております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 末武議長 加見教育 次長 教育次長 加見重照君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。長炭小学校の耐震工事の工法についてでございますが、3階建てを2階にしてはというご意見でございましたが、今現在、長炭小学校3階までの教室全教室を使ってございます。それと今回、立て直しします預かりの方で別に図工室がありますので、小学校の方へ無理をお願いして、その図工室も今の校舎棟の方へ収めるということで、教室について今のところ予備が全然ございませんので、3階建てを2階建てに変更するということはちょっと不可能でございます。
--	---------------------------------------	--

	加見教育 次長 末武議長 本屋敷議員 末武議長 小野建設 課長 末武議長 谷森議員	それと、耐震工法についてでございますが、耐震診断に基づきまして県の建築指導課とも相談して設計事務所の方が、今の耐震プレス、耐震壁の補強ということで進めてまいりました。それと、全体の事業費でございますが、耐震改修と併せまして、今回老朽改修、大規模改修も行いますが、耐震改修に併せますと、老朽改修の補助率も今まで1／3だったものが、耐震改修と併せ大規模改修をするのであれば1／2を補助しますよということに本年度から変わってございます。それに合わせまして、今回、耐震改修も併せて大規模改修も学校等の意見等を聞きながらやった関係で、多少なりとも金額がその点増加していることはゆがめません。なお、概算でございますが、耐震改修で約1億6千万ほど、それと、老朽改修で1億ほど、それと合わせて実施します放課後預かりの分で約3千6百万ほど、それとこれは別個になるんですが、今の放課後の旧の長炭幼稚園ですが、その取り除きが約7百万から8百万ぐらい追加になってございます。以上で大体3億1千万がちょっと切れるところでございます。 それともう1点ございました土壌改良でございますが、あれにつきましては、校舎本体棟には影響はあんまりございません。今現在建ってございます旧の幼稚園の跡地のところが地盤が悪くて、追加でどうしてもそこを補強しなさいということで、それについては経費的には安く、土質の中へコンクリートを混ぜて地盤を固めるという工法でOKでしょうという許可をいただいております。以上でございます。 3番 本屋敷崇君 ありがとうございます。ちょっと気になったところですけども、15ページの林業費の方なんですけれども、県の方の事業で19年度に出来なかった部分ということですけども、でありながら、補正額の財源内訳がすべて一般財源の方から出ているということは、これは県の方から普通は出ないのかどうかだけお聞かせ下さい。 建設課長 小野隆君。 今の本屋敷議員のご質問でございますが、これは当然、県費でございます。町単の金額でございます。まあ工事する前にですね、先ほど言いましたように補償関係につきましては、すべて地元ということになっております。以上です。 他に質疑はありませんか。 谷森哲雄君。 今回の都市公園、総合運動公園の補正が出ておるわけですが、去年ですか、19年度に課長よりの説明では20年度でこの事業は終わらす計画であると。そして事業費については、総額で2億円とこういう説明を聞いておるんですが、拡大いうんですか、路線を、そんな感じをするんですが、先般も全員協議会の時に、芝についても人工芝でなくして天然の芝がいいとか、こういうようなご意見もあつたりしたわけですが、こういう形でどんどん進んでいった場合には、かなりこう、事業が増えておるようですが、
--	--	---

谷森議員	このことについていわゆる当初の事業計画でありました２億円という範囲内でおさまるのか、あるいは今後また、諸般の事情で新たな事業が出てきてもう少し追加しなければならないのか、この点お尋ねいたします。
末武議長 小野建設課長	建設課長 小野隆君。 今、谷森議員さんから質問された件でございますが、都市計画費の総務費ということですね、書いてございますが、都市公園整備事業費のおそらく目の説明の中でですね、３８０万いうんですか、その金額のことのご質問だと解釈すればですね、これは給料とか、職員の関係の精査でございます。今の工事的なことにつきましてはですね、先ほど本屋敷議員が申されましたように、これはまちづくり交付金、満濃池周辺ですね、整備事業の金額でございます。従いまして、総合公園につきましてはですね、今回工事費の関係は当初予算どおりですね、執行しております。以上です。
末武議長 谷森議員	１９番 谷森哲雄君。 一応、当初予算ということでございますが、私の記憶では１９年度の時にこの事業については２０年度で終わるというような説明を受けて、その時に事業費が約２億円とこういうようなことを聞いておるんですが、その２億円の範囲内で終わるのでしょうか、お尋ねいたします。
末武議長 小野建設課長	建設課長 小野隆君。 公園費につきましては、国への２０年度の要望はですね、交付決定もいただいておりますが、２億５千万の工事費になっております。当初ですね、１９年にそういう話ですね、お話したかもわかりませんが、その後ですね、やっぱり１８年度から１９年に向けてですね、見直し検討委員会を開催いたしましたですね、内容の精査を十分してですね、まあ２０年度最終的に総合公園として完了さすと、そういう中でですね、最低これだけはやっぱり整備しなければならないというようなことからですね、積み上げましたら約２億５千万必要となりました。そういうことでですね、その中でですね、完了させたいということでございます。よろしくお願いします。
末武議長 高木議員	１８番 高木堅君。 長炭小学校の耐震、老朽化に基づく今期の事業ですが、執行部サイドとして、多々今までにいろんなサイドで研究、また、それなりの検討会がなされたようには私は見受けられないんですが、されたと思うと仮定せなしょうがないんやけど、当然、これから学校、それこそ海外でも、ああいった相当な子供の被害者が出ておりますので、十分考えなくてはいけない課題ですが、この耐震、老朽化に伴ういろいろな工法的なもの、今後もあるかと思うので、そのへんを十二分に町長はじめ教育委員会等、それぞれの形である程度の時期を見て、期間を設けて十二分に検討をもっていただきたいと思います。そして、この耐震設計、老朽化に伴う設

	高木議員	計委託料ですね、これの変更はないんでしょうかね。それが1点、数字であらうかと思います。なお、それに伴う当初、町長の方から確認申請を今、出しているということで、確認申請を出している県の確認申請を出している段階で、その確認申請がやはり指摘を受けた場合は相当厳しい、あの設計の確認申請をやっておりますので、やっていると思いますので、それでまた、事業費等の減額はいいんですけど、また増額ということはあるかどうかということ。それと、先、教育次長の説明がありましたが、幼稚園サイドの方が地盤が軟弱だというような説明が確かあったと思うんです。私も実感している、また、目視の状態でも今までに、今現在、すでにあの本館の校舎は、今まで再度いろんな形で、四苦八苦もってあれを今まで維持してきたと思うんです。本館のかなりのクラック、また傾斜等が出来ているんじゃないかと。セメントで地盤強化を図るというのは、それこそ幼稚園云々の方というんでなしに、的が間違っしてもとんでないかと。私は地元でおって、そういう認識を十分もっております。なお、こういった検査をしたか、次長の方にもういっぺんこれ再確認をとっておきたい。それと、これだけの3億から余っての財源をですね、国庫補助がなんぼ、1/3か、1/2、たったこの間、国の方から決まったというてでも国庫補助金1/2にしてでも、やはり税金で賄っていきよんですから、当然、我々の税金の貴重な財源でございますので、そのへん十分に認識していただいて、検討しなくてはいけないと思います。なお、それに伴う3億1千万、今、数字に概ね出てきておりますが、この学校用地に関する長年の課題、また学校用地の地代ですね、この分も町長代わられてから、所有者との話し合いとか、そいなんを総合的にまた、完全に固定するような格好になるので、そのへんを十分話された機会があるかないか、その辺までの詰めがお聞きしたいわけです。以上、そのへんに関して、答弁をお願いしたいと思います。
	末武議長 加見教育 次長	教育次長 加見重照君。 高木議員さんのご質問にお答えします。設計委託料の変更はあるのかということでございますが、今のところ変更は考えてございません。それともう1点の、幼稚園側の方が地盤が軟弱と、それで校舎の方は現実に、多少傾いてたりしているということでございますが、あの校舎側の、今、多少の傾き等につきましては、今回の耐震補強で併せて補強対応することとしてございます。それと、その地盤に関係しまして、建築指導室の方から長炭小学校の校舎の敷地のボーリング調査を指示されてございまして、そのボーリング調査によりまして、その幼稚園側の方が軟弱であるので、コンクリートを入れて補強しなさいよという指摘を受けてございます。それと、今回の改修に合わせまして、大規模改修を行うのに過大な積算等はしてございません。学校からの要望は際限なくございましたが、半分ほどは聞いとるかもわかりませんが、出来るだけ改修については儉約させていただいてございます。ただし、耐震改修については、出来る限りの方法は考えさせていただいてございます。また、用地の件につきましては、今即返答というわけにはございませんので、町長の方とも相談しまして、今後の対応について協議して対応していきたいと思いますので、ご

加見次長 末武議長 高木議員	理解をお願いしたらと思います。 18番 高木堅君。 教育長、当然、事業費が上がったら、設計委託料もいくぶんか上がっても下がるということはないと思うんですが、そのへん業者の設計委託のサービスかどうかともわかりませんが、そういう解釈したら、教育次長の話では、そういう解釈させてもらいたいと思うんですけど、幼稚園の方のボーリングはしたけど、やって軟弱なかったと、小学校の本館の北面ですね、あの辺のボーリングは行われてないような感触を受けたんですが、それを再確認したい。なお、次長ね、建物というのはですね、完全な補強をするということは元々の地面から上に出とるものでないですよ。これ、下側へですね、町長プロだから分かるんですけど、地中梁というて、とにかく地下に埋まっている部分からやらなんたら完全な耐震にはならんのですよ。それだけの金額を今期3億から上る金額だったら、それだけの耐震工事をするかせんか。絵もなんちゃんないんですよ、何億単位の話をしよんが、我々議会には、図面もなんちゃん分らんや、こんなものでほんま、ちょっと雲をつかむような数字だけが先走りしててね、雲をつかむような話ですよ、はっきりゆうて、とんでもない。我々は、ちょっとこれ今までの資料をやっぱりある程度の公開を事前にしてくれんと、議会としてもですね、十二分に認識が出来にくいですよ、はっきりゆうて。そのへん、それと課長、次長、まずさっき言ったんですけど、借地権の問題ですけどね、かつての町長なり、担当課長ですね、時々か、しょっちゅうか知らんけど、委員会でも議会でも言われよりましたけど、かなりその分の交渉に足を運んでいたと思うんですわ。その辺も解決するもんは早く解決して、やはりそれだけの分の何億単位の金がどんどん投入せられるんだったら、やっぱり借地料でも早い時点で解決するような方法策を講じるのが、当然、執行部の立場だと私はそういう認識をもっておりますので、その辺の見解をもう1回、次長、ようわかるように、私あんまりプロでないきん分かりにくいんで、よう分かるようにちょっと説明してくれんですか。
末武議長 加見教育 次長	教育次長 加見重照君。 お答えいたします。校舎棟の敷地等のボーリング調査も併せて行ってございます。なお、今現在、図面等お示しすることは出来ませんが、昨夜ちょっと連絡がございまして、一応審査は終わったということで、近々、もう最終的な図面、設計書等は出てくる予定となっておりますので、またそれが出来上がった場合には、皆さん方にご提示できると思いますので、それまで暫くお待ちいただきたいと思います。なお、さきほど申されました耐震工法の補強プレス等につきましては、1番最下層の分につきましては、地中梁の上から設計するように県の方の指導も全部入ってございますので、一応その基礎部分から固めるようにはなっております。用地の借地の件でございますが、これについてはなかなか難しい問題でございますので、今までの経緯等、また十分調べまして、町長の方とも十分協議いたしまして、しかるべき対応をしていきたいと思っておりますので、暫くの猶予をいただきたいと思います。

末武議長 栗田町長	町長 栗田隆義君	高木議員さんのご質問にお答えをいたします。長炭小学校の借地の部分につきましては、先般もちょうど土曜日でしたか、持ち主の方ご本人さんとも、私自身お会いをさせていただきまして、前向きに考えてほしいということで、今、お願いをして交渉中でございますので、どうぞよろしく願いいたします。
末武議長 高木議員	18番 高木堅君	執行部、答弁要りませんから言うときます。これ以上言うたってしょうがないきん、聞きません。次長、地中梁のベースの上からプレスを入れるというような答弁だったんですけど、地中梁自体がですね、地中梁自体が私はいけないというような指摘をしているんですよ。これから上へ、その下が軟弱なのにその辺を十分に考えてせんことにはいかんということを私は指摘しよるつもり。それは当然、プロの町長もおることだから、十分図面見たらわかると思うんですが、私が言よることはそういうことですよ。あんたちょっと、その辺をもうちょっと勉強してもらいたい。教育委員会もね、建設課共に含んでですね、十二分にこれだけの3億からの工事に関して、やはりスタッフ組んで十二分に検討しなくてはならないと。今後、この長炭小学校だけでなしに、いろいろな学校、公共施設等があると思いますので、その辺の分をやっぱり専門的にですね、もっと勉強されて、いかにより良いものを安価に出来るかと、そういう考えを前向きに考えてもらいたいということを注文して終わります。答弁要りません。
末武議長 本屋敷議員	3番 本屋敷崇君。	すいません、1点だけ。耐震性能を示すですね、構造耐震指標ですね、文科省の方から0.7以上というのが出とると思うんですけども、それが今現在、なんぼで、この工事を行うことによってどのくらいになるという、多分指針が出とると思うんですけども、それだけお聞かせ下さい。
末武議長 加見教育 次長 末武議長	教育次長 加見重照君。	本屋敷議員さんのご質問にお答えします。長炭小学校の場合I S値が0.3以下でございます。この耐震補強を行いますとI S値が概ね0.7を超えることに計算上はなっております。以上でございます。 他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

日程第 18	栗田町長 末武議長	担金返還金 14,069,740 円、合計 44,982,763 円の補正でございます。ご審議のうえよろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第 10 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし。) 異議なしと認めます。 よって、議案第 10 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 10 号 平成 20 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに、ご異議はありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 18 議案第 11 号 中讃広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び中讃広域行政事務組合規約の一部変更についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
---------------	-------------------------	---

	栗田町長	ただ今上程されました、議案第 11 号 中讃広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてのご説明申し上げます。中讃圏域健康生きがい中核事業の推進及び実施につきましては、その事務を中讃広域行政事務組合の事務とするものであります。本事業につきましては、40 歳以上の住民を対象に、健康相談、運動指導等を実施し、生活習慣病予防や介護予防に努めると共に、住民の健康増進を図る目的として実施するものであります。事業内容につきましては、平成 20 年度において中讃広域行政事務組合が事業計画を作成いたしまして、平成 21 年度から 3 ヶ年で圏域内の 2 市 3 町が施設の整備を行うと共に事業を推進するものでございます。なお、施設整備等の開設準備費として、県から 10 億円以内で支援がありますことから組合の事務といたしましては事業計画の作成、補助金の受入等のほか、県及び構成市町間の連絡調整等であり、本事業の市町負担金は発生しないものと考えております。このことについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。ご審議のうえご決定賜りますようよろしくお願いいたします。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。
	谷森議員	谷森哲雄君。 今、町長の説明の中で、この事業においては市町の負担はないと、こういうふうに説明があったわけですが、その負担がないというのはどこからどこまでの部分でしょうか。お尋ねいたします。
	末武議長	町長 栗田隆義君。
	栗田町長	谷森議員さんの質問にお答えをいたします。私が今の説明の中で、本事業の市町負担金は発生しないものと考えておりますという発言がございましたが、この中核生きがい施設の事業における施設整備、また機械器具等の購入、またシステムの構築でございます。その後の運営経費等についてはそれぞれの市町で発生をしてくるものと考えております。よろしくお願いいたします。
	末武議長	他に質疑はありませんか。
	小亀議員	2 番 小亀重喜君。 新たに議案第 11 号ということで、今回の中讃圏域健康生きがい施設事業の推進及び事務というのを、広域行政事務組合の方に位置づけを直したということだと思うんですけど、その時に、現、町役場の中で、生きがい施設の方のセクションが残っておりますよね、業務として係りとして、それについては例えば、ここに行政事務組合の方に位置づけ直すということにおいて、本町の庁舎の中での位置づけ、業務の位置づけというのは影響があるのかどうか、そこを、もしあるのであれば若干それも同じく改めなけれ

小亀議員 末武議長 栗田町長	ばならないのではないかと思います、そのあたりはどうでしょうか。 町長 栗田隆義君。 小亀議員さんの質問にお答えいたします。中核生きがい施設につきましては、今般、事業変更をいたしまして、中讃広域行政事務組合の方で取扱いをしていただくということになっておりますが、それぞれの市町の事業内容については、それぞれの市町でいろいろ提案して、広域行政事務組合の方ではその取りまとめをするというような位置づけでございますので、やはりまんのう町といたしましては、室をそのまましていくかどうかということは、まだちょっと今後の課題になろうとは思いますが、このまま事業としては続けていかなければいけないとこのように考えておりますし、非常に重要な今後の問題になってこようかと思っておりますのでよろしく願いいたします。
末武議長 谷森議員	谷森哲雄君。 さらにお尋ねするんですが、いわゆる中讃広域でこの事業計画はしていくと。そういう中で、地域の特性とか独自性は、例えばもう均一化されて、まんのう町がこういうことを希望しても、これは一応均一いうんですか、中讃広域でこういうふうに決めておりますからと、こういった場合に、例えば、どうしてもまんのう町の人がこういうふうにやりたいとか、こういうのが可能かどうか、可能であれば当然、本町の若干の費用はいるのではないかと思います、いわゆる独自性とか地域性というのが勘案されるのか、それとも均一化してしまうのかお尋ねいたします。
末武議長 栗田町長	町長 栗田隆義君。 谷森議員さんの質問にお答えいたします。中讃広域で取り扱うということで、今後、その地域の特色が出せるようなことがあるのかというご質問であります、今のところ私たちは、それぞれ2市3町ございますが、市町のそれぞれの町の特色がございます。我々の町は中山間が多いというようなことで、それぞれの町の事情がありますので、それぞれの町の事情にあった方法でやっていきたいということでお願いをしております。あくまでも中讃広域行政事務組合の方では、それぞれの市町から上がってきた計画を取りまとめて県へ報告するということでありますので、今後は、県との打ち合わせの中で、そういった独自性が発揮できるのかどうかということは、今不明でございますので、今後、そういう方向で、まんのう町はまんのう町独自のものを取組めるようなことで努力していきたいと、このように考えております。
末武議長	他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。

日程第 19 日程第 20	末武議長	お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第 1 1 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。 これにご異議ありませんか。 (なし。) 異議なしと認めます。 よって、議案第 1 1 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 1 1 号 中讃広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び中讃広域行政事務組合規約の一部変更についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに、ご異議はありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 9 議案第 1 2 号 工事請負契約の締結について「平成 2 0 年度都市公園等統合補助事業満濃町総合公園整備工事（第 1 工区）」、日程第 2 0 議案第 1 3 号 工事請負契約の締結について「平成 2 0 年度都市公園等統合補助事業満濃町総合公園整備工事（第 2 工区）」以上、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号を会議規則第 3 7 条により一括議題といたしたいと思ひます。 これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって議案第 1 2 号、議案第 1 3 号を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
--------------------------	-------------	--

	栗田町長	ただ今一括上程されました議案第１２号 平成２０年度都市公園等統合補助事業満濃町総合公園整備工事（第１工区）及び議案第１３号 平成２０年度都市公園等統合補助事業満濃町総合公園整備工事（第２工区）の請負契約の締結につきましては、当該工事の予定価格が５０，０００千円以上でありますので、地方自治法第９６条第１項５号及びまんのう町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 議案第１２号につきましては、 契約の目的 平成２０年度都市公園等統合補助事業満濃町総合公園整備工事（第１工区） 契約の方法 条件付一般競争入札 契約金額 ８１，３７５，０００円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ３，８７５，０００円でございます。 契約の相手方 代表者が、まんのう町吉野下３６０ 横山・片倉・朱雀特定建設工事共同企業体でございます。 企業体の参加者は、横山組、片倉工務店、朱雀産業でございます。 続きまして、議案第１３号 契約の目的 平成２０年度都市公園等統合補助事業満濃町総合公園整備工事（第２工区） 契約の方法 条件付一般競争入札 契約金額 ６４，２６０，０００円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ３，０６０，０００円 契約の相手方 代表者が、まんのう町東高篠１５３１ 南部建設共同企業体 企業体の参加者は、沢村組、光穂建設、住久設備でございます。 本工事につきましては、工種が多岐にわたることから広くまんのう町内業者の参加を募り、相互協力のもと事業を遂行していただきたいという観点から、まんのう町土木一式工事の各付等級が、Ａを代表者し、他にそれぞれＢ，Ｃを１社以上参加させ、特定建
--	------	--

	小野建設 課長 末武議長	多目的広場の中で検討いたしておる内容がここへ書かれておりますので、参考までにまたお目通しをしていただいたらと思います。 それとですね、最後の方に付け加えておりますが、サイクルスポーツのことを若干、要望書をですね、当初、県を通じてですね、国土交通省への方への協議の中で書類を出したものを添付させていただいております。趣旨の説明、それと公共施設としての公益性の内容、それと最終的に整備効果が、こういうことを考えられるだろうというようなことですね、列記をいたしております。最後のとこにですね、概要図、先般渡しましたが、概要図から若干ですね、変更しております。というのは、多目的広場の中でですね、芝生広場と多目的広場ということですね、大きく分けておりますが先般の図面ではですね、この境のところに防球ネットを周りに回して囲んでしまうということになったと思いますが、今回ですね、移動式の衝立ネットですね、対応することによってここをオープンにしたと。防球ネットにつきましては、図面でいう下側、いわゆる南側とですね、西側の一番はなまで防球ネットを谷へボール等がですね、落ちないように防球ネットを張ると。高さは結構高こうございます。6. 5mですか、6. 5mの防球ネットを張るということにいたしております。それとですね、後は貯留槽がですね、124トンの貯留槽を芝生広場のちょうどですね、排水が出来る末端のところへつけております。ここへですね、暗渠排水等の工事をやりますので、ここへ暗渠排水の水をですね、終結してそのオーバーフローしたものが最終的に沈砂池の方へ流れていくというような構造に考えております。それと後は、管理室の中にはですね、防災倉庫、一般の倉庫等を設置し、今考えておるのは、トイレ、一部会議室及び休憩室、会議室と休憩室は同じ部屋になろうかと思いますが、それと、更衣室がないので更衣室ということを考えております。倉庫につきましてはですね、ちょうどこの図面でいう上わきの方ということで、北側の方へ防災倉庫に活用しようかなあということで大まかな配列だけは考えておるところでございます。それと南わきへ併設してですね、雨よけ施設が今回ですね、遊具の前、トイレの前にですね、小さい約100人程度の雨よけ施設は今回設置したわけなんです、そこまで1箇所ではちょっとなかなか不便だということですね、多目的広場等で活用していただいた時のスクール等の雨よけの対応するためにですね、だいたいまん中どこかに雨よけ施設をもう一つ考えたいということで、今、最終的なレイアウトの調整に入っているところでございます。それが固められますと、後、建築確認等の申請をしてですね、許可いただければ、今後発注して行きたいとこう考えておるところでございます。ということで先般の全協から若干変わりましたところと全体の考え方を整理しておりますので、お目通しをしていただいてご参考にしていただいたらと思います。以上で終わります。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより議案第12号、第13号の2議案に対しての質疑にはいります。
--	--------------------------------	---

末武議長 本屋敷議員	質疑はありませんか。 本屋敷崇君	全協の時からですね、変わったところが資料の中でちょっとありますんで、聞かせていただきます。2の3の多目的広場1の時にですね、野球場の話が出とるんですけども、この中に内野が土で芝生が芝というような明記があるんですけども、後、観覧施設ですね、載っているんですが、全協の時にはサッカー場という話だったんですけども、これが設計上あがってきているのかどうか、で、多目的広場本来なら説明の時には多目的広場2の使用だったと思うんですけども、設計では1が関係してくるんであればちょっと変になりますし、あと2の方ですね、グラウンド内土舗装とするというのは、全協の時にも、人工芝か等々のお話がでておりましたけども、今現在としては、どういうふうな話になって設計を出したのか。後、パターゴルフの話がですね、全協の時にも出ておりましたけれども、このパターゴルフはそのままの予定で設計書として入札されているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。
末武議長 小野建設課長	建設課長 小野隆君。	今の本屋敷議員さんのご質問でございますが、この資料全体はですね、当初、一番当初のですね、今すでに、もう一部開園しております野球場、アスレチック広場等々の内容も重複しております。そういう内容からですね、見ていただいたらと思います。それでですね、今回20年度工事をする中のですね、今から工事をする中の多目的広場の中のですね、舗装いうんですか、芝生広場とかにつきましてはですね、現在、発注はですね、芝生広場については、当然、芝張り、多目的広場については土舗装というようなことで、今回の発注になっております。第2工区の方へそういう状態が入っております。それはそれとしてですね、いろいろなご意見を参考にしながらですね、後、変更をかけていきたいと、工事の中の変更をかけていきたいと思っております。考え方としては出来ますればちょうどですね、分かりにくいんですが、移動式の衝立のところですね、ちょうど境にさしていただいて、芝生広場は、当然、全面芝張り、多目的広場についてはですね、土で透水性のよく抜ける舗装、透水性舗装の土舗装を全面にやりたいと、ちょうど防球ネットの位置までやりたいと思っております。それとですね、パターゴルフはですね、急遽入った話みたいになってしまいましたが当初ですね、これはすでに、当初の平成18年度工事だったと思うんですが、すでに完成しております。概成は完成しております。そういうことで、後はですね、ここへ土舗装でですね、金のいらぬような方法で土舗装でこのコースを仕上げたいと。元々はこのコースにつきましてはですね、一番最初、健康生きがい施設との連携の中のコースということですね、ここで本当はカーコートいうんですか、電気自動車等の子供のですね、遊具等をここへ走らせたらいいというようなことから、こういうルートコースを考えとった経緯がございます。その中でも既に形が出来ておりますので、後の利用形態をどうなんしていくか

小野建設 課長	というような検討の中でですね、土舗装をしとればいろいろなことに使えるというようなことですね、県とも相談させていただきまして、お金のいらぬ利用が出来るというようなことですね、パターゴルフを貸し出ししてですね、あまり凹凸はないんですが楽しんでいただいたらということで、今回パターゴルフということのコースということで、整備をするということにさせていただきますいております。以上でしたかね。
末武議長 藤田議員	9番 藤田昌大君 説明書を見せていただいたんですが、最終的に一番気になるのがですね、施設の分でグラウンド内土舗装とする。また夜間スポーツは活動を予定してないのでナイター設備等は設置しないということになっているんですが、今の少年サッカーの現状なり、少年野球の現状を見ますとですね、そういった部分の対応が非常に必要でないかと思うんです。でないと、実際やったところで誰が使うんやと言うことになるんですよ。全協で説明されたところで、ちょっと防護ネットが動いたぐらいで、後なんちゃ一切関係ないと、実際その使う人の意見を聞いたか聞いてらんか、ちょっと気になるんですけど。多分聞いてないと思いますし、そういったなかでですね、第1工区の変更もせな、じょんにならんところがあるんですよ、野球場にしても観覧席のベンチの問題が非常に問題になっていますし、そういったとこ。それとゲートボール場がちょっと変わったようでありますけれども、一番問題はですね、やはり、折角、多目的広場を造りながらですね、芝舗装せんわ、ナイターせんわ、言うたら、一体これどなんするんなあということになるんですね、そのへんの、実際、この健康増進にも役にも立つとは思いますが、そういった部分でやっぱり町民の意見を聞いてくれやということがあったんですけど、実際、そのへんの措置がないような気がするんで、今後の利用計画をどのように見込んでいるのか、ちょっとそこだけお聞かせ願いたいと思いますのでよろしくお願いします。
末武議長 小野建設 課長	建設課長 小野隆君。 今、藤田議員さんからのご質問でございますが、全協の時にも同じようなお話をされております。そういうことで認識はいたしておるんですが、今の段階でですね、皆さんの意見を取り入れとるかどうかというのが、一番問題だろうと思っております。ただですね、検討委員会の中でですね、集約出来るものについては集約する。当然補助対象にのれるものという限定がございます、今までいろいろな検討委員会でもたくさんのご要望をいただいております、委員さんから。最終的にはこれがまとまってですね、変更も考えてですね、最終的な答えが出ればですね、それも検討委員さん、一部先般も、委員さんの方から言われたご意見もございますが、最終的にこういうことで行かせていただきますというような報告もしなければならぬと思っております。そのなかでですね、国庫補助、当然、会計検査等の関係もございまして、出来上がりしているものについては、今の段階ではどうしようもないというようなことが実際ございます。例えば野球場の観覧席のちょっと不便なところ、また危険度の高いところ、当然、今使っ

	小野建設 課長 末武議長 藤田議員	ておられる方々からのお話も聞いております。それとですね、管理されておる商工観光課の担当の方からもいろんなご意見も聞いております。そのなかでですね、本当に今の段階で最終的に2億5千万で出来るもの、最終的にその公園を終結させなければならぬ工事となっておりますので、その中で限られた予算ということになるかと思います。それで本当はですね、その多目的広場すべてを芝を張ってですね、人工芝はいろいろな問題があるということをお聞きいたしましたので、それは考えなくてですね、普通の芝を全体に芝を張ったらいいんですが、例えばですね、ソフトボールと野球がガッチャンコした場合に、防球ネットを張っておりますので、ここでサブグラウンドとしてですね、ソフトボールとか、野球が若干出来るというようなことを考えますと、やはり土の方が使う用途が広いんじゃないかと、サッカーだけというわけにはいけないのですね、半分は土にして半分は芝にしたというのが実態でございます。そういうことでですね、今後の利用計画につきましては、今後、完成するであろう全面開園に向けてですね、利用のですね、条例化も12月の議会に向けて考えて行かなければならないと思っております。その中でこれからの利用計画につきまして多方面からのご意見を尊重しながらですね、今から皆さんの出来るだけ喜んでいただける施設にしていきたいと思っております。 それと、夜間に利用があれば本当に一番いいわけなんですけど、当初、少年野球の時にもそういう話がございました。その時にですね、ナイター施設設備を、補助対象にはなるんですが、後の維持管理とかいろいろなことを考えますと、ナイター設備はなかなか難しいということですね、断念した経緯がございます。そういうことでですね、今回もですね、こちらの広場の方へナイター設備どうやろかというような話もございました。過去のそういう話もさせていただきながらですね、今後の課題とさせていただきますというようなことで、辛抱して下さいというようなことでお願いいたしております。そういう現在の状況でございますのでよろしく願いしたらと思います。以上です。 藤田昌大君。 ええとですね、今一番気になることがありましたのでちょっと言いますけれども、行政はいろんな設備を造ります。例えばホールであったりグラウンドであったり、残念ながら利用者の声を一切聞かないという一番の欠陥があるんですよね、実際使おうとしたら例えば照明どなんするんやと、音響をどなんするんやといったらですね、全然、普通の人がいえんような音響で、実際使っても役に立たん音響があるんですよね、どことは言いませんけども。それと同じで、こういった何億の設備投資しながらですね、実際その一部の人しか利用できんというですね、対応が一番気になるんですよ。やはりその、例えばスポーツ少年団なりウォーキングの対象者なり老人とかいろんな人にですね、意見を聞きながら、どう活用してどう利用を高めて行くかというのが努力がいると思うんです。例えば、綾南町の運動公園なんですけど、夜間でずっと開放しています。その中ではウォーキングの方が非常に利用し
--	---	--

	藤田議員	ていますし、スポーツをする方の利用もあります。そういった部分を考えますとですね、やはり今の社会の中の構造からいけば夜間にウォーキングする人は、多分、今、道ばかりですね、まんのう町の場合。私のところの横の川は割りと便利なんでよくウォーキングしてますけれども照明はないですよ。照明があるところで町民の健康を考えるならばですね、最低、水銀灯ぐらいは点けてですね、歩いたらどいやと。こんだけの広いスペースがありますから、それぞれのメーターとかそんなん図ればですね、全部自分のチェックができるわけですよ。そしてこういったトイレもありますし、やっぱりこれ夜間に放置するようになれば、青少年の健全育成の中で多分非常に大きな問題、パトロール地区になると思いますので、その人たちは。ここがパトロール地区が増えるのではないかと、こういう気がしますので、やはり人がいればそういう犯罪とかそういった起こらないんですけど、やっぱりそういった設備がなければですね、例えば、小野課長が、固有名詞出して悪いんですけど、課長もですね、オープンの前にトイレを使われて、わやになっとったとかですね、いろんな経過があるはずなんですよ。ですから、人がおれば有効な利用が出来るし、そういった部分が出来るんですね。是非利用する人、町民の立場に立ってやっていただけたら、そういう思いがありますので、今さらどうこう言うことがないんですけども、やはりそういった意見はですね、多いということは、町長、十分認識してほしいと思います。そういったなかで、町民のための施設を是非作るように、今後どういう部分になるかも知れませんが、やはり、ナイター設備を考えるとですね、周辺の遊歩道をきちっと整備して水銀灯を点けるとかですね、最低限そのくらいの部分は夜間が町民が利用できるような工夫を是非考えていただきたいと思います。これは要望でありますので回答はいりません。
	末武議長 白川美智子議員	7番 白川美智子君。 入場料とか利用料とか、全体の運営がどのように方向性が出てくるのか全然分からないんですけども、これは今から考えるということでしょうか。
	末武議長 小野建設課長	建設課長 小野隆君。 白川美智子議員さんのご質問でございますが、先ほども言いましたように今後の利用につきましてはですね、出来ますれば12月議会を目途にですね、条例化をしていきたいと、利用のための条例化をしていきたいと、そのなかで当然利用のいろいろな形態を関係課とですね、十分協議をして、提出させていただくということになるかと思いますが。以上でございます。
	末武議長 小亀議員	2番 小亀重喜君。 すいません。先ほど、本屋敷議員の方でパターゴルフのほう聞かれたんですが、全員協議会の時にパターゴルフの件、私ちょっと最後、触れさせていただいたかと思います。執行権を超えることになるかもしれませんが、是が非でもパターゴルフだけはちょっと取止めされた方がいいんじゃないかと思います。といいますのが、高屋原地区に非常に近いところの公園ですので、よく、私、

	小亀議員 末武議長 小野建設 課長	足を運んでおります。で、休憩所のすぐ近くのところで、ある若い男性がゴルフクラブを持ってきて振ってたところに子供さんが来たことがあるんです。それでももう少しで事故になりかけてました。それは歴然とした事実なんです。ですから、いくら管理をしっかりする言われましても、ファミリーでゴルフのクラブを持って振ってましたら、特に、また横に遊具がございますので、そのあたりをどうするかわかりませんが、事故になる可能性が非常に高いと思います。ですからちょっとそのパターゴルフ、ゴルフだということは、もし出来るのであればゴルフも出来ますぐらいに薄めていただいて、例えば舗装するのはかまいません。非常によく利用されていますのは、ラジコンカーなんですよ、ラジコンカーを持ってきて、あのスラロウムコースのような形で利用されています。ですから、もうアスコンあたりで舗装されるぐらいに、細粒アスコンで舗装されるぐらいに留められて、パターゴルフ専用にされると、ちょっといかなものかなと思います。良くなるのはいいんですけど、危険なことはとにかく排除していただきたいというのが希望でございます。また変える猶予があるのであれば、そのあたりも十分配慮いただけないかと思います。それが一点です。 後、契約行為そのものにつきましての質問が2つなんですか、工区が2つに分かれていますので私の方で心配になりますのは、いわゆる間接経費の方が分けることによって高くなってないのか。まとめたら安くなるというのが世の常だと思うので、その分けることによって経費的にはどうなんだろうと、高くなってないんだろうかということがあります。それから業者の選定は、ジョイントベンチャーの形で皆さん企業体を組まれての入札・落札の方にあたられたと思うんですが、今日びですから、その入札金額だけでなくて総合評価方式の時代でございます。受けられた方のグループが今回の工事に一番ふさわしいこれまでの工事経歴をお持ちだったのかどうか、全然経験のないようなジョイントベンチャーのチームが受けられたようなことはないのか。その分についてちょっとご回答いただけたらと思います。以上3点になりますけれど、よろしくお願いします。 建設課長 小野隆君。 今の小亀議員さんのご質問でございますが、まず1点、パターゴルフのことでございますが、当然先ほどから言っております補助事業ということの位置付けの中からですね、何か位置図的な名称をつけなければならないというのが本当に本音でございます。ということでですね、パターゴルフということにさせていただきます。利用につきましては、今後の使い方ですね、先ほど言われましたように本当にパターゴルフを、本当はパターだけなんです、大振りはないと思われませんが、それも絶対ないと限りません。そんな中でですね、本当にパターゴルフでいけるかどうかというのは、十分今の意見を尊重させていただいてですね、名前はこういうことで書かせていただいておりますが、最終的には配置図の中でですね、一部変更したりですね、今看板の中にも予定でパターゴルフはめとるかどうかわかりませんがですね、とりあえず舗装はですね、土舗装、透水性の土舗装で仕上げていくと
--	---	---

	小野建設 課長	いうことにしときます。 それと、総務課の方の関係になるかと思いますが、ついでに私の知りえる範囲でですね、工事契約のことにつきまして、経費につきましては当然、合併積算さしていただいております。そういうことで理解をしていただいたらと思います。それと業者につきましては、当然指導でですね、総評価制度を導入せえということで、昨年来から国をあげてですね、国土交通省あげて最低各市町1件ずつはやりなさいというようなこと、昨年から指導がきております。そういうことでですね、今年につきましては、是非総合評価方式を超簡易型のですね、総合評価方式をですね、導入するということが指名委員会等でもですね、意見統一をみておりますので、なんかの工事はどうしてもやらなければならないと思っております。なかなかそういう事務には不慣れでございますので、当初、ある程度、県の指導とかそれぞれのそういう仕事をされておる指導的な県の出先機関もございます。そんなところのご意見をいただきながら、何かの事業でですね、総合評価方式を取り入れていくというような考え方にはしておるところでございます。以上です。
	末武議長 黒木議員	10番 黒木保君。 時間を取ってすいませんが、今、小亀議員も心配されておった、そういうパターゴルフ、こういうスポーツを取り入れるということは本当に危険性がございます。県内でもターゲットバードゴルフは、専用コースがありながら瀬戸大橋記念公園の方でも利用数が少ないということで非常に問題になっております。それで全協でもいろいろ聞きましたが、少年サッカーのコート、ホール、ホールから転落防止になるフェンスもあろうかと思います。こういう6mから補助事業であるから6mのフェンスを西と南に立てるというのも我々は、ちょっとこう必要でないかというような気がいたします。それと、山を削ってまた山を作っておる。こういう展望できる上の方の山を作られるのかどうか、残土があるからここへ盛って山を作ってまた経費が掛かるのではないかというような気がいたしますので、これはやはり指紋のような形をとるのは山でないんかと思ひますし、その方も十分検討して、多目的広場で活用出来るんだったらいろんなことが出来るんでないんかなという気がしておりますので、そういう意見として述べさせていただきます。
	末武議長 黒木議員 末武議長 小野建設 課長	意見いるんじゃない。 出来ればして下さい。 建設課長 小野隆君。 貴重なご意見等もありましたが、今の黒木議員さんのご質問にお答えします。防球ネットの6m50cmもの高いネット、ちょっともったいないかなあというようなこと言われました。やはりですね、多目的広場の中には先般も全協でも申しましたように、

小野建設 課長	サッカーもしたいというようなこともありましてですね、やはりサッカーをするコートを取るのであれば計算上ですね、これぐらいな野球のフェンスネットをみたいな高価なものでなくってもですね、防球ネットぐらいはですね、なければ下は谷でございますので、谷のほうへボールが落ちてしまうというようなことで、今回、計画させていただいております。それと、休憩施設とかですね、トライアルランドのなかのですね、山の土の関係でございますが、トライアルランドにつきましては、前回、19年度の工事のなかでですね、土の移動をこちらのほうへ持って行ってっております。そういうことで、ここの中で出た土は外へ出さないということから、土の処理費を節約するために山をこしらえた。それと、休憩のベンチにつきましては、今回、空き排水等が出るであろう土等ですね、処分するのがかなり高額なお金が出ますので、その土を活用してですね、少し高い山をこしらえて、できるだけ展望台を高くしてですね、瀬戸内海が見えるようなぐらいなものはしたいなということで、計画いたしております。以上です。
末武議長 三好議員	14番、三好勝利君。 先ほど来から質問がありますけど、今日のこの議題といたしましては、あくまでも工事契約の締結についての賛否両論であって、設計図で使用料、そんなことまでは議題になってないはずでしょう。ちょっと皆さん考えてもらわんと。議運が悪い、議運が悪いとやっても、こなんなんまで時間に計算に入れとらんですよ、我々議運の審議のなかでは。そういうのを取り扱う議長もやっぱりそのへんはちゃんと押し返して、これは後で、また全協でやると、あたかも完成して、もう明日にでも使うようなことを議論するんじゃないですよ。今日のはあくまでもこの入札結果がいいか悪いかの議論だけでしょうが。そんなの設計図がどうやこうや、使用目的が、そんなことは当の昔にもう終わっとるはずですよ。だからこそ時間を短縮しとん。皆、質問するんもちょっと考えて質問してもらわないかん、議員なら。そこを十分注意しときます。議事進行。
末武議長	他に質疑はありませんか。 これをもって質疑を終了いたします。
本屋敷議員	本屋敷崇君。 議運は21名のうち6名でしかない機関ですので、それで決まったことで決まってはいませんので、以後気をつけていただきたいと思います。後ですね、入札に係る事件として、それまでに入札行為を行ってしまえばそれは終わりということですので、入札行為の時にしか、私たちには設計を揉む時間がないというのも今の現状ですので、そこも考えていただきたいと思います。後、1点だけなんですけれども、これ大きな事業ですけれども、この大きな事業、公園、都市公園をですね、今後維持していくのに、年間どれぐらいの維持費を見込んでおられるのかだけお聞きします。
末武議長	建設課長、小野隆君。

	小 野 建設課長 末武議長 藤田議員	今の本屋敷議員さんの、今後の全体計画のなかで、当然そういうことも想定しなければならないんですが、ほんとに、まだ、管理面でですが、収支のことにつきましては、ほんとに今は白紙の状態でございます。そういうことで、今からですね、ほんとにこれだけできて、どれだけの利用料をとって運営していくか、というのは今から、それこそ今年いっぱいにはですね、詰めていかなければならないという大きな課題が残っております。その中で十分精査させていただいて、収支をどうしていくかということを考えてと思います。以上でございます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第１２号、第１３号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。 よって、議案第１２号、第１３号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより議案第１２号 工事請負契約の締結について「平成２０年度都市公園等統合補助事業満濃町総合公園整備工事（第１工区）」の討論に入ります。 討論はありませんか。 ９番、藤田昌大君。 今の答弁とか流れを見まして、どうもこんだけの予算を執行するについてはですね、たいへん危険な状況があると思いますので、反対の立場で討論したいと思います。 この６千と８千万ですから１億４千万、１億５千万ぐらいな工事でありますけれども、今、課長の答弁なりを聞きますとですね、まだまだ十分な利用がですね、考えられません。ですから、この１億５千万、今まで入れたら１０億ぐらいはですね、無駄になる可能性があると思いますし、そういった部分でですね、どうもサッカーをするといいながら、ネットをかけて、グラウンドは土やいうことを聞きますと、こないだもサッカーの人と話してきました。要望書でも何でも出せと言ったんですが出していないようですので言いますけれども、今、夜間に、琴平いこいの里公園のほうへ練習に行ってます。まんのうにできたらまんのうでしたい言ったんですが、これもうナイターありませんのでできません。そういった部分とか、全体的に言いますと、この１億５千万、今までの投資から言いますとですね、どうも危険な採決になるだろうと思いますし、そういった部分ではですね、この両議案に対
--	---	---

	藤田議員 末武議長 小亀議員 末武議長 白川美智子 議 員 末武議長	して、1 億 5 千万の執行に対しては、私は、利用度が十分に見込めないと、危険だし、改築も予定されてない。そういった立場で反対の立場で討論したいと思いますので、よろしくお願いします。 小亀重喜君。 建経でないんで申し訳ないんですが、今、おっしゃってることは十分分かります。ただ、今回のかりんの丘公園というのは、古くは中核施設の一種、後仕舞いというところがあります。地元のほうでも、とにかくはよ仕舞いはしてくれと、何とか全体が使えるような状態にしてくれという声が高くございます。ですから、多分に不十分なところがあるかもしれませんが、何とか発車をさせていただいて、許された工期のなかで、十分な配慮をもって仕上げていただきたいと、そういうふうに思いますので、賛成討論とさせていただきます。 これをもって討論を終了いたします。 7 番、白川美智子君。 この工事請負そのものについては反対はしておりませんが、私も前々からの予算にも反対しておりますし、それについては、私は反対の立場で討論します。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 1 2 号、工事請負契約の締結について「平成 2 0 年度都市公園等統合補助事業満濃町総合公園整備工事（第 1 工区）」の件を起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 これより、議案第 1 3 号、工事請負契約の締結について「平成 2 0 年度都市公園等統合補助事業満濃町総合公園整備工事（第 2 工区）」の討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 1 3 号、工事請負契約の締結について「平成 2 0 年度都市公園等統合補助事業満濃町総合公園整備工事（第 2 工区）」の件を起立により採決いたします。
--	--	---

日程第 21 日程第 22	末武議長	本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 採決は別々にするんで、賛成の人はご起立をお願いします。 (起立多数) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで3時10分まで休憩いたします。 休憩 14時53分
	末武議長	休憩を戻して再開いたします。 再開 15時10分 日程第21 発議第1号 まんのう町議会議員定数条例の制定について、日程第22 発議第2号 まんのう町議会議員定数条例の制定について、以上、発議第1号、第2号を会議規則第37条により、一括議題といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。よって、発議第1号、発議第2号を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	本屋敷議員	発議第1号、本屋敷崇君。 発議第1号、まんのう町議会議員の定数条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及びまんのう町議会規則の規定により提出します。 提出者、まんのう町議会議員、本屋敷崇。賛成者、まんのう町議会議員、藤田昌大。 発議第1号、まんのう町議会議員定数条例、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、まんのう町議会議員の定数は13人とする。付則、この条例は次の一般選挙から施行する。 補足説明に入ります。現在、日本全国の地方議会は、平成の大合併を経験し、未曾有の財政難という現状から議会改革が叫ばれるなかを紆余曲折しながら手探りのなか、今後の議会運営を模索している状況にあります。そんななか、真っ先に議論されるのが、今回提案している議会定数条例です。全国的な流れとしては、大きく2つに分けることができます。1つは、議会定数を増やし、報酬を下げる方法、もう1つは、議会定数を減らし、報酬を上げる方法、前者は議会での議論の多様性と多くの地域からの議員を選出することができると考えられます。後者は、議会の専門性と少数による機動力を高めることができると考えられます。両者を勘案してみれば、まんのう町議会の今後を考えた場合、現在、全国で導入されつつある通年議会や、昨年改正された地方自治法を見

	本屋敷議員 末武議長 小亀議員	れば、後者のほうが望ましいと思われます。現在の地方自治体の仕事は、多様性、専門性が、以前とは比べ物にならない状況にあります。そうした内容を議会として維持していくには、専門性と機動力が問われています。では、そうしたなかで、どれだけ削減するかということですが、地方自治法上では、22人以内とありますが、近隣市町を見れば、善通寺市が、有権者数約2万8千人に対し18人、多度津町が、有権者数約1万9千人に対し16人、宇多津町が、有権者数約1万3千人に対し10人。そのような状況から、次の一般選挙より予定されている18人では、まだ多いように思われます。では、少なければ少ないほうがよいのかというと、12人以下という定数は、地方自治法112条2の規定にあるように、議員定数の12分の1があれば条例が提出できることから、議案提出という性質上から、賛成者があるほうが望ましいと考えれば、定数は13人以上であることがよいように思われます。以上のようなことを勘案した結果、まんのう町議会の議員定数は13人とするのが望ましいように思われます。余談ではありますが、定数が削減された後には、議員の専門性の向上や、通年議会の対応のために、議員報酬を増額することが望ましいと考えます。以上です。 発議第2号、小亀重喜君。 発議第2号、まんのう町議会議員定数条例の制定について説明いたします。本議案を地方自治法112条及びまんのう町議会会議規則第14条の規定により、高尾幸男議員、橋田忍議員の賛同を得て、私、小亀重喜を発議者として提出いたします。 まんのう町議会議員定数条例、地方自治法、昭和22年法律第67号第91条第1項の規定に基づき、まんのう町議会議員の定数は16人とする。付則、この条例は次の一般選挙から施行する。 提案理由を申し上げます。先ほど上程されました発議第1号も議員定数条例であり、同様に定数削減を意図されていたため、提案理由において重複する部分もございますが、割愛せず申し述べさせていただきます。 平成16年10月25日に開催された、第5回琴南町・仲南町・満濃町 合併協議会の会議録6ページには、同会の合意事項として、（2）新町の議会議員の定数は18人とする、但し、新町設置後、最初の選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、21名とする、と記録されています。現在のまんのう町議会は、その合意事項に従い、選出された21名の議会議員により構成されていますが、このまま合併協の取り決めに沿うならば、次回の一般選挙に際しては、定数18人にて選挙が行われることになります。今回発議する、まんのう町議会議員定数条例は、合併協での取り決めについて再考したうえで、社会情勢を勘案し 住民理解を得るため、議員定数を18人からさらに2人減じ、16人と定め、次回選挙の枠組みとして制定しようするものです。 改正された自治法では、地方議員定数は上限のみの規定に留まり、地方の自主性・自立性によって、それを超えない範囲で、条
--	-----------------------------------	--

	小亀議員	例で議員定数を定めることとなっております。本町議会も、先の三町合併に際し、特例を適用せず、自主的に 自治法の規定内、定数 21 人にまで削減されていますが、合併協における定数、議席数の取り決め当時とは社会・経済の環境も一段と変化し、少子高齢化の一層の加速、多様な住民ニーズの勃興など、喫緊の課題への対応が求められ、併せて合併の後も本町財政は依然厳しい状況が続いております。こうしたなかにあつて、町民の率直な思いとして、公的機関全般の改革に強い期待が寄せられています。行革の推進役・監視役として、議会が 町行政、執行部に対し改革を求めるならば、まずは、議員、議会自らが、定数、議席数について見直し、率先して改革に取り組む姿勢を示すことが求められていると考えます。 議員定数の妥当性について、その判断基準とするため、県内各自治体の直近の選挙時の一議席あたりの有権者数、即ち、有権者数を議席数で除した数について考察を行いました。8 市 9 町、県内全自治体の有権者数 82 万 5 96 人に対し、市議会、町議会の議席総数は 364 議席であり、合計平均すれば、一議席当たり 2,254 人となります。高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺、さぬき、東かがわ、三豊、市部の合計平均は、一議席当たり 3,020 人。残りの郡部、町、土庄、小豆島、三木、直島、宇多津、綾川、琴平、多度津、まんのうの合計平均は、一議席当たり 984 人となっています。その中で当町まんのう町は、17,192 人の有権者数に対し、現在の議席数は 21 議席、一議席当たり 818 人。県平均はもちろん、郡部 9 町の平均を大きく超えています。要するに、他の自治体と比較し 有権者数の割に議員の数がかかなり多い状況となっているわけです。 合併協の取り決めどおり、現行より 3 議席減じ定数を 18 とした場合、一議席あたりの有権者数は 955 人となり、郡部 9 町の平均値に近づいてきますが、当町より一議席あたりの有権者数が少ないのは、直島、小豆島、琴平の 3 町であり、島嶼部であったり、合併しない道を選んだ自治体のみとなっている。それらを踏まえれば、けして、平均値であるから妥当という判断は下せないものと考えます。本案で提示した 16 議席を想定すれば、一議席あたりの有権者数は 1,075 人となり、ようやく、綾南、綾上 2 町で合併した、綾川町での初回選挙時の 1,189 人に近いレベルとなります。 次に、財政上の負担軽減効果です。当初予算案を見れば一目瞭然ですが、議会費の中で、議員報酬、73,800 千円、議員期末手当、23,340 千円、議員共済負担金、12,059 千円、費用弁償、1,071 千円、計 110,270 千円、これ等の項目が選出議員に直接付随して発生する費用と考えられます。これを議員一人あたりに換算すれば、年間約 525 万円の公費が充てられていることになる。2 議席減じることにより、525 万円×2 議席×4 年間＝4,200 万円。次回選挙から次々回選挙までに、巨額の公費削減効果が期待できます。昨今の緊縮財源を鑑みれば、有効、有望な活路として熟慮すべきと考える次第です。人口・有権者数から見た妥当性、及び、財政的負担減の効果、この 2 つをもって、本案発議の提案理由とさせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
--	------	--

日程第 23 小亀議員	末武議長 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより発議第 1 号、第 2 号の 2 議案に対しての質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (「なし」) これをもって質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております発議第 1 号、発議第 2 号は、議会運営委員会に付託いたします。 日程第 2 3、発議第 3 号、まんのう町議会議員選挙区条例の制定についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 2 番、小亀重喜君。 失礼いたします。発議第 3 号、まんのう町議会議員選挙区条例の制定について、説明いたします。 本議案を地方自治法 1 1 2 条及びまんのう町議会会議規則第 1 4 条の規定により、高尾幸男議員、橋田忍議員の賛同を得て、私、小亀重喜を発議者として提出いたします。 まんのう町議会議員選挙区条例。選挙区の設置、第 1 条、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 5 条第 6 項の規定により、町議会議員の選挙のため、選挙区を設ける。各選挙区において、選挙すべき議員の数、第 2 条、選挙区及びその区域並びに各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。選挙区の名称、満濃選挙区、選挙区の区域、旧仲多度郡満濃町の区域、選挙すべき議員の数、9 人。選挙区の名称、琴南選挙区、選挙区の区域、旧仲多度郡琴南町の区域、選挙すべき議員の数、3 人。選挙区の名称、仲南選挙区、選挙区の区域、旧仲多度郡仲南町の区域、選挙すべき議員の数、4 人。付則 1、この条例は、次の一般選挙から施行する。2、この条例の施行の際、現に在任する議員に係る選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、その任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。 提案理由を申し上げます。 平成 1 6 年 1 0 月 2 5 日に開催された、第 5 回琴南町・仲南町・満濃町合併協議会の会議録 6 ページには、「同会の合意事項として、（3）新町設置後、最初の選挙に限り、合併前の関係町の区域ごとに選挙区（琴南 4 人、満濃 12 人、仲南 5 人）を設ける。」と記録されています。また、その取り決めに従い、平成 1 8 年 3 月 2 0 日、条例第 1 6 5 号「まんのう町議会議員選挙区条例」が定められています。現在のまんのう町議会は、その条例に従い、3 つの選挙区から選出された議会議員により構成されていますが、附則に記載されている通り、この条例は、最初に行われる選挙での議会議員の選出方法を定めたものであり、選挙の後、失効して
--	---

	末武議長 藤田議員 末武議長 小亀議員 末武議長 松下議員	9番、藤田昌大君。 小亀議員の提案、分かんこともないんですが、さっきの発議第2号との関連でちょっとだけ、たぶん準備しとると思いますので、質問させていただきます。それぞれの選挙区になった場合の分子分母の部分で、綾川町に近い部分になるのかならないのか、具体的にたぶん計算しとると思います、あんたのことやから。それだけ、ちょっと答えていただきたいのと、選挙区において、どういう方向性で選挙区撤廃にもっていく部分があるのかということをやっとお伺いしたいので、よろしくお願いします。 2番、小亀重喜君。 答えられる範囲でお答えしたいと思います。 分子分母の関係でございますが、9、3、4、今現状が12、4、5となっております。たとえば、そのまま分子分母で割っていただいたら分かりますかと思うんですが、12分の9、それから4分の3、5分の4ということで、言ってみれば、琴南、それから満濃のほうで4分の3という形になろうかと思います。ですから、私自身としては、いちばん始めの合併協会の割合ですね、それはできるだけ、それに準じた形で、双方に絞り込んでいきたいと思っております。それが1点でございます。 それから、どのように撤廃までもっていくかということなんですが、今日の一般質問なんかにも関係してくるんですが、先ほど町長の発表からありましたけど、たとえば、懇談会、町政懇談会なんかを見ましても、やはり地区の議員さんはその地区しかなかなかいけない、それは別に呼ばれないとか呼ぶとかいうこともあるんですが、今のところ、何となく、その地区に呼ばれる、その地域性というのが非常にあるんですよ。でも、次の選挙の時に全町一式で選挙だということが皆さんの気持ちの中にあります。そこが、私が先ほどご説明申し上げたねじれ減少、選挙のほうは次は全町域なんですけど、歴然とした地域特性というのがあるというふうな状況で、皆さん、今、議員活動をされてると思うんです。そうではなくて、後4年間をかけて、たとえば、私でしたら、満濃の議員が、琴南、仲南のほうの実情を勉強させていただきにいく。また、仲南の方が満濃のほうにきていただく、琴南の方もきていただくというような踊り場的な期間というのを設けた上で、全体が全体のことを考えられるんだという期間を経た上で、私は撤廃すべきでないかなと。それはあまりに、この2年間でやっつけてしまうのは難しいんじゃないかなという気がしまして、せめて次の時には、選挙区の維持という形で考えていただけたらどうだろうかということでの発議です。以上です。 13番、松下一美君。 質疑というより、今、選挙区というのが出ましたけど、やはり私は、合併協議会のなかで、初回に限っては、やはり混乱を来たしてはいけないということで、小選挙区を設けられたものと思っております。そしてまた、そのなかにおいても、定数につきましても、先ほどもありましたけど、この問題については、やはりしっかり議論していかなければならない問題でありまして、議会運
--	--	--

松下議員 末武議長 本屋敷議員	営委員会に付託されますし、また、委員会の中でもしっかりと議論していきたいと思っております。 本屋敷崇君。 今、発議第1号で、議員定数を減らし、地域色を抹殺しようとしてる人間ですので、一応質問させていただきます。私としましては、議員のほうを減らすという形で地域色をなくして、議会は町の議会としての機関として位置づけると。当然、この話を考えられたときに、宮崎県の綾町はですね、今の自治体が自治体組織として、議会のなかに、自治体の中で挙がってきた意見を挙げてくる機関があるんですけれども、そういったもので地域をカバーするということは考えられなかったかどうかということだけ質問させていただきます。
末武議長 小亀議員	2番、小亀重喜君。 おっしゃるとおり、本屋敷議員のおっしゃられる案というの、もちろん対案だと思います。たぶん、議会そのものを少数化されて、たとえば今でいう自治会的な、そういうふうな住民組織のような意見を言う場というのをもう少し確立していけば、十分、その機能は果たせると思います。私が、今、申し上げてますのは、非常に現実思考というか、いきなりそちらのほうにはなかなか持っていけないだろうということで、何度も申し上げないんですけど、不時着をさせるための、暫時的な体制かなということで、おっしゃってることは非常に分かります。それも対案ということで、一緒に皆さん、議員のなかで考えていただけたらと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
末武議長 三好議員	他に。14番、三好勝利君。 こないだも言うたように議運に付託されるかどうかという賛否両論を採っていただきたいんと、こういことで、我々議運は開いてないので、皆さんに内容を十分考えていただいて、説明を今後どうするかというんは議運で付託されて、議運で十分審議して、また全員でやるかという、それはその後のことであって、今、これ全部やってしまうと、委員会に付託された仕事がなくなってしまふ、実際に。たとえば、どこが10名や12名や、それは関係ない、その時その時の事情があるんです。多度津みたいに海に面して裕福なこと、うちらみみたいな郡部を抱えて、ほんとに全然、1日に人が歩くか分かん道路もたくさん持ってます。たとえば、長炭の地区で、あそこで18名の議員がおったらどうしますか、多過ぎるでしょう。あの町場だけで、やはり郡部は除けるでしょう。そういうふうな条件を加味して、琴平なんかは全国一小さい町、宇多津なんかも小さい町、ぽつといえは自転車でも走れるような範囲なんです。我々、この大きな地域をただ10人や15、6人で、実際に管理ができるかどうか、そのへんもやっぱり十分考えていただいて、ただ減したらええというもんじゃないんです。そういうことを今後ずっと論議していくんです。ですから、今日は提案されて、それを持ち帰って十分審議するんですから、そのへんは議事進行してもらわんと、3日あっても4日あっても

日程第 24	三好議員 末武議長 本屋敷議員	今日は終わらんとする。十分、それをお願いいたします。やっぱり、議運で言うた責任があるんです、実際に。こなんこというて、全部するとて、議運開いとらへんのです。どうぞ、はい。 他に質疑はありませんか。 (「なし」) これをもって質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております発議第 3 号は、議会運営委員会に付託いたします。 日程第 2 4、発議第 4 号、まんのう町議会町民報告会条例の制定についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 本屋敷崇君。 発議第 4 号、まんのう町議会町民報告会条例の制定について、説明させていただきます。 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及びまんのう町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。提出者、まんのう町議会議員、本屋敷崇。賛成者、まんのう町議会議員、藤田昌大。 発議第 4 号 まんのう町議会町民報告会条例、短いので全文読ませていただきます。 目的、第 1 条、この条例は、まんのう町議会が町民の代表機関として、更なる町政の情報公開、町政への住民参加に寄与することを目的とするために制定する。 開催時期、第 2 条、まんのう町議会は、各定例会後において町民報告会を開かなければならない。 開催場所、第 3 条、町民報告会は、満濃北部地区、満濃南部地区、仲南地区、琴南地区の 4 ヶ所において開催する。 議員の参加、第 4 条、町議会議員は、町内の各地区の状況を知るために、原則全員参加とする。 付則、この条例は、公布の日から施行する。 補足説明させていただきます。現在、議会がおかれる状況は、以前と比べ厳しいものとなっている。そうした状況のなか、全国の議会では住民の代表機関としての責務を果たすために、今までとは違う多くの取り組みを行う議会が増えてきている。たとえば、新聞や多くのメディアでも取り上げられていますが、北海道の栗山町では、議会基本条例をつくり、議会の役割を明確に示している。また、同じく北海道の白老町や三重県議会では、今年より議会の権能を高めるために通年議会を導入しようとしている。これだけではないが、議会が住民の代表機関であるためには、今まで以上に情報公開、説明責任の必要性が問われているのは間違いのないところである。
---------------	--------------------------------------	---

	本屋敷議員	我が町も、今現在の状況では、町民に対する説明責任が十分であるとはいえない。今現在の議会の情報公開としては、本会議の傍聴と議事録の公開に限られている。しかし、議会、議事録の傍聴は、昨今の生活様式の変化を考えれば、けして住民に対して利用しやすい方法とは考えにくい。 そうしたなかで、最近、多くの議会のなかで導入されている、議会全体による住民説明会を我が議会も導入することを提案したい。議会より能動的な説明会を開くことにより、住民に対する説明責任を果たし、今以上に議会に対し、住民の期待と関心の向上を図ることができるものとする。なお、第3条で、開催場所を4ヶ所としたのは、現在のまんのう町の現状を勘案したうえでは、4ヶ所が妥当であると考えている。また、第4条で全員参加するものとしたことにより、広く各地の現状と問題点を議会全体が理解し、議論につなげることができると思われる。 以上のようなことから、まんのう町議会報告会の制定を提案します。以上です。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。
		これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
	谷森議員	谷森哲雄君。
		少しは、漸進性があるようにも見られますが、条例に拠らなくても、議員各位が高い品性と積極的な日常活動によることにより、住民からの信頼、そしてまた、住民の要望とか意見を十分議会に反映できると思いますし、そしてまた、日常活動の多様性、それぞれ個々の活動の仕方がいろいろあるかと思いますが、そういうなかで、まんのう町議会としても、情報発信ということで、中讃テレビによる議会の取材とか放映ということも、今後、議会の中で検討を進めていくと、こういうような合意がされておるわけですので、こういうことについて、提案者はいかがお考えか、お尋ねいたします。
	末武議長	3番、本屋敷崇君。
	本屋敷議員	谷森議員さんの質問にお答えいたします。
		まず、町民報告会条例を条例とすることによって、皆さん、各個、議員として、それぞれの個々の活動はされておりますが、町民すべてがですね、各議員の講演会であるとか、そういう組織に参加しているものではないです。そのなかで、議会報告会を受ける場合に、各個人の議員が、報告会に行くということは、抵抗がある場合も多少ではありますが、あります。そのなかで、議会総意としての報告会であれば、誰もが参加できる会となります。そういうことを考えると、どこのこういう試みをされている議会もそうですけど、条例として制定しているところが多いと。そういうことから、条例とさせて、提案させていただきました。また、先ほどのケーブルテレビ等のお話がありますが、今現在、ケーブルテレビの話もしていますが、ケーブルテレビの加入者数

日程第 25	本屋敷議員	がすべてではありません。そういった場合にですね、加入してない人にも公平な場所を提供するというためにもですね、議会総意で報告会をするのが望ましいと思い提案しております。
	末武議長	他に質疑はありませんか。 川原茂行君。
	川原議員	今朝ほどのですね、委員長の報告のとおり、やはり、付託案件として出ているわけですから、十分、今後時間をかけて、慎重審議をしていただきたい。でありますから、議事進行をお願いいたします。
	末武議長	これをもって質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております発議第 4 号は、議会運営委員会に付託いたします。
	白川美智子議員	日程第 25 請願第 1 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を提出についての件を議題といたします。 紹介議員からの説明を求めます。まんのう町議会議員、白川美智子君。 請願書であります。後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める請願書、平成 20 年 6 月 23 日、まんのう町議会議長、末武弘道殿。提出者、まんのう町吉野下 1379、氏名、真鍋恵子。紹介議員、白川美智子です。 後期高齢者医療制度は、2 年後に実施する法律として、2006 年に成立し、今年 4 月から実施されています。また、70 から 74 歳の窓口負担も、来年 4 月から 2 割に引き上げようとしています。しかし、今、国民の非難の声は広がり、多くの医師会も 3 分の 1 を超える地方議会も反対、廃止と否認の意向を表明しています。本町の多くの町民の声も、止めてほしい、と反対、廃止を願っています。この制度が、① 75 歳以上を別枠の医療制度にする、② 年金から掛金を天引きする、③ これまで扶養家族で、医療保険料を掛けなくてよかった人からも徴収する、④ 滞納 1 年で保険証取り上げ、資格証明書発行、滞納 1 年半で医療給付差し止める、⑤ 保険で受けられる医療も健診も制限され、後期高齢者終末期相談支援料を新設する。このような制度は、戦前から苦しみ、戦後、社会の復興にがんばってきた高齢者の人としての尊厳を著しく傷つけています。まんのう町議会は、このような町民の願いを深く受け止め、① 後期高齢者医療制度は小手先の手直しではなく、中止、廃止をする、② 70 から 74 歳の窓口 2 割負担への引き上げをやめる、この 2 項目を明記した意見書を地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に提出するよう請願いたします。
	末武議長	終わります。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

	三好議員	三好勝利君。 質疑というか、この請願書に対して、非常に意味はよく分かるし、世間で騒がれておるように、二分するようなことでありますが、やはり、これに関しては、修正という方向でなければ、直ちに廃止するという点におきましては、やはり、今、問題になっておるように、極端な話が、病院でも面倒くさいから買ってしまうかというような方も1割負担、我々のようなほんとに貧しい生活をしとる方も、高齢者の場合は1割負担、そのへんの不公平はあんまり論じられておらん、そういうことでも提案するんだったら、諸手を挙げて大賛成ですけど、これに対して、一応決まったことを即廃止するというのは非常に難しいと思うし、これを起爆剤として、消費税を充てるか、他の特定財源を一般財源に戻すかということを非常に論議しておりますので、私個人としては、非常にいいあれだなと思いますけど、一応やはり議席をいただいとる立場としては、非常に賛同しかねます。そういうことで、これに対して、後ほど賛否両論の議長からの諮問があるかと思いますが、そういう点で、この請願に対する意味は十分分かりますけど、その廃止ということに関しては、ちょっと難しいんでないかなとそういうふうに思っております。
	末武議長	他にありませんか。 藤田昌大君。
	末武議長	請願ですが、ご存知のように、これは国民的な部分で、非常に大きな問題になってると思いますし、私もある職場の退職者組合のほうへ行きますと、25万の人が2ヶ月に4万8千円も取られとんやと、これ生活問題にえらいこっちゃという実態が、退職組合のほうから、退職者の中から上がっております。そういった意味ではですね、小泉内閣が2年前に郵政民営化って、わっとやって、大きなごまかしをしながら、この制度を導入した部分であります。やはり、国民全体の不公平さを助長するような制度でありますので、税制の抜本改革するなりして、消費税導入やもってのほかでございまして、累進課税をすればですね、税制は当然ありますし、法人税を元に戻せばですね、財源なんぼでもあることですから、そういった部分では白川美智子議員の請願に、私はぜひ、まんのう町議会としても、町民の総意を組むといった立場で、ぜひ取り上げる方向でお願いしていただけたらと思います。よろしくお願いします。 以上をもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいまとなっております請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」)

日程第 26	末武議長	異議なしと認めます。
		よって、請願第 1 号は委員会の付託を省略することに決定しました。
		これより討論に入ります。討論はありませんか。
	本屋敷議員	3 番、本屋敷崇君。
		若い者の代表として、反対させていただきます。主旨はよく分かります。しかしながら、後期高齢者医療制度の廃止ということを我が町だけで訴えるということも難しい。また、今、この後期高齢者医療制度の廃止だけを求めても、今の医療制度、抜本的な改革、社会保険、国民健康保険などは、単独では存続が難しい状態にもあります。そういったことを考えれば、国民健康保険、社会保険、共済保険、後期高齢者、すべてのものを一括することのほうが望ましいと思われます。今の現状で、後期高齢者制度の廃止だけを求める意見書というのは、若い世代としては、とても同意できるものではないのではないかと思いますので、反対とさせていただきます。
	末武議長 藤田議員	藤田昌大君。 私も今年 6 1 になりまして、老人会へ加入いたしました。この先、この制度が拡大されれば、非常に、我々の生活が脅かされると思いますので、ぜひ、今のうちに廃止していただいて、新たな税制が何ぼでもあるはずですから、国会議員にまかせてですね、とりあえずこの意見書には賛成しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。
	末武議長	他に討論はありませんか。 (「なし」) 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。 これより請願第 1 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を提出についての件を起立により採決いたします。 請願第 1 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。 (起立少数) 起立少数であります。 よって、請願第 1 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について、この件は不採択とすることに決定しました。 日程第 2 6 陳情第 1 号 満濃中学校改築についての件を議題といたします。 事務局に朗読させます。 久留嶋一之君。

	久留嶋 事務局長 末武議長	朗読します。 陳情第 1 号まんのう町議会議長、山西毅殿。陳情書。 今後、東南海・南海大地震が 30 年以内に発生する確率が 50 %とされており。今、この瞬間にも起きるかもしれない大地震、耐震化の遅れが、子どもたちの生命に関わることや、災害時には学校が、地域の避難場所になることから、学校施設は優先的、且つ早期に耐震化を図る必要があると思います。 まんのう町におきましては、児童生徒の安全・安心・活快適な教育環境のための安全性の高い教育施設・設備の整備・充実・保持や地域の避難所確保のために、老朽校舎棟の改築・耐震改修を重点的に推進して頂いておりますことに感謝申し上げます。しかしながら、満濃中学校校舎に関しましては、建築後 40 年以上経過しており、かつ耐震構造にもなっておりません。平成 19 年度に耐力度調査を実施したということですが、老朽化が激しく、生徒の安全確保、更により良い教育環境を提供し、教育効果を上げるためには、早急な建て替えが必要であると思います。つきましては、満濃中学校の 1 日も早い改築を満濃中学校 P T A の総意をもって強く陳情いたします。 平成 20 年 4 月 27 日。満濃中学校 P T A 会長、西岡直紀。 この案件は陳情でありますので、質疑を省略いたします。 お諮りします。 ただいま議題となっております陳情第 1 号は、会議規則第 92 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。 よって、陳情第 1 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (「なし」) 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。 これより陳情第 1 号 満濃中学校改築についての件を採決いたします。 陳情第 1 号を採択することにご異議ありませんか。 (「なし」)
--	---------------------------------	--

	大西豊議員	器川沿岸地区により、本年度から基幹的施設の整備を進めることにしておりますが、現在、地方分権改革推進委員会等においては、国と地方の役割分担の見直しにあたり、国営事業の廃止等が議論されており、本町にとって、地域農業振興の基礎となる満濃池等の基幹水利施設の整備、管理に大きな支障が生じることを強く懸念するものです。 こうしたことから、農業生産の基礎である基幹的な農業水利施設の整備、管理など、国営事業として実施されているような大規模な事業については、地域農業の振興に寄与するように、引き続き国の責任において実施するよう意見書を提出するものであります。 なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配布のとおりであり、長文でありますので、朗読を省略させていただきますが、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府地方分権改革推進委員会委員長、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済財政政策担当大臣に提出するものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (「なし」) これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております意見書第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。 よって、意見書第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありますか。 (「なし」) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより意見書第2号 食料の安定供給のための基幹水利施設の整備等に関する意見書（案）を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	末武議長	

日程第 29	末武議長 川原議員	(「なし」) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 29 一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。 16 番、川原茂行君。 まず、1 点目の質問といたしまして、仲南の振興公社、琴南もございますが、この公社の統合についてということでお聞きいたすわけでございます。前回の議会で、振興公社の統合は、平成 21 年度、旧琴南町の公社の期限が切れるのと併せて、公社の統合等を考えますと、こういう説明でございました。これだいたしますと、事務事業が遅くとも 8 月ごろにはできていなくてはならないと思われるわけでございます。現在までの事務等の進捗状況についてお聞きいたしたいと思います。前回の時には、統合か公募かということで、8 月頃までにはなんとか目鼻をつけたいと、こういう見解でございましたので、今の段階でどのような状態なのかを質問させていただきます。 併せまして、統合した場合の運営方法であります。以前、現在のように管理者制度により運営する、このようなお話をお聞きしておりますが、私は、ある程度、公社が統合し、それぞれの特徴が発揮でき、また、ある程度軌道に乗るまで、実質、町が運営してはどうかと思います。その 1 つの理由は、極端な言い方ではありますが、現在のやり方でいきますと、収益は公社、赤字は町と、こういう運営になっているように、町民は思っております。この運営方法については、議会の意見が反映されない。このままの状態では、町民の理解が得られない、このように思うわけでございます。そこで、議会の意見も取り入れることのできる当分の間、方法は、特別会計等何か別といたしまして、実質、町が運営管理をするというこういう方法も考えてはいかかなと、このように思っておりますが、この点についてお聞かせいただきたい。現在の運営は、その責任の明確な規定が不明瞭であります。経営者は一般的にその経営等の一切の責任を負うのが通説であるが、現在の規定は疑問である。赤字は当然、経営者がその責任を負うのがあたりまえと、私は考えております。役員選出の規定の根拠があいまい、そのため役員自身も大きな責任に対して、その責任の自覚が足りないのではないかと、このように思われますので、この点についてもお聞かせいただきたい。 また、質問の 2 点目といたしまして、まんのう町の特産品の振興と新規開発についてということでお聞きいたしますが、ご存知のように、地方自治体を取り巻く情勢であります。近年までは、国から県、県から町へと指導的に流れてまいりましたが、特に最近では、県や市町村が自ら発案し、自ら P R し、他の自治体に先駆けて地域経済の発展に努めなければ生き残れない、こういう時
---------------	-------------------------	--

	栗田町長	えております。事務作業といたしましては、5月13日に、両振興公社、役員、理事の出席をいただき、現状の説明と今後の方針を説明したところでございます。5月には、19年度の決算も提出されましたので、中小企業経営コンサルタント等の専門家による経営診断を実施し、両振興公社役員、理事との検討会を経て、町執行部の方向性を出していきたいと考えております。議員各位におかれましても、仲南、琴南、両地区における政策的に大変重要な地域振興拠点施設でもあり、旧町時代に行政指導で設立しました出資法人に対して、新町になりましても、設立責務がございますので、地域住民の生活を守る観点からも、最善の方法をご討議いただきたいと考えております。 次、2番目に、仮に統合した場合の統合後の運営方法についてでございますが、統合シュミレーションにより、統合することが多くの地域住民及び従業員にとって利点が高く、望まれるものであれば、両振興公社役員、理事との協議を行い、ご理解をいただきながら、双方からの出資等により対等な条件による新たな第3セクター会社を設立し、新たな体制づくりを進める方法がありますが、費用的な面を考えると現在の商法法人であります、有限会社仲南振興公社に事業を集約し、新たに名称変更を行う方法が考えられるわけでございます。川原議員さんご指摘の、しばらくの間、町による運営をしてはどうかというご質問でございますが、今、時代の流れは、指定管理者制度で、他のNPO法人とか他の法人等に指定管理者で渡すというような流れになっておりますので、町が運営するというようなことは、少し難しいのではないかなというふうに考えております。 2番目に、特産品の振興と新規開発についてでございます。旧町の特産品の現在までの状況について、特産品として、普及及び販売が促進されているかというようなご質問でございますが、旧満濃町におきましては、かりんが町木に選定され、かりんの実を使ったかりん酒、かりんジュース、かりんあめなどのかりん製の特産品が開発をされました。その後、かりんとイチジクのワインも開発をいたしましたが、製品を大量に受ける小売、卸売業者がなく、去年は製造をいたしておりません。今後、製造販売については検討していきたいと考えております。かりんあめ、かりん湯についても、販売の落ち込み等により、昨年より製造会社が製造しなくなっております。旧仲南町におきましては、町木の梅の実を利用した梅肉エキスやジャムが開発され、成長した筍の穂先だけを使ったしゃっきり筍も製造されております。また、休耕田を利用したひまわりが栽培され、ひまわり油が製造されておるところでございます。昨年5月からは、ひまわり石鹸も販売されております。これらの特産品の普及、販売促進につきましては、今後、出入りの多い国営公園、道の駅を中心に普及、販売促進の強化を図ってまいりたいと考えております。 次に、まんのう町のブランド品開発の計画についてでございます。現在、まんのう町のブランド品と言えば、ひまわり油、うどん、パン製品、洋菓子製品等が挙げられると思います。うどん以外については、全国規模からいえば、知名度も低く製造も少量零細でございます。これらを全国規模に持っていくには、食料製造者である農業者と、食料販売加工者である商業者とが知恵を出し
--	------	---

	栗田町長 末武議長 川原議員	合い、お互い連携していくことが必要であろうかと思います。現在のところ、新しいブランド製品の開発計画はございませんが、まんのう町は良質の米、秀品のアスパラガスなど、地の利を生かした良い農産物が収穫できる場所であるからして、今ある商品の生産量を増やし、ブランド化へ持っていきたいと考えているところでございます。 次に、猪対策についてでございます。猪対策につきましては、農作物に対する被害防止を目的に、田畑に設置する電機柵や、猪ネットに補助金を交付いたしております。また、町内全域を対象に、猟友会に依頼をして駆除を実施しているところでございます。平成19年度の助成件数は169件で、301万円を助成いたしております。今後とも、県猟友会、仲多度琴南支部の協力をいただきながら、鳥獣被害防止対策に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。 川原茂行君。 まず1点目の公社の件について、町がやるのは実質難しいところは、私も意味が分かるわけではありますが、今の議会の審議対象になっていくのが、民主制度の根幹になると、こういう基本的な考え方をする場合にですね、たとえば町営でやらなくても、こういう振興公社の中に、私は、収益、赤字、赤字が出たら町がしまいしなくちゃいけない、ここのところに、指導的な問題もあるんじゃないかと、こう思っております。昨日の25日の新聞ですね、美霞洞温泉日帰り入浴、来月中止を決定。要するに赤字ができれば、何らかの対応をしなくちゃいけない。仲南の振興公社も赤字が出ておる、けども何の手があるんだと、こう住民に問われておるんです。赤字が出れば、町がしまいしてくれる、こういう感覚でおられたら、住民の方たまったものじゃないんですよ。赤字が出たら、我々がしまいするんだという公社の役員の強い熱意、責任感、これがあれば、私こういう質問はしなくてすむんです。それに欠けるんでないかと。欠けるとするならば、指導をどのようにしておるのか、この点をお聞きしたいんです。これ1点。 2点目の特産品について、町長さんのほうから、かりん酒をはじめ、いろいろあったと。しかし、米の問題が出てまいりました。米、考えてみますと、県内で山間部が多いということは、いい米がとれる、立地条件的にはいい場所なんです。問題は、それをどのような形で販売していくか、ここにかかってきております。いい品物ができて、うまく販売をしないと。だから、まんのうの米がいつがきても世の中に出ていかないと。これが現実だろうと思っておりますので、これをどうPRしていくのか、この点をお聞きしたい。 また、3点目のですね、先ほどちょっと私が質問の点で舌足らずなところもあったかと思いますが、私の本音は、猪対策についてということで、いわゆる、猟友会の方も高齢化になっております。若い方は免許を取っていただけないのが実態でございます。したがって、私は学校施設、公的な機関の施設を先ほど申しましたが、そういうところへ出てきた時に、どう対処するのか、農作物も当然ですが、そういう子どもに危害を加える場所に出てきた時にどう対応するのか。猟友会に頼んだら、協定を結んだら、
--	-------------------------------------	---

	川原議員 末武議長 齋部企画 政策課長	それで言うてくるかも分かんと思って、高齢者の方が待っておってくれたらまだいいんですが、そういうわけにもいきません。私は身近なところで、即対応できる措置をお考えになっておるかどうか、こういうことをお聞きしたかったんです。たとえば、猟友会に頼みに行って、その方が、もう仲南からのどっかの施設に猪がきて暴れよるわと、怪我さしとるわと、こういうのがいつ来るか分かんきん、住民がおって、受付で待ちょんでないんですよ。便をしてでもおらないかも分かん。一番はつきり言って、おるのは、土日祭日はおりませんが、こういう役場の職員とか、そういう方はおりますけども、そういう方に免許を取っていただくのが一番いいんですが、少なくとも猪の生態の実態を勉強していただくと、それも大事でないかと。たとえ猟友会の方がおって、来てくれるまでの間に時間がかかると。何とか最初の対応っていうものを基本に考えておかないと、耐震の心配はせないかん、交通事故の心配はせないかん。しかし、この猪の被害も、いつ起こるかはつきり言って分からない現状がまんのう町なんです。私も頻繁に見ておりますから。そういう実態を踏まえて、子どもさんに怪我をさせてからでは遅すぎるということを、私申し上げておきますので、その対応の仕方を考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 企画政策課長、齋部正典君。 川原議員さんのご質問にお答えいたします。 振興公社の問題で、赤字は行政が補填をするというようなお話でございましたが、基本的には地域振興をもって、行政が振興公社を立ち上げておるわけでございます。そこで、発生した赤字を行政がと。過去は第3セクター、そういうのはたくさんございましたが、今の現在、やはり赤字はできる限り少なく、経営努力を行って、極力黒字と申しますか、赤字が少なくなるように努力をしなければならないというご時勢でございます。そのなかで、仲南でございましたら、今年、19年度決算では、たしかに赤字が出てございます。これに対して、どのような指導をしているのかということでございますが、決算の時にもご報告させていただきましたが、何度も、公社側と役員会が開かれます。そのなかで、経営状態をその都度お聞かせいただき、長期的な方向性をお話させていただいております。そのなかで、対策といたしましては、今回は、内部の業務の見直しをしっかりとやっていただいて、サービスを落とさずに、どれだけの人員削減を行って、少しでも赤字を減らすことができるかということが、今回の19年度の決算に反映といいますか、お話が出ております。これは20年度にも答えが出てこようかと思います。今、先ほど言われましたように、指導をどのように、行政としてはしているのかというお話になります。これにつきましては、今後の方向性でございますが、やはり、経営を外部から支援をするような経営が、今後の中小企業の生き残り策として考えられると思っております。これは、要は外部経理支援というのが最近、たくさん出てまいっております。行政側からだけでは、あくまでも、1株主、筆頭株主というだけでは、十分な、もちろん、お願いをしていくことになります。が、やはり、どうしてもそこには、専門的な要素等も絡んでまいりま
--	---	---

	齋部企画 政策課長 末武議長 吉 原 農林課長 末武議長 北山教育長 末武議長 川原議員	す。よって、そのような経営の専門家等のお知恵を拝借しながら、その公社なり、施設がスムーズに運営できるように、経営を支援、バックアップしていきたいなというように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。 農林課長、吉原孝一君。 川原議員さんの再質問にお答えを申し上げます。 確かに、まんのう町の米、たいへん良質でございますので、町長のお答えにもありましたように、まず、ブランド化ということを考えておるわけでありまして、PRにつきましても、関係各位、関係機関等協議しながら、PRの方法をまた考えてまいりたいと思っております。 猪につきましては、小学校、中学校とも、条件はそれぞれ違うと思いますが、猟友会はもっと考えないかんのですけど、もっと減らすということも考えますが、まず、入らないような柵も考えたいと思っております。 以上です。 教育長、北山正道君。 猪対策ですが、基本的には、子どもたちの登下校、これは特に小学生の場合は交通安全も含めまして、集団登下校というような形になってます。中学生につきましては、部活動等がございますので、集団というのはやられておりません。基本的には、教育委員会としましては、学校につきましては、不審者等のそういった被害等も出ておりますので、校門は閉める、用事の無い人は無断で入ることができないというような安全対策を講じています。基本的には、猪を駆除していただくと、そういうような形でしか対策がないのではないかなと思っております。 16番、川原茂行君。 まず1点目の公社の件についての指導はこうしておるんだということなんですが、いろんな意味がございます。公社の中にもいろんな特性の違うものがございます。だから、これは一般的に全体で赤字と、こうなったわけでありすけども、なぜ私がその指導をお願いしたいかといえ、役員の中にそういう赤字になれば町が補填してくれるという甘い考えがあるんでないかと、こういうところがところどころに見え隠れしておる、だから私、これを何回となくお聞きしよんです。あそこでおる従業員ばっかりに言うたって、それは無理なんですよ。従業員せいっぱいやっても、やっぱりもともとが素人でありますから、なかなか一生懸命やろうと思ってもいけない、これはやっぱり、役員の企業感覚、責任の重さをどう受け止めておるか、ここにかかっておるんでないかと思えます。だから、役員会の時にきちんとした、役員の認識がまず問題だろうと。役員の認識が変われば、従業員の認識が変わってくるわけでありすから。役員に対して、きちんとした指導力を発揮していただきたい。町長さんも理事さんのなかにおい
--	---	---

	吉 原 農林課長 末武議長 末武議長 大西豊議員	川原議員さんの再質問でございます。 PRにつきまして、特産品、できとるもんもありますし、詰める部分もあるんですが、最近の情報の発信として、町のホームページに載せていくというのが考えられますので、ホームページというと企画政策課になりますので、そこらで、また検討していきたいと思っております。 それから、猪につきましては、猟友会、議員さんおっしゃるとおり、習性を覚えないかんということで、猟友会とそれぞれにお聞きいたしまして、また、対処するべきはしたいと思っております。 以上で、16番、川原茂行君の発言は終わりました。 お諮りします。 本日の会議は24時まで時間延長をいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」) 異議なしと認めます。 よって、本日の会議は、24時まで延長することに決しました。 ここで、5時まで休憩いたします。 休憩 16時45分 末武議長 休憩を戻して、再開いたします。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 再開 17時 15番、大西豊君。 ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。 振り返ってみますと、平成18年3月20日に、町民の大きな期待の中、また、非常に厳しい財政事情の中で、行財政改革の手段として、3町の合併が行われ、新生まんのう町が誕生し、2年と3ヶ月が経過いたしました。そして、本年度より、まんのう町総合計画が、10ヵ年計画で、基本構想、基本計画が発表され、具体的に目に見える形で改革がスタートするところであり、大いに栗田町政に期待をし、また応援するところではありますが、このような状況の中で、さらなる行財政の健全化の推進のために、一般質問するところでもありますので、よろしくお願い申し上げます。 質問の項目は、1番目、まんのう町のホームページの充実について、2番目、行財政改革、情報公開について、3番目、町有財
--	--	---

	大西豊議員	産（施設等）の適正な管理運営について、この3つの問題につきましては、この2年間にわたり、いろいろな角度、また、具体的な事例を挙げて、一般質問をしてまいりましたし、先ほどと重複するところもありますが、川原議員のほうからも、指定管理者の問題についても質問がありましたけど、3項目について質問をさせていただきます。 1 番目、まんのう町のホームページの充実について。庁舎内、職員に対するまんのう町のホームページの対応と、住民に対する対応を同時に、リアルタイムに情報発信し、現在、町が進めている情報基盤整備、約26億円にふさわしい事業にすべきでないか。この問題については、皆さんご存知の方もおられると思いますが、いろんなことについて、執行者に発言した時に、庁舎内では、ホームページはある程度のことは、議会議会のことが改正されとるわけですが、一般住民から見た場合、それが時によっては1年間放置されて、ホームページが改正されておる事例がたくさんありますので、やはり、なぜ、26億円もかけての情報基盤整備をしたかという原点に立って、ホームページを充実し、職員と住民が情報を共有することが一番大事なことだと思いますので、今までも質問してまいりましたが、再度町長にお伺いをいたします。 2 番目、行財政改革、情報公開について。この問題につきましても、この2年間に何度か一般質問してまいりましたが、再度質問を行います。新しいまんのう町が誕生して2年と3ヶ月が過ぎましたが、改革をするなかにおいて、まずやるべきことは、町長を含む自らの特別職等の報酬審議会を早く開催し、丸亀市の市長の報酬より、やはり、まずトップの町長の報酬を下げるのが、改革の早道じゃないかと思いますので、新しいまんのう町になってから、これで3回目になりますけど、町長の考え方をお伺いを申し上げます。それと、情報公開につきましては、まんのう町のホームページも有効活用して、町長からの町政への取り組みについてのメッセージの発信の場として有効活用していくべきではないかと思いますので、再度お伺いをいたします。 3 番目、町有財産、施設等の管理運営について、先ほど川原議員さんのほうから、具体的な質問がありましたけど、私も、この問題につきましては、やはり税金の無駄遣いをしないためにも、また、効率的な運用をするためにも再度質問させていただきます。先の全員協議会において、指定管理者における人件費、職員数を見直し、適正化をはかり、人員の削減を行ったとの報告があったが、指定管理者制度において、管理者は公募が原則であります。公募による入札、あるいは業務委託に改善するべきではないかと思いますので、再度、町長にお考えをお伺いいたします。かりん温泉の問題につきましても、なぜ赤字であるかということを経営に考えてみた時に、平成4年に開園した時には、かりん温泉は福祉を目的で、約18万人の利用客がおりました。今現在は半減しております。職員の数は増えております。誰が考えても、この適正な管理運営、指定管理者につきまして、一番重要なことは、やはり人件費の問題だろうと思いますので、同じような質問になりますけど、今回もこの点について質問いたしますので、具体的なご答弁をよろしく願いいたします。
--	-------	--

末武議長 栗田町長	町長、栗田隆義君。 大西豊議員さんの質問にお答えをいたします。 まず第1番目のホームページの充実についてでございます。庁舎内の職員と住民の方が同じように情報を共有するように、ホームページの充実を図っていくべきではないかというご質問でございます。まんのう町ホームページは、庁舎内でアップすると、必然的にその瞬間から、住民だけでなく全国で閲覧することが可能です。現在、情報基盤整備に併せて、更に見やすく情報量も増やした新しいホームページの構成を進めているところでございます。ホームページの内容の充実を図りながら、7月下旬頃より新しく公開を行っていきたいと考えておりますので、今暫くお待ちをいただきたいと思います。そして、これからの情報手段として、このホームページ、非常に利便性が高いというふうに考えております。今後とも一層の充実を図ってまいりたいと考えております。 次に、町長を含む特別職の報酬の是正についてのご質問でございます。まんのう町特別職報酬等審議会条例2条によりますと、町長は議会の議員の報酬の額、並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとする時は、予め当該報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとなっております。新町の特別職の報酬額は、平成17年11月17日付け新町特別職報酬等審議会の答申を受け定められたところでございます。それによりますと、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整することを基本方針としながら、人口増と町域の拡大により、特別職の職責は重くなることは確実であり、この点からいえば増額するべきだが、行財政改革が合併の重要な目的であることから増額は認め難い。このような状況から、旧満濃町の報酬額を基本としたと、このようにございます。このような経緯を踏まえた現行報酬額は、尊重すべきであり、また県内の他の町と比べても同程度のものとございます。しかしながら、行財政改革を進めていくうえにおいて、特別職の報酬の検討は重要であることは言うまでもなく承知をいたしております。大西議員さんご指摘のとおり、近隣市町では丸亀市が市長の給料月額を来年3月31日まで100分の20の減額を行っております。隼より始めよとの中国の故事の教えにもあるように、物事を行う際には、まず自らが範を示さなければという思いを常に持ち、今後検討してまいりたいと考えております。 次に、町有財産（施設等）の適切な管理運営について。指定管理者制度における管理者は公募による入札にすべきでないかというご質問でございます。平成18年4月に指定管理者制度が本格的に導入され、2年が経過したところであり、全国的にも第1期の指定期間の満期を迎えた多くの自治体が、次期指定管理者の再指定に向けた動きが活発になってきております。本町でも21年3月末をもって、ことなみ、仲南両振興公社の指定が満期となります。再度の指定を検討するにあたって、大西議員さんの述べられておられますように、指定管理者の募集は原則として公募で行いますが、本町の条例にもありますように、施設の性格、設置の目的に照らして、自治体の政策判断として公募せずに特定することも可能となっております。具体的には、地域の人材を積極的に
----------------------	--

	栗田町長 末武議長 大西豊議員	活用した管理運営を行うことにより事業効果が相当程度期待できる施設、出資法人の設立趣旨等を勘案し、その特性や機能を活かしながら運営を図ろうとする施設、当該施設に併設される施設の運営法人等を指定することにより効果的、効率的な管理運営が確保される施設などがございます。ただし、非公募による選定にあたっては、公平で合理的な理由や客観的な基準が必要なのはもちろんでございます。総務省の19年度調査の、公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果では、日本全体で70.9%が非公募により選定しており、市町村においては80.9%が非公募となっておるところでございます。これらのことにより、公募が絶対というものではないのがご理解いただけることと思います。両公社につきましては、統合問題と併せて公募、非公募の取扱いを改めて検討、検証していることをご報告させていただきます。 また、かりん温泉の従業員数につきましては、合併当初、平成18年に確かに人数は増えております。しかしながら、全体の給与等では下がっておるのが現状でございます。それは、現在、今までの職員の方に残業手当とか等々払って従事していただいていたんですが、その夜間とかの場合をシルバー人材センターのほうから派遣をしていただいていたことで、人数は増えておりますが、総額の給料額は下がっておるような結果が出ておりますので、よろしく願いいたします。 15番、大西豊君。 今、町長の答弁ございましたが、まんのう町のホームページの充実につきましては、これは、庁舎内のホームページと住民の方のホームページの情報を同じ時期に共有するということは、何もシステムに問題なく、わざわざ特別セキュリティをつけておるからできないもので、7月いうたら来月ですね、来月からそういうことができること期待申し上げます。 それと、2番目の問題につきましては、今、新聞、マスコミ等でもいろいろ言われておりますが、大阪府の問題についても、やはり町長自ら行動を起こすこと、費用削減に率先することが行財政改革の近道でないかと思っておりますので、私は、勇気をもって歳出削減に取り組んでいただきたいと思います。それと関連することでございますが、歳出削減と併せ、歳入の問題につきましても、以前私、まんのう町の広報誌に広告募集をしてはどうかということで、言った時にはすぐ何ヶ月かしとったと思うんですけど、ほんとうに町の職員が歳入について考えるならば、町がいろいろ事業を発注しておりますので、その広告収入いうんは、いろいろ問題があるかと思いますが、多くの自治体でそういうことも取り組んでおりますので、やはり継続は力なりと申しますが、そういうことについても持続性をもって歳入増につなげていただきたいと思います。 それと、3番目ですが、基本的には適正な管理運営については、たとえば昼時にお客さんが2人か3人しか来んののに、職員数が多かったんでは、こういう施設についてはそういうことも考えなければ運営していけない、採算は取れないということは、民間では当たり前でありますので、ただいま町長が申されたように、今まで残業で対応しとったのをシルバーで雇ったから少なくなつと
--	-----------------------------------	---

	大西豊議員	るということは、少しは是正されとりますが、基本がやはり入場者に対する職員数が、僕は一番大事だと思いますので、特に、町長は費用対効果ということを言われておりましたが、今、かりん温泉を利用されとる方は、ラドンの含有量じゃなくして、癒しを求めて、特に旧の満濃町の場合は、あれ以外に儲ける施設はありません。たとえばテレビを見て横でごろ寝をすとか、囲碁をすとか、そういう他の地区の施設とは異にしておりますので、やはり、今来ておる6万人とか7万人の方は、そういう癒しを求めて来とりますので、できるだけ可能な限り、人件費の削減をしていただいて、1日でも長く、またそういう癒しを求める場としていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。
	末武議長 齋部企画 政策課長	齋部課長。 大西議員さんのご質問にお答えいたします。ホームページの充実の件、これは先ほど町長のほうからも話があったわけですが、条例の更新等が過去にはかなり時間がかかったところがあったと思います。当時は、業者に委託をしております、そこでの再度のチェック等で時間がかかっていたというのが現実でございまして、現在は是正いたしまして、総務課で直接、ホームページの中に条例を速やかに組み入れをします。先ほど言われましたが、セキュリティというのは実はございまして、要は行政側でホームページをアップいたしますと、それはそのまま全国発信されるという、もう連動されております。新しいホームページを現在、とにかく見やすい、情報量もある程度確保されたものを検討してございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。 指定管理者制度における公募のお話についてでございますが、非営利目的施設につきましては別といたしまして、温泉とか道の駅のような産業振興施設につきましては、今後は3セクといえども、民間との競争原理が働くようなことが望ましいと考えております。経営改善をしっかりと図り、第3セクターの主旨と目的を達成していくように、公社のほうに話を詰めながら進めていきたいと考えております。収支の赤字黒字でも、たいへんこれも大事なことでございますが、地域住民の不利益が発生しないように努力していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。
	末武議長 栗田町長	町長、栗田隆義君。 大西議員さんのご質問にお答えいたします。 かりん温泉につきましては、大西議員さんご指摘のとおり、現在でも6万、7万人の方が癒しを求めてかりん温泉にこられておるわけでございます。今後、課を中心として、現場の人たちとの意見も十分お聞きいたしましてできる限りの改善策を今後練っていききたい、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
	末武議長	以上で、15番、大西豊君の発言は終わりました。

	末武議長 小亀議員	引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 2番、小亀重喜君。 議席番号2番、小亀重喜です。発言の許可をいただきまして、通告書のとおり一般質問を行わせていただきます。 今回、私は、住民要望の適正な管理、この一項目に絞り、町長並びに執行部のお考えをお伺いしたいと思います。この質問の主旨を平たく申し上げれば、住民から行政当局に寄せられる意見や要望を漏れなく受け止め、十分な検討、協議を経て、施策、事業として実現、もしくは理由とともに見送る、この一連のプロセスを公平、公正、かつ公開性を保持しながら、仕組みとして確立する必要性についての問いかけでございます。 去る5月25日から6月7日までの間、町内7ヶ所における町政懇談会の開催に際しまして、私は全ての会場に出向き、懇談の様子を拝見、拝聴させて頂きました。2時間程度という時間的制約や、旧町、地区ごとに会の進め方が異なっていたものの、各自治会の代表者の皆さん、行政執行部三役はじめ各課課長が一同に会し、生の声によって、互いに意見交換を行うことは、とても意義深く、町政運営上においても大きな意味を持つものと言えるでしょう。その懇談会の中では、広域、全県レベルにわたる問題が論じられるケースもありましたが、数多く発せられたのは、近隣の道路や河川、水路の整備、改修、防災や安全対策、ゴミ問題、そして世帯数減少や未加入世帯の対処を含めた自治会運営そのものに関わる事柄など、日常生活に密着した不安や疑問の声が、各自治会、住民の切なる課題として行政執行部へ投げかけられていました。各自治会代表者からの発言に対し、町当局、各課課長は、終始懇切丁寧な返答をされていましたが、不安、疑問の声は、現行の行政施策の詳細説明で済む事柄ばかりではなく、その不安の解消、疑問をクリアするためには、新たな費用が発生するであろう住民要望が多分に含まれていました。これら公費拠出を伴う「住民要望に対する執行部からの返答は、言葉を選びながらも、貴重なご意見を参考にさせて頂き、現状、現場を確認した上で、改めてご返事申し上げます、というフレーズで締めくくられることが多かったように記憶しております。 懇談会においては、住民からのご発言の度、各課課長とも熱心にメモを取っておられましたし、また、最終日程となりました仲南地区での懇談会開催から既に20日程も経過している状況を鑑みれば、即、実行に移せる事案については、各課ごとに迅速に処理、対応されているものと確信いたしております。まずは、懇談会で自治会代表者から発せられたメッセージに対する取りまとめ、並びに対応状況をお聞かせください。特に建設課、土地改良課、環境保全課に関わる事案が顕著だったとお見受けしましたが、2、3、具体例を挙げながら現況をご説明ください。また、先日のごとく、懇談会場にて返答を保留された事案について、その後どのように対処されたのか、また対処なさるおつもりなのか、これについては全部署に関わるため、総括的なご回答を求めます。 考えますに、町政懇談会を実施、開催し、自治会、住民の意見に耳を傾けることは有意義ですが、その後の対処の仕方によって、
--	-------------------------	---

	栗田町長	本年も5月下旬から6月上旬にかけて、町内7ヶ所において、自治会等の代表者にお集まりいただき町政懇談会を開催いたしました。その中で様々なご意見、ご要望の生の声をお聞かせいただいたところで、行政と住民との距離が大変縮まったと考えております。このご意見やご要望については、解り易く明快にご回答することと努めておりますが、小亀議員が述べていますように、予想外の予算が伴う案件や、他の行政機関との調整、また依頼が必要な案件がございました。これらにつきましては、対応をその場で申し上げていますが、具体性に乏しいものは否定できません。よって、町政懇談会の中でも申し上げましたが、保留案件等は、町政懇談会だよりを作成する中で、出来るだけ具体的にお答えをしていきたいとこのように思っております。 この町政懇談会だよりは、各地区ごとのQ&A方式とし、保留案件については出来るだけ具体的な回答を行うことでご理解をいただけたと考えておりますが、優先順位の確立については、予算及び全体的なバランス、様々な制約等も考慮する必要がございますので検討していきたいと考えております。また、ご意見ご要望のなかで、町のみに関わらず、県、国へ対する要望もたくさんございました。具体的にはそのなかで、特に土木事務所に関するご意見ご要望が多かったかと思います。それにつきましては、県の中讃土木事務所のほうとも、この7月の10日に所長さん以下、課長さん、幹部の方お越しをいただいて、私たち町の幹部等、中讃土木事務所の幹部の方と意見交換、今回、町政懇談会でいろいろなご意見出ました。それを中心に、いろいろな意見交換をし、また、ご要望も実際にしていきたいなど、このように考えておるところであります。質問様式は現在統一されていませんが、来年度からは、全町統一様式で臨みたいと考えています。また、次年度からは、前年度の町政懇談会だよりを事前に配布いたしますので、住民には進捗状況が解り易いと考えています。公開については、7月中旬頃に自治会長さん及び各公民館に配布いたしますので、地域の皆様には回覧をお願い申し上げます。また、町ホームページにもアップを検討していきたいと考えておるところであります。 また、町政懇談会以外でも、私自身、毎月、仲南支所、琴南支所、また本庁で、町民相談室を開設いたしまして、直接、住民の皆さん方のご意見やご要望をお聞かせいただいております。その内容につきましては、記録をし、各担当課へ伝えてもおりますし、いろんな方が相談に来られますが、できる限り具体的に分かりやすく、親切、丁寧、迅速な対応を第一に心がけております。また、緊急性を要するもの、すぐできるものにつきましては、即実行いたしておりますし、即答できないものにつきましては、後日調査をし、報告をさせていただいております。また、この町政懇談会のなかでは、町長さんに本当に会って話ができ、話を聞いてもらえたと、現状を分かってもらえた、それだけでもええんやと言って帰られる方もおられます。その時には、話を聞いてあげるだけでも相談室開設の価値はあったのかなというふうなことも思っております。 また、小亀議員さんご指摘の佐賀市の道路事業評価システムは、要望があった箇所すべての意向を汲み、調査し、ニーズの高さ、緊急性、地域住民の協力体制等すべて案件ごとに、基準値により評価表を作り、客観的数値で優先順位を決定し、誰もが納得でき
--	------	--

	栗田町長	るという極めて合理的で公平なシステムであります。まんのう町の場合は、道路事業のほとんどが補助事業でございますが、それぞれ要望のあった道路補助事業につきましては、道路事業、評価点数表を策定いたしております。具体的にこういうようなもので作っておるわけでありましたが、事業の重要性について10項目、事業の緊急性、必要性について6項目、事業の効率性、地元状況について5項目、路線の性格、区域について5項目評価して、総合評価点数を出しております。この点数によりまして、まず、補助事業として採択していただけるのかどうかの判断をいたしておるところでございます。今後は、これをシステム化し、町単独事業、補修、改修事業にも取り入れていき、公平で合理的な事業推進に努めてまいりたいと考えております。厳しい財政事情のなかで、多様化する住民ニーズに対応して、今までどおりの事業を実施することが、非常に厳しい状況でございます。これまでのような行政を中心とした行政サービスの提供には、質的にも量的にも限界がございます。ならばこそ、今まで以上に、地域住民の皆さん方の声に耳を傾け、話し合い、現状と問題点を把握し、住民と行政が一緒になって、創意工夫を凝らし、施策の選択と順位、集中により、改革と協働、輝きのまちづくりを進めていかなければならないと考えております。議員の皆さん方のご支援ご協力もこれからよろしくお願いを申し上げまして、終わらせていただきます。
	末武議長	2番、小亀重喜君。
	小亀議員	町長におかれましては、私のほうで最後に触れました佐賀県佐賀市の例につきまして、私が下調べした以上に調べていただきましてありがとうございました。今、お聞きしたとおりで、ほんとうに、役場にとってみたら、文書化するということは、もう逃げられないという状態で、そこまで踏み込んだことについて、私は非常に感銘を受けて、例に出させていただいた次第であります。町長のほうが今、いろいろ優れたところを言っていたいたんですが、一言で、佐賀市のその先進事例のポイントを述べましたら、基本的には客観的な評価、誰かの個人的な評価ではなくて、客観的な評価がなされるということと、それを誰もがみれるという、この2つが大きいメリットという特徴だと思うんです。結局は周辺で、住民の方にお話聞くんですが、私がたとえば1ヶ月ほど前に、役場の何々課に話をしに、要望を言ったんやけど、今度行ってしたら、そなん聞いってないがと言われた、やっぱあるんですね。例えばいい例を挙げさせていただきましたら、防火水槽、総務管轄の防災の防火水槽もあれば、土地改のほうの防火水槽なんかもあるかと思います。その方はたぶん、どちらかに聞いてどちらかに聞いてなかったんですね。そしたら、私が言うたことは通ってなかったがという話になるわけなんです。町民にとってみたら、先ほど言われた国だの県だの広域だのというのは関係ないところがあります。要は、私が持っていった要望というものを聞いてくれたんかどうか、それがエントリーされとんかどうかということが非常に問題だと思うんです。ですから、住民の方々も、言ったらすぐ自分の要望がかなうとは思ってないんですよ、それをきちんと受け止めていただいて、ちゃんとプロットされたかどうかということが重要だと思うんです。ですから、先ほどしつこ

	小亀議員 末武議長 栗田町長 末武議長	く言うんですが、とにかく受け止めて、しかとしたところにきちんと位置づけたと。今年は10番目の順位だっても、そこにたとえば災害が突然発生したら、10番目の道を2番目、3番目に直さないかんことが出てきますよね。それはもうきちんとしたそういうふうな状況がありましたら、当然上へ優先順位は上がると思うんです。それらを公開した状態で住民の方に伝えれば、自分たちの要望がどのように扱われていって、どういうふう to 実現の可能性があるかというのが分かるわけなんです。それを見せないから、地下進行型になって、言ってみたら、何となく分からない決定のされ方をして、どうしてもブラックボックス化してしまうんだと思うんです。ですから、そのあたりをぜひできるところからやっていただきたい。もちろん文書化する、評点をつける、限界というのはあるんですが、それこそ昨日、一昨日ですか、数字情報がいっぱい載りました総合計画の実施レベルの冊子のほうもいただきました。あれには何点、何件というのが具体的に載っとります。ですから、やろうと思えば、数値評価というのは何とかできるもんだと思うんです。難しいからできないと言っておればなかなかできませんので、難しいことこそ、ぜひどれからでも取り組んでいただきたいというふうに思います。要望になりますけど。それと、あくまでも話のはしりに、町政懇談会を例に出しましたが、これは日常、窓口のほうにいろんな方が来られる、すべてのことです。懇談会をこうしてくださいということはもちろんあるんですが、その日々寄せられる住民からの要望をきちんとやっていきましょう。それが、先ほど大西議員さんも言われましたけど、非常に多い要望というのはホームページのほうにアップして、それに対するお答えを書けばいいと思うんです。ですから、全部が分かっているんじゃないかと、それらの要望を町からの発信物として集約していくことが非常に重要だと思いますので、ぜひ、それに取り組んでいただけたらと思います。お答えいただけるようでしたら、ご返信お願いします。 町長、栗田隆義君。 小亀議員さんのご質問にお答えいたします。 ほんとうに町のほうへは、さまざまな方からさまざまな要望、ご意見が届いてくるわけでございます。今、小亀議員さんご指摘のように、町政懇談会、また、私の町長相談室のみならず、常日頃、役場のほうへ来られる住民の皆さん方のご要望、ご意見等、きちっと、何月何日、こういう要望で、誰それが来られたというようなことは、きちんと文章に残して、それらもいろんな要望のなかのまとめとして、きちんと整理をして、1つ1つはつきり答えていくようなシステムも作っていきたくと、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。 以上で、2番、小亀重喜君の発言は終わりました。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 14番、三好勝利君。
--	--	---

	三好議員	やっと順番が回ってまいりました。簡潔に内容濃くということで、議運の報告しておりますので、私もほんとうに簡単明瞭に質問にお答えいただきたいと思います。以上でほんとうに、ハードな、また難しい質問だったと思いますが、私は、いつも簡単に申しますが、非常に簡単で、こんなこともあったのかと、新進気鋭の教育長に対する質問内容としては、あまりにも単純過ぎて、ほんとに失礼かなと思うようなことでございますけど、あえてやはり、世の中どういうように動いてるか、学校問題がどのようになっているかということで、超ベテランでございますので、2点ほど質問し、また、町内環境問題として3点目でいきたいと思います。 まず1点目の、小中学校でC o 2 関連についての指導、学習ということで、どのようにとおられるかということでございますけど、最近叫ばれております地球温暖化防止、C o 2、明けても暮れても毎日やっております。それと、話題になっておるのが、先ほど議員提案でありまして議論されました問題とが主流じゃないかなと、そのように思っておりますけど、本町といたしまして、独自の環境問題に対する小中学校の指導要綱、またやっておるか、やってないか、またこれからどのようにやっていくかということについてが1点目でございます。 2点目といたしまして、学校給食関係で、日々報道されておりますけど、今まででしたら食の安全、O 1 5 7 関連でありましたが、最近は世の中を騒がせておりますように、産地の偽装うんぬん、これはまた賞味期限というのが問題になっております。産地の偽装なら、まんのう町でとれた、綾上でとれたってあまり差はありませんけど、賞味期限の切れた分はいかがかなと思います。我々子どもの頃でしたら、相当梅の青い、渋いのを食べ、また柿なんかでも青い時からばりばり食べて、胃腸というのを鍛えておりましたが、最近の子どもはほんとうに温室の中で育てておりますので、そういう環境の中で、ややもすればちょっと古いものを食べればうんぬんということで、それが家庭でなれば、何とかということはあるんですけど、学校で、給食で、公的にやるとなれば、ほんとにマスコミはわんわん騒ぐし、父兄も騒ぐし、教育委員会としても非常に大きな問題になっております。つい最近ですけど、長期振興計画ですか、それが答申出されて、正式な印刷としてまいっておりますけど、その時に学校関係の給食においても、我々も以前も質問いたしましたけど、また、こんなかでおられる同僚議員のなかからも、センター方式はどうだということを叫ばれており、答申見ますと、なお検討していくと。検討じゃなくして、ぜひ早期実現を図っていただきたいと。なぜならば、こういう問題が起きた時に、5つ6つと分散しておると、品物の把握、吟味、それから安全管理というので、非常に不備な点が起きてきます。センター方式にすることによって、やはり強力な設備もでき、また人数も多くなり、安全管理についてでも非常に有利な、またいい管理ができるのではないかなと、そういうふうに思っておりますので、先ほど来も要望書が出ておりましたように、中学校の早期建て替え問題と、そういうのが起きておりますので、もうこの際、そういうことも計画に含めていただいて、ぜひと
--	------	--

	北山教育長	また、満濃中学校でも「進め！満中ボランティア」グループが中心となりまして、この「チャレンジ！グリーン活動」を推進しております。紙パックの回収、花を校舎内外に植えるなどの緑化活動を行っております。 他に２０年度には、琴南中学校では、環境学習実践モデル校に応募しております。また、満濃南小学校でも、県の環境政策課の推進事業、「Ｓｔｏｐ！地球温暖化～みんなでやろうよ。地球にええことＰａｒｔｙ～２００８活動」に応募しまして、Ｃｏ２削減の活動をみんなで呼び掛け合い発表する予定にしています。 また、町では独自に、秋の文化祭に環境展の展示スペースを設けまして、各幼稚園、小中学校では、１年間学習しましたことや活動を、幼稚園、学校ごとにまとめて報告、発表を行っております。また幼稚園では、緑化活動や保護者と一緒にしたリサイクル活動、牛乳パックを再利用した作品づくりなど、小中学校では、先ほど理科・社会・総合的な学習の時間に行った学習をまとめて発表いたしております。このように、統一した活動ではありませんが、学校ごとに特徴を生かしながら、地域と学校が一体となった活動ができていると考えます。 ２点目の学校給食における食の安全、安心の確保にどのような対策をとっているのか、とのご質問ですが、先日の高松市の学校給食において、賞味期限切れのチーズが７つの小学校で提供される事案が発生しました。このことを受けまして、学校給食を管轄しています県の保健体育課において、再度、食品の安全確保についての通知が出されたところでございます。 まんのう町におきましては、文部科学省が制定しています学校給食衛生管理の基準に基づきまして、各調理場において、日々、安全、安心確保に努めており、内容といたしましては、食品の納入に際しましては、必ず立会し、検収の確実な実施と検収表に基づき納品時間、納入業者名、品名、製造年月日、数量、品質、鮮度、包装容器等の状況、品温、異物の混入、品質保持期限等の表示などについて点検いたしまして、その記録を保存いたしております。また、施設、設備の清潔、衛生の保持に関しましては、調理場、食品保管庫の温度、湿度、冷蔵庫、冷凍庫の内部温度などを適正に保つことや、調理場の十分な換気を行うことなどに努めております。また、ネズミ及びハエ、ゴキブリ等の衛生害虫の侵入、発生を防ぐため、侵入防止措置を講じるとともに、整理、整頓、清掃、清拭、消毒等衛生保持に努めるとともに、ネズミ、ハエ、ゴキブリ等衛生害虫の駆除を定期的に実施いたしております。もし発生を確認したときには、その都度害虫駆除を実施いたしております。そのようにして、安心安全の確保に努めているところでございます。 なお、今回の高松市の事案を受けまして、町内の各調理場においても点検、確認作業を１８日におこない、安全の確認をしたところ です。今後も、食の安全については日々細心の注意を払い安心・安全な給食を提供していきたいと考えています。 以上でございます。
--	-------	--

	末武議長 栗田町長	町長、栗田隆義君。 三好議員さんの、町内の環境問題におけるごみ収集の方策についてのご質問にお答えいたします ご質問のように、町では、町民の快適な生活環境づくりを進めるため、ごみの適正な処理と収集業務の円滑化を目指して取り組んでおります。特に、家庭から出るごみの減量化とリサイクル化を推進しており、資源ごみの分別収集は各自治会の方々の協力により実施をいたしております。ご質問のごみ集積場所に関することですが、各自治会が場所を決めて管理運営を行っていただいております。集積所の収集箱の購入費につきましては、町の補助金を利用いただき、施設、設備の設置をお願いしているところがございます。収集箱の設置場所につきましては、交通量、地区外からの不法投棄問題などを考慮して設置をしてもらっております。また、収集箱が常時ありますと、収集日以外に出される場合があります、衛生上不潔なため管理がしにくくなっている所もあり、設置場所を変更している所もございます。また、設置場所が狭く、また、不法投棄が想定されるところでは、不法投棄防止看板にネットを置き対処しているところもございます。可燃ごみ収集箱の購入費補助金は、補助率が2分の1で、補助金限度額は5万円となっております、予算は50万円を計上していたところでございます。 現在、町内の可燃ごみ集積所は364ヶ所あり、その内、収集箱の設置箇所は256ヶ所で、約7割が設置されております。ごみ収集箱の未設置集積所については、ごみの散乱を防ぐためにもかごの設置を進めておるところでございます。可燃ごみは、週1回の収集を行っており、年間集収量は18年度1,610トン、19年度1,640トンで、対前年度比1.8%の増となっています。そのために、ごみの減量化対策として、可燃ごみの生ごみ削減のためにコンポストや生ごみ処理機の補助金、予算は160万円を計上して、ごみの減量化に努めているところでございます。また、資源ごみ収集施設の整備補助金、予算15万円を計上して、収集場所の整備を進めておるところであります。補助率は2分の1で、補助金限度額は5万円となっております。 よろしくお願いいたします。 14番、三好勝利君。 1点目、2点目につきましては、さすが教育行政の現場も網羅し、また、県の企画行政でも十分発揮しておられただけあって、ほんとに微に入り細に入り回答いただきました。ただ、給食センター方式におきましても、やはりエコ関連と申しますか、最近、電化関係が非常に発達し、省エネとなっております。そういう点も踏まえまして、今後の学校給食について、安全安心確保はもとより、そういう総合的な判断もやっていただきたいし、また、エコ関連事業として、まだまだ空いた学校、空いた施設がたくさんあります。そういうところで、宿泊しながら宿泊学習をやるのも1つの方法でないかなと思っております。先日も、仲南中央公民館を利用して、宿泊合宿をし、ほんとに、町内からたくさんのボランティアの方をいただいて、大きな有意義な成果が得られたと聞
	末武議長 三好議員	

	三好議員	いております。ただ、その時に聞いてみると、温泉に来てくれるのはいいけど、全然かけ湯をせずに入る子が何割かおると、そういうふうな子どももたくさんおりますので、極力そういう、今日の本題とちょっとかけ離れますけど、これも環境面でリンクするわけでございますので、十分教育していただいて、また、大きな風呂には入ったことないので、人前で裸になるのが恥ずかしくて入れない子どもも聞いております。そういうところへんも、小中学校の時期から教育をしていただいて、学習等総合的にやっていただきたい。まだまだたくさんありますけど、まだ、着任早々でございますので、いろいろ繁忙だと思います。また、9月10月12月とありますので、また微に入り細に入り、難しい教育内容の質問もさせていただきたいと思います。今日のところはそんなところで結構でございます。 それから、3点目の町内のごみ収集場所ですけど、これはもう十分分かつとんです。前々から私ずっとやっておるんです。ただ補助金があると、自治会にまかしてあると。ただ、自治会にまかせば何でもええというのじゃなくて、ある程度やっぱり行政指導であるわけですから、そういう時には環境面の行政指導をしていただいて、全部が全部と言ってないです、このへんの目抜き通りを見てください。町役場の周辺、これは新しいまんのう町の中心部なんです。そこへ、家庭ごみですから川へ放るわけにいかない、田んぼに放るわけにいかない、集積場所を決めてやっておりますけど、その場所においては、自治会がそこを指定してきとるからと逃げるのじゃなくして、やはりもっと適正な場所、川の上、何か鉄板を敷いて、そこへ収集するという方法もあろうかと思うんです。実際に歩道のないとこで、場所を言いますけど、高尾病院から出たところ、病院から出た正面にごみを見ながら出てくると、あそこは自転車なんかで通るときは、ほんとに危ないと、歩道がないと、そういう点も聞いております。相当通行台数も多いです。それから交差点の近く、そういう点をやっぱり十分に配慮していただいて、またその2分の1の補助金というのは、十分知っております。そこで、知恵を出していただいて、町内の企業、業者に頼んでいただいて、スポンサーをとるんですよ。目抜き通りからこっち、スポンサー名をとって、田舎の方の人通りのないところやったスポンサーもつきません。一番中心部だったら目抜き通りでよく目立ちますから、宣伝効果がありますので、スポンサーをとって、そこでやっていく。郡部のほうにはそのスポンサーの料金の余った分を配置していく、これもやっぱり知恵なんですわ。立派な人が職員皆おるんですから、知恵を出してください、知恵を。貧乏人でなかったら知恵が出ないことないんですよ。我々は生活に苦しんでおりますから、何とかする方法を常に考えております。やはり、知恵を出してやってもらうことが、私は非常に大事だと思います。さっきの教育関係にしても、知恵をださんと。いろんな方法があるわけなんです。ですから、ただ金がない、補助金が少ない、できんのじゃと。地元が言うてきたらそれ以外のことはだめだというんじゃなくして、ここよりかこのほうが総合的にベターですよと、やはり、そういうところは強力な行政指導の下に発揮していただきたい。言うてくるのを待って、ああ仕方がない。かごを据えれば、不法投棄が増えるというのはほんの一部
--	------	---

	三好議員 末武議長 栗田町長 末武議長 北山教育長 末武議長 三好議員	であって、やはりまんのう町がかごを設置してやれば、1つや2つぐらいのごみは受けてあげましょうという懐の広い気持ちで行政はやっていくべきで、1つ置けば10万の罰金をいただきますというような他町に見られたら、ふが悪いような看板も出ております。そういうことでなくて、1つや2つぐらいやったら処理してやるわと、今後持ってくるなよというような張り紙でもしておくほうがずっと効果はあるし、町のイメージアップにもつながると思います。やはり知恵ですよ、皆さんええ知恵持っとなですから、金のかからない方法を十分考えてやっていただきたいと思います。 再度、教育長と町長さん、再度お願いします。よろしくお願いします。 町長、栗田隆義君。 三好議員さんの再質問にお答えいたします。 町役場周辺で、非常にごみの集積で見苦しい場所があるというご指摘でございますが、町行政主導で知恵を出してやれということでございますので、十分また、課とも相談して対処していきたいとこのように思います。 教育長、北山正道君。 今、ご指摘いただきましたことにつきましては、特に給食場とかにつきまして、また、満濃中学校の改築問題とも絡めながら検討してまいりたいと思います。ただ、言えますことは、食育の重視という流れの中で、現在の自校方式というのは最高水準を、私はいっておと思うわけです。そういったものと絡めながら、検討していかなければいけないんでないかなと思っています。 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。 14番、三好勝利君。 3回目になります。時間も残り少なくて、なるべく簡単にいきますので。これは参考意見だけで、答弁は結構です。笑いながら聞いてください。 最近、減反減反で田んぼも荒れ放題、道路も荒れ放題となっており、草がぼうぼう生い茂っております。ある地区は、その草の減反を利用して、牛をそこに連れてきて3日やったら3日とその草を食べさす、草刈りの手間が省けます。それによって、燃料費と飼料費が助かり、相当な収益を上げてるところもあります。そういうところも十分研究していただいて、その荒れ放題の田んぼを1年放れば何ぼ、2年過ぎれば何ぼ、3年過ぎればほとんど原野に帰するという統計もでしております。原野に帰ってからでは遅いです。やはり、近づく食糧難を前提の下に、やはり町として取り組むのには、そういう簡単に考えれば、ああそんなことかと、ただ牛が逃げるのはどうするのかと、先ほど猪の話が出ておりましたが、電線を簡単な装置で張れることができる。そこに補助金をつけて、微量の電流を流しておくことで牛の管理はできる。3日か4日すればその草を食べてしまう。一石二鳥じゃないですか。
--	---	--

三好議員	そういうのもやっぱり、ばかげたような案ですけど、それも1つの参考意見なんですよ。そういう意見がいくらでもありますので、そのへんはやっぱり執行部に頭脳明晰な方がおられるわけですので、毎日仕事をしながら、帰ってその日じゃなくして、新しい地域をどうするかということを全員で考えていただいて、よりよい方策を町のほうへ提供していただきたいと思います。答弁は結構です。以上で終わります。
末武議長	以上で、14番、三好勝利君の発言は終わりました。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 7番、白川美智子君。
白川美智子議員	私は、ごく簡単な質問であります。1番は、安心して農業に励める農政へ、2番目は、リサイクルについて、それから3番目に交通対策について、質問いたします。 1番、農業は国民の生命を支える食料の安定供給と国土の環境に、かけがえのない役割を果たしております。日本の食糧と農業は、新たな深刻な危機に直面しております。耕作放棄を余儀なくされた農地は1割に達し、農業に携わる人の45%が70歳以上という高齢化し、しかも農産物価格は暴落を続け、大規模農家でさえやっていけない現状です。農業就業者は20年間で半減し、深刻な後継者難、担い手不足が直面し、耕作放棄と農地の荒廃も深刻であります。そして、食料を巡る国際情勢が激変し、世界的なバイオ燃料ブームによるとうもろこしの爆発的な需要により、国民に不安を広げております。食料は外国から安く買えばいい。国の予算を非効率的な農業に向けるのは無駄という考え方に反省して、食料自給率を上げるよう大もとから変えなければならないと思います。食料自給率は39%であり、また、穀物の自給率は27%であります。米の価格の底なしの低落、他の農産物も下落する一方、燃料代、資材代、えさ代の高騰が続き、肥料も7月から値上げの発表をいたしました。JA全農が都道府県の農協などに販売する化学肥料の価格が前年比で1.5から2倍程度まで引き上げられる見込みがあることが19日の新聞で明らかになっております。リンやカリウムなど肥料原料の高騰が主な理由であります。JA全農は、7月に肥料価格を改定しており、値上げは今回で5年連続、値上げ幅は3割程度に上昇し、1973年の第1次石油危機から上回り、過去最大となります。肥料価格は、農産物の生産価格の1割程度を占めます。大幅な値上げにより、生産コストが大きく膨らみます。肥料を巡っては、現在の全農と複数の肥料メーカーが進めてきた取引価格の交渉が大詰めを迎えています。JA全農は交渉結果を踏まえて、決着を踏まえて、この7月から価格改定を発表いたします。そして、農機具の価格の通知が私の家にも届きました。これで、農機具が6.5%上がるようであります。そして農作業を人に頼みますと、米作りをいたしますと1反に5万円の赤字が出るようであります。農家の1時間あたりの労賃は256円となっております。そして、500ccのペットボトルに、ミネラルウォーターを詰め込みますと137円

	白川美智子 議員	であります。お米をぎっしり詰めて6合入りますが91円になります。いわば、水よりは米が安いというわけです。この現状を抜本的に改革して、担い手の確保、耕作放棄地を解消しなければならないと思います。その打開策は生産コストをカバーする価格補償、そして、所得補償してこそ、農業経営を安定に持続させます。今後の農業の担い手も家族経営が主役であり、規模の大小で農家を選別する水田畑作経営安定対策、それをやめて、農業を続けたい人を応援して、営農条件の改善をして続けられるよう行政や農協が支援を強めてほしいと思います。まんのうの農協も、今9つありますが、来年の4月には合併により5つになるようであります。農協によっては、営農、経済がなくなって、まるで銀行と同じと言われております。職員の異動などで組合員と人間関係がほんとに薄くなっております。しかし、山間部については、この合併により、今までより以上の外回りを手厚く努めるとも農協職員は言っております。そこで、町長にお尋ねいたします。町長は、国や県に、自給力を上げて、所得補償をして、安心して農業が続けられるように要望していただきたいと思います。そして、2番目として、町長は農家の立場に立って、近隣の町の町長など、また協働の力で暮らしを守る運動を広げていただきたいと思います。以上で1番を終わります。 次にリサイクルであります。まんのう町でもリサイクルにより、ごみの減量化が進んでおります。全国の産業廃棄物の実態は、リサイクルの向上によって、大幅に削減されております。2004年度の埋め立て処分量は、91年度と比較すると、今、3分の1以下になっております。産廃の半分以上がリサイクルされているという、ほんとに良いことだと思います。しかし、また近年、少し増えているようだとと言われております。ごみは、元で減らす努力をしないと、いくらリサイクルで減量化しても減らないわけです。たとえ、再生利用率を55%にしたところで、残りの45%は廃棄物になってしまう。お金をかけてリサイクルや圧縮、乾燥、焼却など減量化したとしても、結局残りは最終処分場に回されて、周辺の環境に付加を与えることになります。企業は元でごみを出さない企業努力をするべきであります。過去には、廃棄物削減の努力をせずに、儲け第一主義であったため、日本列島の各地で回復不能ともいわれる環境破壊を引き起こし、豊島も想像を絶する大規模なもので、住民への直接被害や環境汚染を計り知れなく、費用も莫大にかかっています。企業は処理の能力がないのに、生産してはいけないという観点から自前の処理施設を確保して生産から廃棄まで一貫して責任を負わなければいけないと思います。そこで、お尋ねいたします。最終処分場の延命のために、金物類の売れるものを回収すればいかがでしょうか。それから、これと直接は関係ないんですけども、今、てんぷら油の廃油を学校給食場で回収を始めているようです。多度津町、善通寺市でも行っていますが、善通寺については数年前から燃料に替えて、市民の巡回バスに利用いたしております。 3番目に交通対策についてです。福祉タクシー券についてですが、タクシー助成について、一歩前進で町民も喜んでおります。しかし、まだ知らない方がいるようであります。しかし、これは、病院へ行くときのみ利用できるとなっておりますが、これ
--	---------------------	---

	白川美智子 議員 末武議長 栗田町長	はどこへ行くのにも利用できるようにしてほしい。こんな声がたくさん聞かれます。いくら券があっても無料ではないわけで、家族に便乗したりして使うわけです。この点いかがでしょうか。そして、今、検討中の交通対策は、今年中に実現、そのように聞いております。どうぞ早期実現を求めています。 以上で質問を終わります。 町長、栗田隆義君。 白川美智子議員の質問にお答えを申し上げます。 まず第1番目に、安心して農業に励める農政へというご質問でございます。国や県に自給率向上、所得補償など、国や県へ要望せよということでございます。食料自給率の向上につきましては、食料・農業・農村基本計画における目標45%に向け、国において設立されました食料自給率向上協議会で、食料消費面と農業推進面による行動計画に基づいた施策が推進をされております。農業従事者の減少、高齢化等による農業の生産構造の脆弱化が進む中で、強靱な農業構造を構築することが課題となっております。このため、水田所得安定対策への加入を目指した認定農業者等の担い手の育成と集落営農組織の組織化が求められております。担い手であります集落営農組織に参加することによって、経費節減となり、効率的かつ安定した農業経営により、所得を確保しえる農業経営発展にしていこう努めてまいりたいと思います。また、自給率の向上につきましては、ことあるごとに国、県に要望してまいりたいと考えております。 次、2番目に、ごみリサイクルの取り組みについてでございます。ごみリサイクルにおける鉄類と天ぷらの廃油回収に取り組んではどうかとのご質問でございますが、町では、ごみの適正な処理と減量化、リサイクル化を進めるため、ごみの分別収集を推進しております。特に、資源ごみ収集につきましては、分別品目を細分化して回収を行っておるところでございます。現行の資源ごみの収集品目につきましては、缶類、これはアルミとスチールでございます。ビン類、生きビン、茶ビン、無色ビン、その他ビンでございます。紙類につきましては、新聞紙、チラシ、段ボール、雑誌でございます。布類、そして容器包装リサイクル法の対象品目でございますペットボトル、廃プラスチック類、その他紙製容器、また乾電池、蛍光灯などの収集を行っており、資源化を図っておるところであります。 ご質問の鉄類の回収は、粗大ごみとして収集を行っております。収集したごみは、町リサイクルセンターで、品目によって、鉄金属類とその他の物品に選別をして、鉄金属類は専門の業者に買い取ってもらっておるところであります。その他の物品は、善通寺市へ委託をして処理を行っております。粗大ごみの収集方法は、品目によって500円から2,000円のシールを貼っていたき、回収日時をお知らせして個別回収を行っております。粗大ごみ収集を行っていることにより、不燃ごみの収集量が減少いた
--	--	---

	栗田町長 末武議長 白川美議員 末武議長	しておるところであります。 また、廃食油につきましては、これまで燃やせるごみで収集を行ってまいりましたが、資源のリサイクル化を進めるため、今年度の取り組みといたしまして、町内の各学校で処理されております廃食油を回収するための準備を行っているところございます。今回各学校で使用されている食用油の使用量状況について調査をいたしましたところ、年間約3,400リットルを使用している結果となりました。今後、回収された廃食油は、精製業者に買い取ってもらい、回収量が確保できれば、バイオ燃料、ディーゼル燃料としても活用していきたいと考えております。また、今後家庭から出る廃食油の回収につきましても、回収方法や場所などの検討を進め、円滑な収集体制が整い次第、実施をしていきたいと考えておるところでございます。 次に、交通対策についてでございます。まず1つ目は、福祉タクシー券を病院以外にも利用できるようにしてほしいというご質問でございます。この6月から、仲南地区だけでなく、全町の75歳以上の住民と、身体障害者手帳2級、療育手帳Aをお持ちの方全員に対して、福祉タクシー券助成事業を実施いたしております。現在のところは新しい町内公共交通体系が確立出来るまでの間の暫定事業でありますので、仲南地区が今まで取組んでこられた方式に準じていることにご理解をいただきたいと思います。なお、現在検討を進めております新しい公共交通施策策定の中で、福祉タクシー券助成事業が最善策と判断されれば、来年度から利用しやすい運用方式を採用することになると考えております。 2つ目の交通施策の進捗状況はどうなっているかというご質問でございます。ご存じのとおり、現在、国から全額補助金をいただいて、地域公共交通連携計画策定に取り組んでいるところであり、去る3月17日に、第1回目の地域公共交通会議を開催いたしました。4月15日に補助事業認定、5月15日に補助金交付決定をいただきましたので、早速、連携計画書作成事業者をプロポーザルにより選定を進めているところでございます。今後は、数回の地域公共交通会議を開催しながら、本町の特性に合った公共交通体系の検討を行い、議会の同意が得られれば、21年度の運行システム構築と試験運行費用の更なる補助金をいただきながら、予定より半年ほど遅れますが、住民が利用しやすく喜んでいただける交通施策確立を目指していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 7番、白川美智子君。 ぜひ、交通対策については、町民の一番関心の高いところであります。ぜひ、実現に早期お願いいたします。 以上で、7番、白川美智子君の発言は終わりました。 6時45分まで休憩いたします。 休憩 18時28分
--	--	--

	末武議長 黒木議員	休憩を戻して、再開いたします。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 １０番、黒木保君。 一般質問、議長のほうからお許しがありましたので、通告に従いまして、３点ほど一般質問をさせていただきます。 今まで大西議員等が、かりん温泉等の質問がございました。私も、議員のなかでは、裏の勝手口から出ましたら、かりん温泉が一番近い本人でございます。我田引水ではございませんですけども、かりん温泉を健康づくり、憩いの施設としてあのようにつ造られまして、運営ができないというようなことで、かりん温泉をマスコミ等が閉めるとか、温泉分がないとか、また、口宣伝にはなっておりますけど、かりん温泉だからかりんでも浮いて匂いでもえんかと思いましたら、何か黒いもんが浮いとったということで、そういう噂が噂をして、かりん温泉が集客が少なくなっておる。そういうことで、一番近い者として、我々もかりん温泉を利用していかなければという気持ちもありますけど、周辺のお年寄りはこのかりん温泉を楽しみに、毎日通っておる方があります。町執行部のほうの話では、琴南なり塩入なり、定期的にバスを出してということでもありますけれども、やはり、いつでも自由に風呂に入れるということで、ぜひとも、このかりん温泉は継続して、運営等を十分に考えていただきまして、していただきたいということで、再度、前議員の質問にもありましたけれども、お答えを願いたいと思います。 ２番目のかりんの丘公園の利用度アップについての設計について、先ほど発注したなかでありますけれども、ほんとにこれが今後、かりんの丘公園として、利用度のある施設かということを私もちょうと疑問に思います。そういうことですけども、一応発注したことで、横目で見させていただきたいということで、これについては質問から省かせていただきます。 それと、３番目の、小学校区の線引きについてでございますけれども、合併以前、仲南地区なり琴南地区については、小学校の統廃合されて、合併になりましたけれども、そういうことで、学校の線引きということは、琴南地区、仲南地区については、全然そういうことは考えなくてもいいんですけど、満濃の場合には、３０年前の教育委員会の答申でも適正規模３校ということで進めておりましたけれども、どういうことか、我々満濃南小学校区の住民として、やはり統廃合は希望を持っておりました。改革をしていかないかんという考えを持っておりました。３０年前のその改革心のある教育委員会の答申がほんとうに正しかったのでなかったかというような気がいたしますけれども、そういうことで、満濃南の校区の線引き等で、南小学校へ行きたいけれど行けない、四條小学校へ行きたいけれどいけないというようなそういう曖昧な線引きでございますので、そのへんを、新教育長のお考えを聞いて、適正規模な学校にしていきたいということで、質問をさせていただいております。基本的には、私の考えは、北部の小学校を統廃合していただきたいという基本的な考えなんですけど、今の教育長がそういう気持ちがあるかないか、そういうことも含
--	-------------------------	---

再開 １８時４５分

	黒木議員 末武議長 栗田町長 末武議長 北山教育長	めて、今の状態でいくんならば線引きということで、はっきりとした線引きをしていただきたいということで、一般質問をさせていただきます。以上です。 町長、栗田隆義君。 黒木議員さんのご質問にお答えをいたします。 かりん温泉の継続運営についてのご質問でございます。かりん温泉の平成１９年度の運営状況についてでございますが、入場者数は８２，２８４人で、平成１８年度の８９，２９０人に対し、７，００６人の減となっておりますが、定休日を隔週から毎週とした影響もあろうかと思われま。内訳は、一般の入場者は２９，１９９人であり、町内老人、７０歳以上の方でございますが、３０，５７８人、町外老人が１６，５９０人、子供３，５５９人。町内障害者が２，３１６人、無料券利用者４０人となっております。歳出削減につきましては、施設管理の効率化等に努めてまいりましたが、近年の光熱費、特に燃料費の高騰による施設管理費の上昇はやむを得ないものがあるかと思ひます。平成１９年度の収支状況は２，２４０万円の収入に対し、支出が４，９５０万円で２，７００万円の一般財源の負担となっております。ちなみに、１８年度との比較では、８０万円の一般財源の負担増となっております。 運営方法を考え継続すべき、とのご意見ですが、いかに一般財源の拠出を抑えていくかにかろうかと思ひます。可能な限りの改善策を検討していかなければと考えております。運営体制、経費の効率的支出、人件費の削減、増収対策等々でございますが、施設の老朽化も著しく、最小限の設備投資はやむを得ないものがあると考えております。住民の福祉に寄与する施設ではございますが、どの時点まで容認できるかの問題もあろうかと思ひますので、今後、十分検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 教育長、北山正道君。 黒木議員さんのご質問にお答えします。 少子高齢化の現在、できるだけ適正規模の学校にすべきで、校区の見直しを行うべきとのご質問ですが、教育委員会では、平成１８年１１月に提出しました町長への報告書の中で、現在の各小学校の将来の児童数の予測から、減少は緩やかであり、教育効果を維持しながら学校経営も十分可能であり、また低年齢児の通学時の負担の増加等諸事情を考えますと、当分現状を維持しながら状況を見守りたいと考えております。 また、将来児童数の減少により、学校経営や教育効果に支障をきたすような場合は、小学校の再編を検討しなければいけないと思ひます。児童数の状況等を考慮しながら、校区の再編を併せて検討しなければならないと思ひます。現在の児童数は、
--	--	---

	北山教育長 末武議長 黒木議員 末武議長 谷森議員	5月1日現在ですけれども、高篠小学校が134人で9学級、四條小学校が181名で8学級、満濃南小学校が224名で10学級、長炭小学校が138名で7学級、仲南小学校が178名で8学級、琴南小学校は101名で6学級でございます。この規模から考えますと、学校運営とか教育効果というあたりでは問題はないのではないかというふうに考えております。 10番、黒木保君。 かりん温泉につきましては、老朽化ということで、町長のほうから言われましたけれども、やはり15年経てば、そういう老朽化は当然あるもんじゃないかと思えます。そういうなかで、老朽化したから、健康づくり、憩いの施設ということをやめていくというのは、補助事業で憩いの施設というものを造られたと思えますけれども、造ったときにはそういう考えではなかったかと思えます。そういうことで、ぜひ住民の健康づくりにつきましては、検討していくという答えが出ておりますので、住民のほうも、そういうことで期待をして質問を終わりたいと思えます。 以上で、10番、黒木保君の発言は終わりました。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 19番、谷森哲雄君。 それでは一般質問をさせていただきます。 教育問題について、教育長にお尋ねいたします。教育基本法の改定案のなかで、新たに国を愛する態度などの徳目が盛り込まれておりますが、国を愛する心、愛国心は大切であることは、等しく国民の願うところですが、法律とかで定めて教えるのはいかなものかと思うわけであります。家庭、学校、地域での生活のなかから、よりよい教えを受け、人、もの、地域のおかげを体得し、心身が健全に育つ中から醸成され、必然性、自然的に人、ものを大切に思う心、国を愛する心が育つのではないのでしょうか。押し付ける愛国心は、正しい教えではないと思えるのですが、いかがですか。 2つ目といたしまして、改定案では、教員の項で全体の奉仕者という文言が削除されたようですが、教師聖職論もありますが、一部へ偏る統制の方向ではなく、公務員同様、全体への構成、平等な教育上の奉仕者でなければならないと思えます。教育者の総意と工夫、自主性が求められるのではないのでしょうか。また、教師は地域の人との信頼関係も大切ですが、教師と生徒との尊敬、信頼の絆が弱くなっているようにも言われています。最近、先生も忙しすぎて、何よりも大切な子どもたちと向き合う時間が無いと感じられるのですが、いかがでしょうか。 3点目といたしまして、学習指導要領で、小学5、6年で外国語活動が必修となりました。このことについて、専門の先生の配置は、国の措置がないように聞いております。学校の裁量というようですが、このようなことで、特に高い専門性が求められる外
--	--	--

	北山教育長 末武議長	2点目の教育基本法の、全体の奉仕者の文言の削除についてですが、今回の法改正により、私立学校が今の学校教育において果たしている重要性に鑑みて、私立学校についても、新たに条文が規定されているところでございます。教員の規定には、私立学校の教員についても考慮に入れまして、公務員を想起させる、全体の奉仕者との文言を削除をしているものです。しかし、学校教育が公の性質を持つものであることや、そのような学校教育を担う教員の職務の公共性は、従来となんら変わるものではございません。 次に、教師と生徒との尊敬の念や信頼の絆が弱くなっているというご指摘ですが、議員さんのおっしゃるとおり、昨今では、社会の変化により、家族をはじめ、地域社会での人間関係が希薄になっているのは事実だと感じます。教師においては、地域の信頼を得ることはもちろんのこと、児童、生徒との信頼関係が何より教育を行う基盤であると考えています。今後は、教師が一人一人の子どもたちと向き合い、指導を行う時間を確保するために、会議、打合せ、事務報告書作成等の業務の見直しを図るとともに、設備、教材の整備、コンピューターによる事務処理、あるいは、地域全体で学校を支援する体制の構築を検討してまいりたいと考えています。なお、全体の奉仕者としての削除の件ですが、国家公務員法の96条、地公法の30条、教特法の1条では、依然として教員の全体奉仕者としての規定が残っていることを申し添えます。 3点目の、小学校5、6年生での外国語活動の導入についてでございます。5、6年生で必修になります週1時間の外国語活動は、外国語に慣れ親しむ体験的なコミュニケーション活動でございまして、これまでの中学校での教科としての英語学習とは違います。小学校段階では、学級担任が子どもの実態を把握していることが、学習指導上の重要な要素となることから、子どもの個性を生かしながら活動を組織することができますし、従来の英語教育にとらわれない新鮮な発想で教材、教具を開発することもできるようになります。このような小学校の全教科担任制のよさを、英語活動に生かす指導力を身に付けるための研修が、小学校の教員にとって重要になると考えています。このため、文部科学省や県では、小学校の教員が英語活動を指導できる力の向上を図ることとして3つの取組みを行っています。 1つ目は、県教育委員会では、この8月に、すべての小学校の英語活動担当者等を対象とした研修を3日間実施するようになっています。2つ目は、文部科学省が作成しました、小学校教員が研修で活用するための小学校外国語活動研修ガイドブックを作成し、本年6月中に全小学校に配付されたところでございます。3つ目は、県下では5つの小学校が、研究推進事業のモデル校になりまして、文科省が作成した英語ノートや教師用指導資料とその付属CDを試行的に活用し研究が行われているところでございます。なお近くでは、琴平小学校が推進校に指定されています。 町長、栗田隆義君。
--	--------------------------	--

	栗田町長 末武議長 谷森議員 末武議長 北山教育長	谷森議員さんの身体障害者協会の分会への支援についてにお答えを申し上げます。 ご承知のように、障害者への支援は、障害者自立支援法に基づき、様々な施策が講じられるところではありますが、町独自の支援といたしまして、重心医療の支給、障害者福祉年金の支給、温泉入浴料の一部助成等々、身体、精神、知的障害を持つ方への支援を行っておるところであります。 ご質問１点目の送迎についてでございますが、従来行われておりました送迎は、琴南分会の要請により、社会福祉協議会等が善意により行っていたものと思われまます。町としては、障害者協会への支援として、補助金の交付や予算決算書等の予算の作成のお手伝いもしており、一定の支援は行っておると考えております。身体障害者協会の各分会につきましては、多数ある任意の団体の１つとして認識しており、その運営は、団体の皆さんの自助努力に期待をしており、各種会合等の参加のための送迎は、自己責任において参加をしていただければというふうに考えております。 ２点目の障害者協会の存在の周知でございますが、新しく手帳を取得した方には、窓口で手帳をお渡しする際に、香川県身体障害者協会作成の障害協会加入の案内リーフレットをお渡しするようにしております。また、町内在住の障害者の方々には、広報等による情報提供もやぶさかではないというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 １９番、谷森哲雄君。 教育長の非常に明解なお答えに、敬意を表するわけではありますが、２点目の中で、最近では、いわゆる教師の質の問題とかそういうなかで、教師がもう少し強くなければならないと、あるいは、表現が適正ではないかも分かりませんが、一部に、この頃は先生を教える先生がいるがと、こういうような言葉も聞いたりするわけでございますが、そういうなかで、ほんとに、信頼される教師像いうんですが、これが今後の子どもたちの教育、特に情操教育、そういうなかには、信頼される先生、そしてまた、地域も子どもたちへの教育いうんですか、こういうなんに一定の関わりをもって、地域、また、まんのう町の子どもとして、やはり地域が温かく育てる、こういうことは大事なんではないかと思うんですが、この点、お尋ねいたします。 それからですね、学習指導要領で、小学校５、６年生の外国語活動、私は、活動いう意味が分からなかったんですが、専門的に教えるのかなと思っと思ったんですが、そうではないようですが、しかし、そういうなかで、もしこれが、本町に実施されるようになった場合に国からの措置がないと、こういうようなことを聞いておるんですが、そうなった場合、まんのう町として自主的に財源として措置できるのかどうか、この点お尋ねいたします。 教育長、北山正道君。 教育は人なりとよく言われます。まさに、教育効果を上げるのは、１人１人の教師の力によるところが非常に大きいと思ってい
--	--	---

	北山教育長	ます。というのは、世界でも、すべての方がパーフェクトな力を持っているとは決して言えないと思います。国レベルでも県レベルでも、香川県は全国で先取りしまして、3、4年前から指導力改善研修というのを実施いたしております。学校長が、この先生には教育センター行って研修していただいて、再び力をつけて復帰していただきたいという場合は候補としてあげまして、県の審査会で、この方は指導改善研修を受けるほうが適当であると判断された場合は、最大2年間研修を受けるようになっております。2年間、研修を受けましても、効果がないという場合は、地公法にございます分限免職、最悪の場合は分限免職処分というところまで踏めると。これは、国も県も同じ方向で進めております。これが1点です。 それと、谷森議員さんご指摘のように、まさに学校教育、100年以上の歴史がございますが、私は、もう学校でやれることはほとんどやったのでないかなあと考えています。それでもなおかついろんな問題が起きるのは、やはり、家庭の力、地域の力、もう学校、家庭、地域が、3者が三位一体となって同一方向に向かって、教育改善に向かっていかないと、今のいろんな派生しておる問題は、解決できないのではないかなあと考えております。私も、着任以来1ヶ月でございますが、あらゆる場でとにかくまんのう町では、地域総ぐるみで教育をよくしようという形をお願いいたしております。幸いにもまんのう町教育委員会は、保育所、幼稚園、小学校、中学校を管轄いたしております。私がスローガンに掲げておるのは、0歳から15歳まで、一貫した教育をやりたい、たくましいまんのう町民を育成したいと考えております。 最後の、外国活動の導入によるプラスアルファの人的ですが、これは、国の財政も非常に厳しい状況にありますから、今の状況下ではたぶん定数改善というのはほとんど見込めないだろうと。現有の小学校の先生の研修を強化することによって、小学校5、6年の活動に取り組んでいくんでないかなあと考えています。まんのう町独自で、そういった形で措置をできるかどうかというのは、これはもう財政事情の大きな負担を伴うことで、今、私がここでどうこう申し上げることはできません。 以上でございます。 以上で、19番、谷森哲雄君の発言は終わりました。
	末武議長	引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。
	本屋敷議員	3番、本屋敷崇君。 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。 私の一般質問は、子育て世代の移住促進事業の導入についてということで、質問させていただきたいと思います。町内の発展の要である子育て世代の移住促進について、2点ほど提言をさせていただけたらと思います。議員各位、課長各位、皆さん、ご息にですね、議会のなかでこういうことを言ったけど、どうかなと、帰って聞いていただければ幸いです。

	本屋敷議員	小泉政権下で導入された構造改革特区ですが、多くの先進的な取り組みが各方面において導入されております。教育においても教育特区という事で、小学校からの英語教育の導入であったり、6、3年制の義務教育の中でカリキュラムの弾力的な運用や道徳教育の促進を目的とした少人数制学校、不登校生徒の受け皿を作ったり、土曜日の半ドン制の復活によるゆとりのあるカリキュラムを作ったりと、教育特区という名の下において多くの試みが行われています。今現在、少子化が進む中で各家庭における子供の教育に対する関心が一昔前とは変わってきています。それも日本の戦後から現在の変化を考えれば当たり前のことです。 そんな中で、日本は全世界的に見て、子育て支援策や教育費において、国内総生産における比率は他の先進諸国に比べて低い割合になっています。国が発展していく上で欠かせない要素の教育費に重点が置かれていないのは残念な結果です。その結果が、今の日本における英語の習得率の低さや、現在、ニュースでも報道されている学力低下につながっているように思います。特に英語教育で言えば、小学4年生からの英語教育の導入は近々であると言われていますが、それでもまだ不十分だと思っています。現在の世界の状況は、英語はもう話せて当たり前の言語になりつつあります。しかし、日本の英語教育は未だに試験のための英語教育であり、話せることを前提とする教育は行われていないのが現状です。母国語以外の言語を習得しようとするときは、その授業は習得しようとする言語によって行われるのは世界の常識です。しかし、日本では未だに日本語による英語の授業が行われています。そんな中、世間では小学校から英国や米国への単身留学を進めるサービスも出てきており、それを活用する人たちが増えてきているのも事実です。ということは、子育てを考える親にとって、これからグローバル化する世界の中に否応なしに対応しなければいけない子供たちに教えるべき英語教育が、現在の義務教育では不十分だと感じているということだと思います。 しかし、考えてみればこれは現在の教育特区の導入を進めることができる自治体にとっては、チャンスかもしれません。まんのう町に住めば英語が話せるようになる、なんと魅力的な謳い文句でしょう。教育特区を活用すれば、義務教育9年の中で話すための英語教育を進めていく事が可能になります。 ここで問題になるのは、英語教育導入のためによく言われる障害に対してどう対応するのかです。よく言われる、母国語もままならない中でのもう一つの言語の習得は弊害があるといいますが、多くの欧米、アジア諸国では同時習得であり、そんなことを言えばオーストリア、スイスといった一つの家族の中で多様な言語を使用する国においてそういった報告はないという事です。それを考えればそれは問題ないと言えます。また、現在の時間割では無理ということも、土曜日の半ドン制の復活や6、3年制の見直しにより柔軟な対応ができます。 もう一つの問題点である英語教師の問題です。現在の日本の英語教師では、会話するための英語教育ができないとよく言われます。まずその事で、日本人の英語教育が遅れると言うのは本末転倒ですが、そこを言っても仕方ありませんので、現在の教師は更
--	-------	---

	本屋敷議員	なるスキルアップをお願いする事とします。ではどうするのかと言うことですが、英語教師のスキルアップができるまでは、外部から採用することになると思います。ここで問題になるのは、採用による予算ですが、現在の学校が小、中学で9校です。仮に、週2回の英語会話教育を導入したとして、9人必要なわけではなく4人でカバーできると考えられます。仮に一人500万円の予算をつけるとして年間2000万円の支出となります。現在、講師を民間や大学から雇う事もできますので、そのあたりはもっと弾力的な活用ができるかもしれません。それを差し引いても、まんのう町に住めば英語が話せるようになる、という宣伝効果によって得られるものの方がはるかに魅力的だと考えられます。ここでは例として英語教育だけを取り上げましたが、情操教育や道德教育も併用して考えれば更なる相乗効果も期待できます。 いかに町の財政を増やすのか、いかに町の高齢化率を下げていくのか、と考えた中で、何よりも子育て世代に住んでもらうことが効果的なのは明らかです。今の町の状況を考えた中で、新しい産業の創出や第1次産業の再生を図るより、子育て世代に魅力的な教育内容を示し移住を促進することのほうがはるかに現実的ではないでしょうか。皆さんが思っている以上に子育て世代にとって教育は大きなセールスポイントです。まずは、この教育特区を検討する気があるのかどうかということを教育委員長にお聞きしたいと思います。 もう1点、この教育特区が導入されると仮定した場合も含め、現在、進行中であるまんのう町の公共交通を考える視点で1点お聞きしたいと思います。現在の公共交通を考える大きな柱は、福祉公共交通ではないかと思います。しかし、今後の町の政策を考える上で忘れてはならないのは、通勤している世代への公共交通政策だと思います。というのも、今年、大きな話題となったガソリンの高騰は山間地域の若い世代の定住に大きな弊害となりつつあります。今までも車のガソリンにかかる月額が2万円を超えている人は多く存在すると思います。そんな中で今回のガソリン税の高騰により1.5倍から2倍近い費用が発生するようになってきています。そうなれば、通勤費で3万円も4万円もかかるようなら、いっそ市街地に住んだほうが通勤は楽だし、遊ぶ場所に困らないと考えるのが普通だと思います。これは若い世代に限ったことではなく、今後、住宅の建設や購入を考える子育て世代にとっても大きな問題です。 この問題を考えたときに一番良いのは、ガソリンの値段が下がることですが、現在の石油を取り巻く環境を考えればそれはなかなか考えにくいところだと思います。また、高松市でも問題になっている市街地の渋滞や大気汚染を考えれば、公共交通の充実というところに自ずと向かうのではないのでしょうか。そこで考えていくには、市街地に通勤する住民のアクセスをどう改善するかということだと思います。1番に考えられるのは琴電、JRをどう活用するかということですが、これは総合計画の話でも出てきていた、新駅の建設や、パークアンドライドの建設というのも現実的ではないのでしょうか。その中で、榎井の話も出てきていました
--	-------	---

北山教育長 末武議長 栗田町長 末武議長 本屋敷議員	ております。そういった特別の事情が発生して、その課題解決のために、私は教育特区の申請をして、行うものではないかなというふうに考えております。以上でございます。 町長、栗田隆義君。 本屋敷議員さんの質問にお答えいたします。 高松などの市街地に通勤する世代に対する公共交通の利便性向上についてどう考えているか、というご質問でございます。白川美智子議員さんのご質問にもありましたが、現在、鋭意進めております地域公共交通会議において、本町内の公共交通網の見直しと町外へのアクセス向上を図るために、他の公共交通機関との連携計画を検討することになっています。本町を取り巻く公共交通環境は、残念ながら大変脆弱であり、主たる鉄道とバスにおいても大変厳しい経営状態が続いているところでございます。公共交通は社会的なインフラでありネットワークが重要です。今回の連携計画策定により、近隣市町及び公共交通機関と少しでも利用しやすい公共交通体系を検証しながら整備を考えていきたいと思っております。 また、昨今の上限の見えない燃料高騰によりマイカーの小型化と利用控えが顕著になってきていることなどで、公共交通機関へ少しずつではありますが、回帰現象が始まるのではないかと考えています。総合計画にも策定していますように、今後10年を見据えて、住民生活を支える交通施策を考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 3番、本屋敷崇君。 まずは、教育長のお答えに対する再質問をさせていただきますけれども、我が町の教育水準はですね、全国的に見て低いというのはとても残念なことではあるんですけども、高松市の先ほどのお話であるとかですね、全国的に見て、私立のほうが需要が高いという、今現在の状況を見ればですね、今の義務教育において、それが保護者に対して、保護者のニーズに対してマッチングしていない部分が多々あるんだろうと思います。それを考えた上でいけば、今現在の教育特区を近隣よりも先に導入するということは、子育て世代に対して、とてもインパクトのある、我が町としてセールスポイントの高い部分になるのだと思います。また、それを受けた小学生、中学生が大きくなった時に、教育特区を導入して柔軟な教育をしてくれたことによる感謝というものがあると思います。実際、僕らの世代になりますと、英語が話せただけで企業に入れた部分はたくさんあります。それでも、私たちの頃にそういう状況であれば、英語を話せるようにしてくれた町に対してですね、やはりそれは、他と違う教育をしてくれたということに対して感謝をするのではないかと思います。そういった先も見据えて、やはり教育特区というものを他より先に導入することによって、先ほど教育長も言われたように、すべてがとっばらわれますので、応用力の部分とかも、土曜日の半ドンを復活すれば、今、授業数が足りないという部分に対しても対応できますし、そこにおいてもきめ細やかな教育ができるのではないかと、私自身
---	--

	本屋敷議員	は考えておりますので、これから導入を近々に検討していただけるかどうか、そこをちょっと、即答は難しいのかもしれませんが、教育長の見解をお聞かせいただきたいと思います。 また、町長の公共交通のほうなんですけど、今、先ほども言われたように、公共交通への回帰という部分が起こるのではないかなという予想から見ても、これから子育て世代を、この町に住んでもらうことを考えれば、やはりそういったところのケアもしていかなければ、他の市街地部分にある近隣の市町村と勝負をすると、なかなか難しいことになりますので、ここも先んじて手を打っていただきたいと思います。
	末武議長 北山教育長	教育長、北山正道君。 再質問にお答えします。 教育特区というのは、法に拘束されませんよというのは認めたのですが、そのために必要とする人の当ては、いっさい国はしないんですね。だから教育特区を受けておところは、ずっと共通点を見ると、財政力が非常に強いし、豊かなと思います。自前で、たとえば英語の教育特区を小学校でやるとところは、自前で先生を雇うと。教員は1人、相当かかるんですよ、1人の負担すると。そういった面で、とにかく国は課題解決のために手上げと、上げるんだけど人の当てはしない、法だけは守らなくてもいいよという、そういうふうに非情になっていますので、その点はお知りおきいただいたらと思います。ただ、やはり先ほど申し上げました、私、やっぱり、まんのう町の子どもに、とにかく確かな学力を身につけさせたい。確かな学力さえ身につけておれば、将来、高校大学進んでいっても、どういうふうな仕事にも就けるというふうに思うんですよ。国も英語の大切さを感じて、平成23年度から5、6年生において週1時間、おそらく韓国等の例を見ますと、もうこれが3、4年生まで、もしかしたら1、2年生まで、たとえば高松市が特区でやっておるような、ああいうのが入ってくるんでないかなというふうに思っているんです。 以上でございます。
	末武議長 栗田町長	町長、栗田隆義君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。 若い世代の定住促進、これを考えた時、やはり今後は、公共交通機関が回帰してくると大いに考えられますので、そういった若者の定住促進のためにも、公共交通機関、今回計画いたしておりますが、きちっとした、皆さん方に喜んでいただけるような計画施策をつくって、来年には試験運行できるようにがんばってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。
	末武議長 本屋敷議員	3番、本屋敷崇君。 最後、答弁は結構ですけれども、90億の予算のなかで、建設的経費とか義務的経費とかありますけど、やはり、町の発展性が

本屋敷議員	ない事業をしても、その後に使うものがないのであれば、使わない道を造ってもしようがないのと一緒に、人が住んでもらわなければしょうがない。人が住んだ後に、そういった施策を進めていくのが本来ではないかと思いますので、やはり一番に、これから町を担っていつてくれる世代をどう来ていただけるのかという部分を一番に考えていただきたいと思います。
末武議長	以上で3番、本屋敷崇君の発言は終わりました。 以上で、一般質問を終わります。 ここで、8時まで休憩いたします。 休憩 19時38分 (19時40分 久元議員退席)
末武議長	休憩を戻して会議を再開します。 付託案件について、議会運営委員長の報告を求めます。 14番、三好勝利君。
三好総務 常任委員長	付託案件について報告を行います。 休憩中に議会運営委員会を開催し、付託案件4件の審査をしましたが、結果は出ておりません。4案件とも重要な案件であり、関連性もあり、内容の妥当性など、調査、協議に時間を要する案件であります。そのため、結論を出すことが難しく、議会閉会中もなお十分調査し、審査していきたいということで、閉会中の継続審査を申し出ることとしました。
末武議長	以上で報告を終わります。 これをもって、議会運営委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (「なし。」) 質疑なしと認めます。 議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続審査の申し出があります。 お諮りします。 閉会中の継続審査についての件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。 ご異議ありませんか。 (「なし。」)

追加日程第1 日程第30	末武議長	異議なしと認めます。 したがって、閉会中の継続審査についての件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました 追加日程第1 閉会中の継続審査についてを議題といたします。 議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申し出のとおり、閉会中の継続審査申し出があります。 お諮りします。 発議第1号 まんのう町議会議員定数条例の制定について、発議第2号、まんのう町議会議員定数条例の制定について、発議第3号 まんのう町議会議員選挙区条例の制定について、発議第4号 まんのう町議会町民報告会条例の制定についての4議案は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。 日程第30 閉会中の継続調査についてを議題といたします。 本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のため、閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。 お諮りします。 各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。 (「なし。」) 異議なしと認めます。 各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。 会議を閉じます。 これにて、平成20年第2回まんのう町議会定例会を閉会いたします。 閉会 20時5分
----------------------------	-------------	--

		地方自治法第123条第3項の規定により署名する。 平成20年6月26日 まんのう町議会議長 まんのう町議会議員 まんのう町議会議員
--	--	--